

厚生労働省発基 0908 第 5 号

令和 5 年 9 月 8 日

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 有賀 徹 殿

厚 生 労 働 大 臣

加 藤 勝 信

(公 印 省 略)

令和 4 事業年度における業務の実績に関する評価結果及び中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき、貴法人の令和 4 事業年度における業務の実績に関する評価結果及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について、別添のとおり通知する。

第4期中期目標期間見込評価（令和元年度～5年度）

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象事業年度	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	労働基準局安全衛生部	担当課、責任者	計画課 松下 和生 課長
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 石塚 哲朗 参事官
主務大臣				
	法人所管部局		担当課、責任者	
	評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
令和5年8月1日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	項目別評価は、「治療就労両立支援事業」においてS、「労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進」、「労災疾病等に係る研究開発の推進」、「労働災害調査事業」、「労災病院事業」、「産業保健活動総合支援事業」、「未払賃金立替払事業」の6項目においてA、その他7項目においてBとした。 全体の評価を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評価の評価基準に基づき全体評価をAとした。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	中期目標期間における定量的指標及び定性的指標については、概ね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られることが見込まれる。 特に、治療就労両立支援事業については、以下の点において非常に高く評価できる。 ① 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、オンライン形式の基礎研修を積極的に活用することで、多くの両立支援コーディネーターを養成したこと。 ② 基礎研修を修了した両立支援コーディネーター等を対象に、意見交換会及び事例検討会を開催し、支援に当たった課題の検討や好事例の共有等を行い、両立支援コーディネーターの能力向上を図ったこと。 ③ 支援が終了した雇患者から高いレベルの有用度を得たこと。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	【監事からの意見】 機構の業務は適正に実施されており、中期目標や年度計画についてはコロナ禍の下でも概ね期待に応える成果をあげている。勤労者医療と地域医療を持続的に支えていくためには、労災病院全体の健全経営化を図るとともに、多様な働き手一人ひとりが働き続けたいと思える組織作りに向けて、引き続き、尽力することを期待する。 【理事長からの意見】 国の根幹を支える働く方々の健康と安全の確保に寄与するため、各事業を着実に実施するとともに、労災病院の安定的な運営に努めるほか、様々な課題に取り組んでいく。また、労災病院以外の病院などにも当機構の事業で得られた成果を積極的に広めていきたい。
その他特記事項	

様式 1－2－3 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込 評価	期間実 績評価		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項										
労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進	AO重	AO重	AO重	AO重		A O重		1-1-1		
労災疾病等に係る研究開発の推進	A	B	A	A		A		1-1-2		
労働災害調査事業	A	A	A	A		A		1-2		
化学物質等の有害性調査事業	BO重	CO重	CO重	BO重		B O重		1-3	指標設定 困難	
労災病院事業	BO重	AO重	AO重	AO重		A O重		1-4		
産業保健活動総合支援事業	AO重	AO重	AO重	AO重		A O重		1-5		
治療就労両立支援事業	SO重	AO重	SO重	SO重		S O重		1-6		
専門センター事業	B	B	B	B		B		1-7		
未払賃金立替払事業	BO重	AO重	AO重	AO重		A O重		1-8		
納骨堂の運営事業	BO重	BO重	BO重	AO重		B O重		1-9		
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払	—	—	B	B		B		1-10	指標設定 困難	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）		年度評価					中期目標 期間評価		項目別 調書No.	備考
		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	見込 評価	期間実 績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項										
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B			B		2-1	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項										
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B			B		3-1	
Ⅳ．その他の事項										
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B			B		4-1	

重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

様式１－２－４－１ 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１－１	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－３－２ 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー ０４５５－０１

２．主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（計画値）	外部評価の平均点 3.25 点以上	—	3.25 点	3.25 点	3.25 点	3.25 点			予算額（千円）	3,057,079	4,030,486	5,582,050	4,584,726	
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（実績値）	—	（新規項目）	3.81 点	3.99 点	4.06 点	4.41 点			決算額（千円）	3,109,963	4,101,414	4,533,962	4,606,844	
達成度	—	—	117.2%	122.8%	124.9%	135.7%			経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725	3,578,141	3,318,534	
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究	研究の報告書総数の80%以上	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			経常利益（千円）	110,335	68,045	280,987	542,435	

の報告書割合 (計画値)																
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合 (実績値)	—	(新規項目)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				行政コスト（千円）	3,366,283	3,512,119	3,903,533	3,619,720		
達成度	—	—	125.0%	125.0%	125.0%	125.0%				従事人員数（人）	122	131	129	131		
基準の制改定等への貢献 (計画値)	中期目標期間中に50件以上	—	10件	10件	10件	10件										
基準の制改定等への貢献 (実績値)	—	17件 (平成28-30年度実績平均)	18件	16件	12件	13件										
達成度	—	—	180.0%	160.0%	120.0%	130.0%										
ホームページアクセス数 (計画値)	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回	240万回	240万回	240万回										
ホームページアクセス数 (実績値)	—	240万回 (平成29年度実績)	296万回	310万回	285万回	280万回										
達成度	—	—	123.5%	129.3%	118.6%	116.7%										

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	＜主な定量的指標＞ ・ 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		＜評定と根拠＞ 評定：A 機構内の複数の施設が、それぞれの機能を活かして協働し、労働安全衛生施策の立案に資する研究を実施すること	評定	A	評定	
						＜評定に至った理由＞ 厚生労働省の政策担当部門との頻繁な協議、政策評価結果に基づいた研究内容の軌道修正等を行った結果、プロジェクト研究、協	＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞			

		プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25 点以上の評価を得る（成果ごとに、5 点（優れている）、4 点（やや優れている）、3 点（概ね妥当である）、2 点（やや劣っている）、1 点（劣っている））。 ・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。 ・調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献することとし、令和 3 年度における、これら法	で、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。 ・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究について、業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会で事後評価を受け、評価結果の目標値である平均点 3.25 以上を、4 年度までの各年度において上回っている。 ・厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価については、プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究において毎年度評価を受け、「政策効果が期待できる」と評価を受ける割合が、目標値である 80%以上を、4 年度までの各年度において上回っている。 ・法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の 50 件に対し 4 年度までの実績累計は 59 件であり、目標を大幅に上回る見込み。 ・ホームページのアクセス数は、4 年度	働研究、行政要請研究について、外部評価における研究成果の評価（目標毎年度 3.25 点以上）が令和元年度から令和 4 年度の各年度において目標を達成しており、達成度は令和元年度を除き 120%を超えている。4 年度間で平均 4.07 点、達成度 125.2%の実績を得ており、評価できる。 厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究報告書の割合（目標毎年度 80%以上）についても、令和元年度から令和 4 年度の各年度において対目標値の 125%の成果を得ており、評価できる。 さらに、法令・基準の制定及び改定等への貢献した件数（目標毎年度 10 件以上）についても、令和元年度から令和 4 年度の各年度において目標を達成しており、中期目標の 50 件に対し令和 4 年度までの実績累計は 59 件であり、目標を大幅に上回る見込みである。 調査及び研究の成果については、ホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやす	
--	--	--	--	---	--

	通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項 1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。	I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項 1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政	令・基準等への貢献については、10 件以上とする。 ・令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得る。 ＜その他の指標＞ なし	I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項 1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	までの実績累計は 1,171 万件（1 年あたり 293 万件）で、目標としている 1200 万件（1 年あたり 240 万件）を大幅に上回る見込み。 ＜課題と対応＞ ・今後、指標のホームページアクセス数は機構全体のアクセス数ではなく、それぞれのページに関するアクセス数で設定していただきたい。 【安井構成員】 次期中期目標策定の際に設定の見直しを検討する。	いものに努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開するなど掲載方法を工夫した結果、ホームページへのアクセス数（目標毎年度 240 万回以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、中期目標の 1,200 万回に対し令和4年度までの累計実績は 1,171 万回であり、中期目標を上回る見込みである。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られることが見込まれることから、評価を A とした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
--	--	--	--	---	---	---	--

	策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。 (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進	(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進	(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進 - 労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究の実施、準備を行った。 - プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、「死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究」、「過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究」、「就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究」を実施した。 - 基盤的研究を年度計画に基づき実施した。 - 行政要請研究は第三次産業、トンネル建設工事や事務所等における安全衛生に関する研究を実施した。 - 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前、研究実施期間終了後（必要に応じ中間）に厚生労働省の政策担当部門と意見交換を実施した。 - 国の指針に基づき、前年度に研究の終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会で事後評価を受けた。その結果、業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の評価結果の平均点が目標値（平均点3.25以上）を上回った。また、研究の終了した課題について、厚生労働省からの評価結果については、1（非常に政策効果が期待できる）又は2（政策効果が期待できる）の判定を全ての研究で受けたことから、目標の80%を上回った。 ※業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の評価結果の平均点 令和元年度 3.81点（達成度117.2%） 令和2年度 3.99点（達成度122.8%） 令和3年度 4.06点（達成度124.9%） 令和4年度 4.41点（達成度135.7%） ※厚生労働省からの評価結果 令和元年度 100.0%（達成度125.0%） 令和2年度 100.0%（達成度125.0%） 令和3年度 100.0%（達成度125.0%） 令和4年度 100.0%（達成度125.0%） - 法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対し目標を上回った。 令和元年度 18件（達成度180.0%） プロジェクト研究「化学物質のばく露評価への個人ばく露測定活用に関する研究（平成28～令和2年度）」により、作業者に負担の少ない装着法や簡易な分析方法に関する知見が得られ、「作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年1月27日厚生労働省令第8号）及び「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（令和2年2月17日付け基発0217第1号）等の発出の参考とされ、個人サンプラー法が正式に作業環境測定の一部に採用された。			
--	---	-------------------------------------	--	--	--	--

				令和２年度 16件（達成度160.0%） 行政要請研究「トンネル建設工事の切羽付近における粉じん濃度測定に関する研究（平成29～令和元年度）」により、切り羽付近の粉じん濃度測定・評価方法の検討に必要な知見が得られ、「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和２年６月15日厚生労働省令第128号）や「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（令和２年７月20日付け基発0720第２号）等の発出の参考とされ、トンネル内の粉じん濃度の目標値変更等に貢献した。 令和３年度 12件（達成度120.0%） 行政要請研究「ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析」及びプロジェクト研究「テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証」により、ロールボックスパレットの工学的な改良点や適切な使用方法についての知見が得られ、「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について」（令和３年９月29日付け基安発0929第４号）の発出の参考とされ、リーフレット「改良しましょうロールボックスパレット３つのポイントを提案します」による啓発や行政から業界団体への要請文書の発出等、労働衛生の策定に貢献した。 令和４年度 13件（達成度130.0%） 行政要請研究「陸上貨物運送事業における荷役作業中の労働災害の発生要因の分析について」により、テールゲートリフター使用時の作業手順（指揮）の整備・保護帽着用必要性に関する知見が得られ、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和５年厚生労働省令第33号）及び「安全衛生特別教育規程の一部を改正する件」（令和５年厚生労働省告示第104号）等の発出の参考とされ、テールゲートリフター使用に関する特別教育の義務化及び保護帽着用義務範囲の拡大に貢献した。 研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は目標としていた年間240万件を上回った。 令和元年度 296万回（達成度123.5%）（うち労働安全衛生施策に係るアクセス数 184万回） 令和２年度 310万回（達成度129.3%）（うち労働安全衛生施策に係るアクセス数 192万回） 令和３年度 285万回（達成度118.6%）（うち労働安全衛生施策に係るアクセス数 194万回） 令和４年度 280万回（達成度116.7%）（うち労働安全衛生施策に係るアクセス数 196万回）			
	ア プロジェクト研究 以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。	ア プロジェクト研究 プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙１に掲げる研究を推進する。 なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、	＜評価の視点＞ 令和３年度に実施するプロジェクト研究については、別紙１「令和３年度研究一覧」のⅠの研究に重点化して実施しているか。	ア プロジェクト研究 中期目標、中期計画に明記された視点を踏まえ、各年度の研究一覧のⅠに掲げられた研究に重点化し、計画どおり実施した。また、次年度開始予定の研究について準備を行った。 令和元年度 17課題 令和２年度 18課題 令和３年度 15課題 令和４年度 13課題			

	① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点 ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点 ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点 ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点 ⑥ 化学物質等	イの協働研究として実施することも考慮する。 ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点 ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点 ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点 ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点 ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点 ⑥ 化学物質等		② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点 年度計画に基づき、以下の9課題の研究を実施した。 ○ 数値解析を活用した破損事故解析の高度化（平成28年度～令和元年度） ○ 山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究（平成28年度～令和元年度） ○ テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証（平成28年度～令和元年度） ○ 大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究（平成29年度～令和2年度） ○ 建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究（平成30年度～令和3年度） ○ トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究（平成30年度～令和3年度） ○ 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究（令和元年度～令和4年度） ○ 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発（令和3年度～令和6年度） ○ 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究（令和4年度～令和7年度） ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の1課題の研究を実施した。 ○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究（令和3年度～令和5年度） ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の6課題の研究を実施した。 ○ 陸上貨物運送事業従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究（平成30年度～令和2年度） ○ 介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究（平成30年度～令和2年度） ○ 高年齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究（令和元年度～令和4年度） ○ 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究（令和2年度～令和4年度） ○ 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究（令和2年度～令和5年度） ○ 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究（令和3年度～令和6年度） ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究			
--	---	---	--	---	--	--	--

	による健康障害防止対策の推進の視点 ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点 研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。	による健康障害防止対策の推進の視点 ⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点 プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。		年度計画に基づき、以下の5課題の研究を実施した。 ○ 化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の実用に関する研究（平成28年度～令和元年度） ○ 医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究（平成29年度～令和元年度） ○ 化学物質のリスクアセスメント等実施支援策に関する研究（平成30年度～令和3年度） ○ 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の信頼性の向上に関する研究（平成30年度～令和3年度） ○ 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究（令和元年度～令和4年度） ・ プロジェクト研究の実施に当たっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会での評価を経て、外部評価である安衛研究部会における評価を行った上で、研究を開始した。研究の実施中（必要に応じて）や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、ロードマップの進捗状況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証も行っている。 さらに前年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部門より「非常に政策効果が期待できる」とのアンケート評価を受けるとともに、安衛研究部会を開催し、外部有識者から職場環境の改善に有益な研究成果も得られており、今後の研究の発展に期待するとして、すべての年度において目標値（3.25点以上）を上回る評価を受けた。 【研究の一例】 「医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究」 ＜研究概要＞ 非電離放射線の職業ばく露が最も懸念されるMRI検査業務において、労働安全衛生の状況を把握し必要な対策を講じることを目的として、特に妊娠就業者と非電離放射線の関わり及びMRI検査業務で発生することが知られている一時的体調変化（めまい、頭痛等）の人体への有害性について、①アンケート調査、②現場調査、③実験室実験の3点から横断的な研究を実施した。 なお、②現場調査については、労災病院（5施設）の診療放射線技師の協力を得て、小型磁界計による個人磁界ばく露調査を実施した。 ＜外部評価コメント＞ ・ 妊娠への影響、胎児への影響については今後も研究を続けていただきたい。非妊婦における月経への影響を調べる事も重要。 ・ 情報不足によって人員配置に影響しているとの調査結果は、この問題の出発点として重要な知見である。 ＜研究成果＞ 妊娠就業者と非電離放射線の関わりについてはリスクコミュニケーション不足が見受けられ、今後も継続的な情報収集・発信が必要であること、一時的体調変化については短期的影響では事象が顕在化していないものの、高磁界環境下で作業するという特殊性を踏まえ、定期教育等で対策することが推奨されることが示された。この結果については、関係団体（日本磁気共鳴医学会、日本放射線技師会等）等に情報提供を行った。			
--	--	---	--	--	--	--	--

		また、プロジェクト研究の研究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。		「建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究」 <研究概要> 建築物の解体工事において死亡災害の多い、墜落・転落および崩壊・倒壊に起因する災害の防止について、①墜落・転落災害防止について、躯体が不安定な場合でも使用可能な新しい墜落防止工法の安全性等について明らかにする。②崩壊・倒壊災害防止について、既存の外壁解体工法について安全性を評価するとともに、安全な外壁の倒壊防止方法を検討する。 <得られた知見> 本墜落防止工法により、掛け替え作業と墜落距離を少なくすることを実現し、低所でも墜落防止効果が期待できる。 転倒工法の安全な作業手順と、外壁の切削方法の留意事項を示し、切削時の外壁の転倒防止工法を提案した。 <外部評価コメント> ・安全帯に関する危険性と重要性とを指摘した研究で、胸ベルトや腿ベルトV型の使用の重要性の指摘、日本で流通しているベルトのグローバルとの比較など、現場の安全性に関する寄与は大きい。 ・外壁の転倒を防止するための具体的な提案を示したことは非常に大きな意味がある。 ・テーマ設定も的を得ており、適切な二丁掛け等、定量的に示された良い成果も得られている。結論に至る実験結果をわかりやすく示しており、普及させてほしい。 <研究成果> 新しい墜落防止工法は、厚生労働省「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和4年10月）において、今後講ずべき対策として実施すべきであることが提言された。			
イ 協働研究 機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。	イ 協働研究 第3期中期計画では、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛	なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。	・年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施しているか。 ・機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」と	イ 協働研究 ・令和元年度に機構内の複数の施設（安衛研、労災病院、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター、日本バイオアッセイ研究センター、アスベスト疾患研究・研修センター等）が協働し、さらなる統合効果を発揮するため、「協働研究規程」を整備した。 ・厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷			

	研」という。)が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に発揮できる研究を実施してきたところであるが、当機構では、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能や、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第4期中期計画においては、安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設が協働して行う研究(以下「協働研究」という。)を実施する。 研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的と	いう。)については、さらなる統合効果を発揮するため、協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和3年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施しているか。	等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、各年度の研究一覧のⅡで定められている7課題を実施した。 ① 過労死等の防止等に関する研究 「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」(令和3年度～令和5年度)を設定し、病院事務局職員の労働環境の実態把握と改善策の提案及び新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下における病院職員の精神的影響の把握とそれを踏まえた対策の検討を目的として研究を開始した。 【令和3年度】 ・研究分担者の所属する労災病院の事務局管理職及び機構本部の病院勤務経験者にヒアリング調査を実施した。 ・複数の労災病院(12施設)の職員を対象にCOVID-19とメンタルヘルスに関するアンケート調査を実施した。 【令和4年度】 ・研究分担者の所属する労災病院の事務局中堅・若手職員(計12名)にヒアリング調査を実施した。 ② 脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究 「せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」(令和2年度～令和4年度)を設定し、安衛研、関東労災病院及び横浜労災病院が協働して医療データ分析に基づく工学的対策の検討、安衛研及び医療リハビリテーションセンターが協働して歩行支援機器の安全性、臨床効果に関する検討及び歩行支援機器モデル構想の提案を目的として研究を開始した。 【令和2年度】 ・複数の労災病院にて転倒症例データの収集・分析を行った。 ・歩行支援機器の安全性・使用性向上のため、リスクアセスメントシートの改訂や介助者のための教材作成等を行った。 【令和3年度】 ・転倒災害データの定量分析結果を論文化するとともに、新たな転倒災害防止対策の検討を行った。 ・歩行支援機器の安全性・使用性向上のため、安全チェックリストの改訂、MR(複合現実)教材を作成した。 【令和4年度】 ・国内外の歩行支援機器の現状を調査し、その結果から得られた課題を解決するため、機構モデルを製作し、評価実験等を実施した。 【研究成果】 ・転倒経験者のインタビューやRODEO Study(運動器外傷データ)を用いた受傷機転が「転倒」である患者の属性、転倒発生状況等の関係について定量分析等を行い、小売業、飲食店の業態別労働災害の特徴が得られたことから、その結果をまとめ、具体的な対策等を盛り込んだテキストを作成した。 ③ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究 ア 「高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究」及び「アクリル酸系水溶性ポリマー吸入による肺の急性及び慢性毒性の発生機序の解明」(平成29年度～令和2年度) アクリル酸系水溶性ポリマー(以下「ポリマー」という。)の吸入による労働者の肺病変の発生事案を契機とし、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、研究テーマを設定し、ポリマー取扱労働者に対する臨床研究と、実験動物に対する吸入試等による、肺組織の病理組織学的解			
--	---	--	--	--	--	--

	して、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、連携による相乗効果が期待されるものについて設定すること。	活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくものを設定する。	析等を行うことを目的として研究を開始した。 【令和元年度】 ・本研究への協力企業に所属するポリマー取扱労働者への胸部CT撮影等を実施するとともに、作業者のばく露状況等の調査を行った。結果、作業者の一部において特徴的な肺障害が存在することが確認された。 ・全身吸入ばく露システムを用いた動物実験、及びその進捗を補完する気管内投与実験と培養細胞実験を実施した。 【令和２年度】 ・前年度に所見が確認されたポリマー取扱労働者に対して胸部CT撮影等を実施（経過観察含む）し、その結果を元に報告書や学術論文の作成を進めた。 【研究成果】 ・「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会」の検討に当たり、労働者等に対する健康管理の実施や呼吸器疾患の発生状況の把握と報告の必要性の裏付けとなる本疾患の医学的所見の経過報告や病理組織学的解析結果を提供し、行政検討会報告書とりまとめに貢献した。 ・学術論文として、「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の気管内投与による肺毒性：ラット・マウス間の比較」（病態のラット・マウス間での種差を検討することを目的とし、アクリル酸系ポリマー２種の気管内投与による毒性影響とその経過について精査し、肺に対して強い炎症および細胞障害性を惹起するが、時間経過とともに軽快するが、炎症が引き金となって肺胞壁の肥厚（線維化）へと向かうものと推定されること、ラットの方が強い炎症が惹起されることが判明した。）を粉体毒性を取り扱う学術雑誌のなかでも影響度や引用頻度の指標の高いParticle and Fibre Toxicology誌（インパクトファクター2021最新：9.112点）に投稿し、掲載された。 ・研究成果から、ポリマーを中心とした有機粉じんの毒性評価のための包括的な基盤構築が喫緊の課題であることから、令和４年度から新たに下記エ、オの研究を開始した。 イ 「ベリリウム化合物の取扱作業等者のばく露防止及び健康管理に関する研究」（令和２年度～令和５年度） 特殊健康診断項目の見直しの必要性や健康管理手帳の交付要件の見直し等の必要性（慢性ベリリウム症診断の見直しを含む。）から研究を開始した。 【令和２年度】 ・ベリリウム感作の判定基準の確立を目指すべく、研究参加に同意した慢性ベリリウム症、類似疾患の患者やベリリウム非取扱者（上記を総称して「研究参加者」という。）に対して検査を行い、それぞれの結果を比較検討した。 【令和３年度】 ・ベリリウムを取り扱っている複数の事業所に対して研究内容について、WEB会議システムを活用した説明会を実施した。 【令和４年度】 ・ベリリウムを取り扱っている事業所（２社）への現場訪問及び模擬試験を実施した。 ・低線量CTの条件検討を行い、研究参加者に臨床検査を実施した。 ウ 「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」（令和２年度～令和４年度） 厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年９月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策、経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的として研究を開始した。 【令和２年度】			
--	--	--	--	--	--	--

			・シリカを取り扱っている複数の事業所に対して研究内容についてWEB会議システムを活用した説明会を実施した。うち1社については事前の訪問調査を実施した。 ・シリカ粒子の粒子径と結晶度の違い等による毒性影響調査や動物実験を実施した。 【令和3年度】 ・シリカを取り扱っている事業所に事前の訪問調査及び本調査を実施した。 【令和4年度】 ・シリカを扱っている事業所の同意を得られた従業員9名の過去10年間の健診結果を確認し、所見が見られた3名に対しCT検査を依頼、うち同意を得られた1名についてCT検査を実施した。 【研究成果】 ・現場調査の結果から、各事業場における効果的なばく露防止対策（マスクの定期的なフィッティングテストの実施、効果的な呼吸用保護具の使用等）を提案した。 ・臨床研究、実験研究（in vivo、in vitro）の結果から、毒性の強い粒子の特徴が示唆された。 エ 「有機粉じんの毒性評価のための包括的基盤構築」 多種多様なポリマーを基軸とした有機粉じんの毒性評価のための評価系について体系的な情報整理と基礎研究実施による基盤構築を行い、有機粉じんの有害性評価の迅速化・高度化・標準化のためのスクリーニング手法開発、及び法令改正に資するエビデンスを集積することを目的に令和4年度から新たに研究を開始した。 【令和4年度】 ・pilot studyとして数種類の被験物質を用いたin vitroでの予備試験及びラットを用いた湿式気管内投与実験を実施した。 ・乾式気管内投与法及び豚の肺に被験物質を投与するための新規投与法を検討した。 オ 「じん肺の新規バイオマーカー及び迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究」 粉じん作業労働者の健康と安全に寄与するためのじん肺の新規診断マーカーや進行度を予測するマーカーの創出並びにじん肺リスクを迅速に評価できる手法の構築を目的に令和4年度から新たに研究を開始した。 【令和4年度】 ・ラットを用いた動物実験によりじん肺の新規マーカー候補の検討を行った。 ・じん肺健康診断の受診者を対象として、採血、採尿、喀痰採取及びアンケート調査を実施した。 ・共培養系の培養条件の検討として、in vitroでの予備試験を実施した。 ・過労死分野及び産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。 ・安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、日本職業・災害医学会学術大会（以下「職災学会」という。）の中に当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った。 【令和元年度】 ・令和元年11月8日に調査・研究発表会を開催。 ＜出席者＞ 安衛研職員（基礎研究者、事務職員等）、労災病院職員（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、リハビリテーション技師等）、日本バイオアッセイ研究センター技術者、産保センター所長、専門職等110人 ＜研究発表テーマ＞ 労災疾病等医学研究、プロジェクト研究等8課題			
--	--	--	--	--	--	--

			催や研究の進行等に際しては、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指しているか。	ポスターセッション：８課題 【令和２年度】 ・令和２年12月５日発行の職災学会誌において、安衛研やバイオにおける研究成果等について抄録発表を行った（令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、誌上開催）。 一般口演：５題 ポスターセッション：３題 【令和３年度】 ・令和３年11月27、28日に開催された第69回職災学会において、研究成果等について発表を行った（令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンライン開催）。 一般口演：６題 【令和４年度】 ・令和４年11月５、６日に開催された第70回職災学会において、研究成果等について発表を行った（令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、オンライン開催）。 一般口演：４題			
ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病及び産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。	ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。	・安衛研において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙１「令和３年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施	ウ 基盤的研究 ・国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、年度計画の各年度の度研究一覧のⅢの基盤的研究を実施した。 【令和元年度】25課題 【令和２年度】26課題 【令和３年度】22課題 【令和４年度】34課題 【研究の一例】 ○「COVID-19等による医療従事者のメンタルヘルスへの影響と対策の検討」（令和２年度） ＜研究概要＞ COVID-19等がメンタルヘルスに与える影響や、その対策内容を解明することを目的として、医療従事者へのインタビュー調査を実施。調査に当たっては、労災病院の職員を対象とした。 ＜研究成果＞ 本研究は、協働研究「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」（令和３年度～令和５年度）の予備調査として実施し、結果は、協働研究で実施するアンケート調査の質問項目作成の参考とされた。 ・研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。				

	エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。	エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。	しているか。 ・厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施しているか。 ・研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めているか。	エ 行政要請研究 - 厚生労働省からの要請を受けた課題について調査研究を実施し、調査研究の終了した課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。 【令和元年度】10課題（新規7、継続3） 【令和2年度】9課題（新規6、継続3） 【令和3年度】8課題（新規5、継続3） 【令和4年度】7課題（新規4、継続3） - 前年度に調査研究の終了した課題について安衛研究部会における事後評価を受けた。 厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始にあたり、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 ①厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング ②実施の可否及び担当研究員を調整 ③厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 ④研究開始（※必要に応じて厚生労働省と意見交換） ⑤研究結果を厚生労働省に報告し、喫緊の行政課題解決に活用 《活用例》 【令和元年度】 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日付け基発0712第3号） 【令和2年度】 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改正（令和2年9月1日付け基発0901第4号） 「副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析」において、調査会社にモニター登録している労働者に健康状況及び健康管理状況等に関する調査を実施し、ガイドラインの労働時間の通算の考え方等に反映された。 【令和3年度】 「令和3年9月29日発陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けたより一層の取組について」（基安安発第0929第4号）【リーフレット「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します」を厚生労働省とともに作成し、令和3年7月に厚生労働省、日本パレット協会、安衛研のホームページ上で公開】 【令和4年度】 「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令）（令和4年5月31日公布）【省令改正啓発動画を作成し、令和4年10月に安衛研のホームページ上で公開】 ロールボックスパレットの工学的な改良点や適切な使用方法についての知見が得られ、リーフレット「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します」による啓発や行政から業界団体への要請文書の発出等、労働衛生の策定に貢献した。 「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和2年6月15日厚生労働省令128号）、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（令和2年7月20日付け基発0720第2号） トンネル内の粉じん濃度の目標値を決定するため、複数の現場にて粉じん計による測定と粉じんの質量から質量濃度を求め、標準的な値を検討会に報告し、トンネル内の粉じん濃度の目標値の変更等に貢献した。			
--	--	---	--	---	--	--	--

	オ 過労死等に関する調査研究等 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。 過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。	オ 過労死等に関する調査研究等 過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）の第 4 の 2 に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。	・過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定。以下「大綱」という。）の第 4 の 2 に掲げられた調査研究等を実施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献しているか。 ・大綱は、3 年ごとに見直しが行われることになっており、令和 3 年度に大綱の改定がなされた場合は、その内容に沿って取り組んでいるか。 本調査研究に当たっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状	オ 過労死等に関する調査研究等 ○ 過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成30年7月24日、令和3年7月30日閣議決定）に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。 各年度以下の①～④について実施した。 ① 過労死等事案の解析 【令和元年度】 ・平成27、28年度に決定された労災認定に係る調査復命書（脳心511件、精神970件）の基本データ入力作業を完了した。 ・労災認定事案の経年変化（8年間）、重点業種における労災認定事案、脳・心臓疾患の病態、精神障害自殺の詳細、裁量労働制労働者の労災認定事案の特徴、JILPTによる裁量労働制労働者の労災認定事案の事例などの解析を進めた。 【令和2年度】 ・平成30年度に決定された業務上事案調査復命書（延べ703件）の主要項目の入力が済み、入力を終えている平成27、28年度に決定された業務外事案調査復命書（延べ2,531件）の主要項目の確認作業を進めた。 【令和3年度】 ・令和元年度に決定された業務上事案調査復命書（延べ725件）及び平成27年度から令和元年度に決定された業務外事案調査復命書（延べ6,973件）のデータを入力した。 【令和4年度】 ・令和2年度に決定された業務上事案調査復命書（延べ802件）及び令和2年度に決定された業務外事案調査復命書（延べ1,769件）のデータを入力した。 ② 疫学研究 【令和元年度】 ・過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月24日閣議決定）で過労死等が多く発生していると指摘されている職種・業種のうち、自動車運転従事者と看護師に対する現場介入調査のため、日本看護協会と全日本トラック協会の協力を得て、交代制看護師とトラック運転手を対象とした現場調査研究を引き続き進めた。大手鉄鋼メーカーを対象に現場介入研究に向けた予備調査を行う準備をしている。 【令和2年度】 ・現場介入研究を実施した。 ・どのような要因が過労死等のリスク要因として影響が強いのかを調査することを目的に、大手企業を対象とした延べ9企業（約15万人）が参加し、長期間（5～10年）にわたる勤怠記録、ストレスチェック結果及び健康診断等データの収集・分析を進めている。 【令和3年度】 ・前年度に引き続き現場調査研究とデータの収集・分析を行った。 【令和4年度】 ・現場調査研究として、看護師と高齢者介護労働者の調査を実施し、トラックドライバーの介入調査に向けて、事業場とヒアリングを実施した。 ③ 実験研究 【令和元年度】 ・長時間労働による脳・心臓疾患発症のメカニズム解明のため、労働者の循環器負担及び心肺持久力に			
--	---	---	--	--	--	--	--

			況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めているか。 また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置を講ずる。 上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の	関する実験を行い、データ収集を行った。 【令和２年度】 ・前年度に引き続きデータ収集と解析を行った。 【令和３年度】 ・前年度に引き続きデータ収集と解析を行うとともに、循環器負担に関する研究では、次年度から実施するドライブシミュレーターを用いた実験の準備を行った。 【令和４年度】 ・心肺持久力に関する実験では簡易評価指標開発のための実験並びに横断・縦断調査を実施した。過重労働による循環器負担に関する研究では、引き続きドライブシミュレーターを用いた実験の準備を行った。 ④ 対策実装研究（令和３年度～） 【令和３年度】 ・過労死等防止対策の実装に向けて、タスクフォースを結成し、課題の洗い出しや重点業職種の経営者・作業員へのヒアリングによる情報収集を行った。 ・企業の経営者、大手企業の安全衛生リーダー、業界団体等で構成される会議を令和３年度は計２回実施し、課題や対策アクションの実行可能性を議論した（令和３年12月16日、令和４年３月16日）。 【令和４年度】 ・過労死等防止対策の実装に向けて、タスクフォース会議を２回開催し、対策アクションについて検討を行った。 ・大規模災害等により、安衛研のサーバーに保存されている過労死等研究のためのデータベース及びこれまでの研究成果の電子情報が遺失しないよう安全性が担保された別の場所にサーバーを設置し、適時バックアップできるような情報システムの構築に向けて、専門業者からのアドバイスを基に検討を進めている。 ・ 協働研究は本部研究と位置付け、機構本部主導で外部の研究機関との連絡調整を行っている。例えば協働研究「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾患に関する労働衛生学的研究」（令和２～４年度）においては、川崎医科大学放射線科に CT 読影の協力や、免疫学的解析を依頼するなど必要に応じて、外部機関と役割分担しながら未知の健康障害の解明に取り組んでいる。 ・ 新たな安全衛生機器の開発として、協働研究「せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」（令和２～４年度）において歩行支援機器のモデル構想に取り組んでいる。 ○ 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究等 東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者約２万人の健康管理や放射線影響の有無などについての疫学研究が国の施策として平成26年度から行われている。			
--	--	--	--	--	--	--	--

		活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。	ら、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮しているか。	平成31年度から5年間実施される研究に応募し、厚生労働省から採択され、補助金を得て安衛研において標記研究を実施している。 当該研究は、緊急作業従事者を生涯（数十年以上）にわたって追跡し、健康状態を調査する研究である。このため、統括研究機関を労働安全衛生総合研究所とし、共同研究機関として公益財団法人放射線影響研究所、大学、放射線医学総合研究所等の他の研究機関と専門分野に応じた役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。 なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研究所で行われていたことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行っている。 ・研究開始からの累積研究参加者 7,862人 ・研究開始からの累積健診受診者 6,331人 ・今中期目標期間の健診受診者 ○基本健診 令和元年度:887人 令和2年度:1,567人 令和3年度:1,143人 令和4年度:1,795人 ○多項目健診 令和元年度:175人 令和2年度:1,228人 令和3年度:1,183人 令和4年度:1,387人 また、令和4年度には第2期の第三者評価委員会が行われ、上記のような取り組みによる健康影響の分析等が対象者の健康管理に有用であり今後も期待できるとの評価が得られた一方、研究体制の強化等が提言された。 緊急従事者を対象に、健康管理等に役立てていただくため、医師、保健師等が対応する電話やメール、対面等による相談窓口を設けており、令和3年度及び4年度の相談受付状況は以下のとおり。 ・健康相談（健康状態と被ばくの関係など） 令和3年度：79件 令和4年度：65件 ・保健指導（健康診断結果に基づく保健指導など） 令和3年度：287件 令和4年度：418件 ・長期的健康管理の制度について 令和3年度：187件 令和4年度：186件 等 ・研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JIS や ISO/IEC への標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努めているか。 ・開発した機器等※は、特許の取得、JIS や ISO/IEC への標準化の働きかけを通じて、広く普及されるよう努めている。各年度の保有登録特許件数及び出願件数は以下のとおりである。 【令和元年度】登録件数 40 件、出願件数 10 件 【令和2年度】登録件数 33 件、出願件数 7 件 【令和3年度】登録件数 26 件、出願件数 3 件 【令和4年度】登録件数 23 件、出願件数 0 件 ※安衛研で開発し特許を取得した機器の例は以下のとおりである。 ・昇降板用後付け柵 トラックなどの車両の荷台部分に設置された昇降板から荷物の落下や作業員の転落を防止することを目的とし、柵部・収容部・操作具・セット部を備え、昇降板に取り付ける位置を自由に決めることができ、従来の安全柵よりも安全で強度が高いこと等を特徴とする。 ・静電気測定装置 可燃性雰囲気のような防爆仕様を必要とする環境でも使用でき、誘導電流の検出感度を高め、帯電物体の帯電電位や帯電物体に基づく静電電界等を検出する。 （3）研究の実施体制等の強化 ・研究試験を掌理する理事を中心として、下記の事項を行うなど機構における労働安全衛生に係る研究・試験事業が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究試験企画調整部が総合的な企画調整を行った。			
（3）研究の実施体制等の強化 ア 理事のうち1人に研究・試	（3）研究の実施体制等の強化 ア 機構における研究・試験等		・機構における研究・試験等が				

	験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。	が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。	機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化しているか。	① 厚生労働省から要請のあった研究について、政策担当者から行政ニーズ等を確認し、研究員と厚生労働省との調整を図りながら行政要請研究を実施。 【令和元年度】 7 課題 【令和2年度】 9 課題 【令和3年度】 8 課題 【令和4年度】 7 課題 ② プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究については、研究員と厚生労働省の政策担当部門との調整を図り、意見交換を実施。 【令和元年度】 11 回 【令和2年度】 10 回 【令和3年度】 19 回 【令和4年度】 20 回 ③ 研究の実施に当たっては、関係施設との調整を図り、アンケート調査やインタビュー調査等を実施した。			
	イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。	イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者の確保はもとより、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。	・ 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進めているか。 ・ 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与しているか。 ・ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行っているか。 ・ 国内外の諸機関の要請に応じ	・ 長岡科学技術大学、東京電機大学、北里大学など複数機関と連携大学院協定を締結し、安衛研の研究員を連携准教授、客員教授等として協定先大学院に講師を派遣し、指導等を行った。 【令和元年度】 9 機関、講師派遣 12 人 【令和2年度】 6 機関、講師派遣 11 人 【令和3年度】 6 機関、講師派遣 11 人 【令和4年度】 7 機関、講師派遣 10 人 ・ 過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPT と連携して研究を行い、労働政策研究に係る学術交流について進めている。 ・ 同上 ・ 東京大、東京電機大、東京都市大、日大など 10 以上の研究機関の研修生等を受け入れている。 【令和元年度】 研修生等 35 人 【令和2年度】 研修生等 21 人 【令和3年度】 研修生等 28 人 【令和4年度】 研修生等 31 人 ・ 国外の会議や国内の検討会等に委員として参加している。 【令和元年度】			

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。	・研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、新型コロナウイルス感染症による活動制限の状況も鑑みつつ、可能であれば研究員を派遣しているか。 ・令和３年度から新たに安衛研に「新技術安全研究グループ」を設置し、ロボット、AI（人工知能）、IoTなどの新技術に関する労働災害防止対策の研究を開始するに当たり、従来にも増して、国内外の労働安全衛生研究の最新の知見及び動向を把握し、関係機関との連携を強化しているか。 ・過労死等に関する研究をはじめ	<table><tr><td></td><td>ソウル科学技術大学校</td><td>2002 年 9 月（2022 年 9 月）</td></tr><tr><td>ドイツ</td><td>ドイツ　ヴェルツブルク・シュヴァインフルト 応用科学大学</td><td>2019 年 9 月（2022 年 8 月）</td></tr></table>		ソウル科学技術大学校	2002 年 9 月（2022 年 9 月）	ドイツ	ドイツ　ヴェルツブルク・シュヴァインフルト 応用科学大学	2019 年 9 月（2022 年 8 月）			
					ソウル科学技術大学校	2002 年 9 月（2022 年 9 月）							
ドイツ	ドイツ　ヴェルツブルク・シュヴァインフルト 応用科学大学	2019 年 9 月（2022 年 8 月）											
エ　自然科学的な側面と社会科学	エ　過労死等に関する研究をは	・　在外研究員派遣制度に基づき、令和元年度は１人の研究員を客員研究員としてフィンランド労働衛生研究所 (Finnish Institute of Occupational Health) へ派遣した。令和２年度以降については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限があり実施を見合わせたものもあったが、令和５年度からは積極的に実施するようの実施に向けて新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたルールを検討するなど、引き続き体制整備を行っている。 <											

	学的な側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。	じめとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要のある研究分野については、社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。	めとした、自然科学的な側面と社会科学的な側面の両者を考慮する必要のある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系の他の研究機関との連携等の強化を図っているか。 ・関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進しているか。 ・令和３年度から新たに安衛研に「社会労働衛生研究グループ」を設置し、過労死等の労働・社会分野の調査・分析を行うこととしており、従来にも増して社会科学系の研究に強みを有する他の機関等との連携を強化しているか。 ・中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に設置した化学物質情報	る。また、全日本トラック協会、日本看護協会の協力・連携の下、運送業や医療現場を対象にした共同研究「トラック運転手の働き方の実態にあわせた効果的な過重労働対策に関する研究」、「交代制勤務看護師の勤務間インターバルと疲労回復に関する研究」を行っている。 ・令和３年４月１日に「社会労働衛生研究グループ」を安衛研に設置し、過労死等の労働・社会面分野の調査・分析に取り組んでいる。国が定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で求められている過労死等に関する労働・社会面分野の調査研究について、アンケート調査やヒアリング調査を実施した。 ・令和２年４月１日に「化学物質情報管理研究センター」を安衛研に設置し、中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を一元的に実施できるよう体制整備に取り組んでいる。当該センターを中核として化学物質関連の労働安全衛生研究を実施しているほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛生部と密に連携していくため、月１回を目安に安衛研、機構本部及び厚生労働省安全衛生部との打ち合			
	オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための	オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査	・中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に設置した化学物質情報				

	研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。 （４）国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。	や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を整備する。 （４）国際貢献、海外への発信 海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。 このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外	管理研究センターにおいて、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を推進しているか。	わせを実施した。 ・ 情報発信体制の整備に伴い、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」の報告書及びそれを受けた政省令改正にかかる周知解説の動画等を令和３年度２本、令和４年度８本を作成し、安衛研のYouTubeチャンネル（JNIOSHチャンネル）にアップロードした。 （４）国際貢献、海外への発信			
--	---	---	--	---	--	--	--

		に提供する。 ・ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集しているか。 ・ 労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供しているか。 ・ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布しているか。 ・ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進す	・ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するための各年度の主な取組は下記のとおり。 【令和元年度】 スイス・ジュネーブで開催された第37、38回化学品の分類及び表示に関する世界調和システム専門家小委員会に参加し、GHS分類に係る最近の動向や諸外国の取組状況等の情報収集を行った。 【令和2年度】 ドイツの労働安全衛生関連の有識者との電子（WEB）会議システムを活用した研究交流会を実施した（令和2年8月6日、9月7日、10月16日、11月13日、12月14日、令和3年1月18日、2月18日、3月16日）。 【令和3年度】 WHO本部からの依頼に基づき、WHO協力センターとして、産業医科大学産業生体科学研究所との共同でWHOの学習プラットフォーム日本語版を作成し、公開した（令和3年10月）。 【令和4年度】 すべり、つまずき、転倒・転落に関する国際会議に参加した（令和4年7月22～23日）。 ・ 国内外から収集した労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料等については、安衛研内の研究推進・国際センターにおいて整理し、その知見については大学等の講義や海外での講演等に活用することで、国内外に提供している。 ・ 国際学術誌「Industrial Health」を毎年6回発行し、国内外の大学・研究機関等に配布した。 ・ 和文学術誌「労働安全衛生研究」を毎年2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。 ・ 令和元年7月にWHO労働衛生協力センターとして引き続き指定された（指定期間は4年間）。WHOからのTerms of referenceは次の2テーマであり、安衛研の研究員がそれぞれ担当している。 ① 西太平洋地域諸国における過重労働関連健康議会要因に関するツールキットとファクトシートの国際的用途推進 ② 西太平洋地域諸国における職業性熱中症の予防策とツールキットの国際応用と推進 ・ 新型コロナウイルス感染症のパンデミックに関連して令和3年度より以下の活動を実施。			
--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。	生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。	委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点 3.25点以上の評価を得ているか。	【令和元年度】8課題、平均点3.81 【令和2年度】12課題、平均点3.99 【令和3年度】10課題、平均点4.06 【令和4年度】7課題、平均点4.41 ※一例は次のとおり ○ 行政要請研究「第三次産業における行政施策推進方策に関する研究」 【研究概要】 小売業、飲食店、社会福祉施設等を対象に労働災害防止の取り組み事例調査等を行い、調査結果を基に労働災害減少要因を分析し、その結果を好事例としてとりまとめることを目的とする。 【得られた知見】 アンケートやヒアリング調査により、行政施策に基づく本社・本部主導で店舗・施設の安全活動を実施していること、店舗・施設の具体的な安全対策が一定のリスク低減効果を有することが示された。 【評価コメントの一例】 ・「設備」や「箱物」に目が向きがちな中で、人の動線や行動学に配慮している点を評価。 ・現場ですぐに活用できる有用性の高い研究である。好事例や成果物としての教育動画数が限られているため、量と質が今後充実することを期待する。 ・研究者がトップダウン的に好事例を集めるだけではなく、現場からボトムアップで上がってくるような仕掛けの構築が必要。 【研究成果】 調査結果を元にパンフレットを作成し、厚労省ホームページに掲載した。併せて、視聴覚教材を作成し、安衛研の公式YouTubeに公開した。 ○ プロジェクト研究「建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究」 【研究概要】 建築物の解体工事において死亡災害の多い、墜落・転落および崩壊・倒壊に起因する災害の防止について、①墜落・転落災害防止について、躯体が不安定な場合でも使用可能な新しい墜落防止工法の安全性等について明らかにする。②崩壊・倒壊災害防止について、既存の外壁解体工法について安全性を評価するとともに、安全な外壁の倒壊防止方法を検討する。 【得られた知見】 本墜落防止工法により、掛け替え作業と墜落距離を少なくすることを実現し、低所でも墜落防止効果が期待できる。 転倒工法の安全な作業手順と、外壁の切削方法の留意事項を示し、切削時の外壁の転倒防止工法を提案した。 【評価コメントの一例】 ・安全帯に関する危険性と重要性とを指摘した研究で、胸ベルトや腿ベルトV型の使用の重要性の指摘、日本で流通しているベルトのグローバルとの比較など、現場の安全性に関する寄与は大きい。 ・外壁の転倒を防止するための具体的な提案を示したことは非常に大きな意味がある。			
--	---	--	--	--	--	--	--

	イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。 【目標設定の考え方】 類似する研究に係る実績を踏まえ設定した。 （6）研究成果の積極的な普及・活用 労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。 ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛	イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。 （6）研究成果の積極的な普及・活用 労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。 ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定	・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和3年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けているか。 ・行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や	・テーマ設定も的を得ており、適切な二丁掛け等、定量的に示された良い成果も得られている。結論に至る実験結果をわかりやすく示しており、普及させてほしい。 【研究成果】 墜落防止工法は、厚生労働省「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」の報告書（令和4年10月）において、今後講ずべき対策として実施すべきであることが提言された。 ・前年度に終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の報告書を厚生労働省に提出し、「政策効果が期待できる」かどうかの評価を受けた。その結果、2以上（1：非常に政策効果が期待できる又は2：政策効果が期待できる）の判定がすべての年度で100%であったことから、目標の80%を上回った。その理由として、厚生労働省政策担当部門と研究内容のすり合わせ等のために意見交換を密に行うことで、政策効果に結び付く研究成果を上げることができた。アンケートにおいても、通達等の改正の参考とされたほか、行政の検討会や業界への周知において活用した・今後活用する旨の回答が多く得られた。 【令和元年度】8課題（1：4課題、2：4課題） 【令和2年度】12課題（1：9課題、2：3課題） 【令和3年度】12課題（1：6課題、2：6課題） 【令和4年度】9課題（1：3課題、2：6課題） （6）研究成果の積極的な普及・活用 ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応した。主な内容は以下のとおり。 ・過労死等の防止のための対策に関する大綱（令和3年7月30日閣議決定）の第3の2に掲げら			
--	---	---	--	--	--	--	--

	生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。	等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に 50 件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。	研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献しているか。 ・令和 3 年度における、これら法令・基準等への貢献については、10 件以上貢献しているか。	れた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、JILPT 等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っており、過労死等事案の解析結果等が過労死等防止対策白書に掲載された。 ・ 過労死等防止調査研究センターの知見を活かし、以下のとおり検討会等へ参加している。 【令和元年度】 ・ 雇用環境・均等局職業生活両立課による「勤務間インターバル制度普及促進のための広報事業」に委員として参加した。 【令和 2 年度】 ・ 厚生労働省労働基準局補償課による「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」（座長：磯博康・大阪大学教授）に委員として参加した（令和 2 年 7 月 21 日、9 月 29 日、令和 3 年 1 月 19 日、2 月 12 日、3 月 23 日）。 ・ 国土交通省海事局船員政策課による「船員の健康確保に関する検討会」に関連して、船員に特化した過労死等事案の解析を進め、過労死等事案研究の分担研究報告書をまとめた。 【令和 3 年度】 ・ 厚生労働省労働基準局補償課による「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」（座長：磯博康・大阪大学教授）に委員として参加した（令和 3 年 4 月 20 日、5 月 28 日、6 月 22 日、7 月 7 日）。 ・ 厚生労働省労働基準局補償課による「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」（座長：黒木宜夫・東邦大学名誉教授）に委員として参加した（令和 3 年 12 月 7 日、令和 4 年 2 月 8 日、3 月 15 日）。 【令和 4 年度】 ・ 厚生労働省労働基準局補償課による「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」（座長：黒木宜夫・東邦大学名誉教授）に委員として参加した（令和 4 年 5 月 31 日、6 月 30 日、7 月 26 日、9 月 20 日、10 月 13 日、11 月 22 日、12 月 20 日、令和 5 年 1 月 31 日、3 月 7 日）。 労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等実績は、目標値 10 件を全ての年度で上回った。 【令和元年度】18 件 達成度 180.0% プロジェクト研究「化学物質のばく露評価への個人ばく露測定活用に関する研究（平成 28～令和 2 年度）」により、作業者に負担の少ない装着法や簡易な分析方法に関する知見が得られ、「作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」（令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省令第 8 号）及び「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（令和 2 年 2 月 17 日付け基発 0217 第 1 号）等の発出の参考とされ、個人サンプラー法が正式に作業環境測定の一部に採用された。 【令和 2 年度】16 件 達成度 160.0% 行政要請研究「トンネル建設工事の切羽付近における粉じん濃度測定に関する研究（平成 29～令和元年度）」により、切り羽付近の粉じん濃度測定・評価方法の検討に必要な知見が得られ、「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和 2 年 6 月 15 日厚生労働省令第 128 号）や「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号）等の発出の参考とされ、トンネル内の粉じん濃度の目標値変更等に貢献した。 【令和 3 年度】12 件 達成度 120.0%			
--	--	---	--	--	--	--	--

	イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法	イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。 ② プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進しているか。 ・プロジェクト研究をはじめとする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図っているか。	行政要請研究「ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析」及びプロジェクト研究「テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証」により、ロールボックスパレットの工学的な改良点や適切な使用方法についての知見が得られ、「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について」（令和3年9月29日付け基安安発 0929 第4号）の発出の参考とされ、リーフレット「改良しましょうロールボックスパレット3つのポイントを提案します」による啓発や行政から業界団体への要請文書の発出等、労働衛生の策定に貢献した。 【令和4年度】13件 達成度 130.0% 行政要請研究「陸上貨物運送事業における荷役作業中の労働災害の発生要因の分析について」により、テールゲートリフター使用時の作業手順（指揮）の整備・保護帽着用必要性に関する知見が得られ、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第33号）及び「安全衛生特別教育規程の一部を改正する件」（令和5年厚生労働省告示第104号）等の発出の参考とされ、テールゲートリフター使用に関する特別教育の義務化及び保護帽着用義務範囲の拡大に貢献した。 イ 学会発表等の促進 ・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表（WEBを含む。）、原著論文等の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進した。 ※各年度の発表件数は下記のとおり。 【令和元年度】口頭発表 263件、論文発表 182件、学会等における受賞 20件 【令和2年度】口頭発表 186件、論文発表 183件、学会等における受賞 13件 【令和3年度】口頭発表 237件、論文発表 159件、学会等における受賞 18件 【令和4年度】口頭発表 263件、論文発表 206件、学会等における受賞 21件 ・研究が終了したプロジェクト研究について、特別研究報告（SRR）を発行し、協働研究を行っている大学、業界団体等に送付した。 ・また、プロジェクト研究をはじめとする研究の成果を安衛研のホームページで公開し、併せて安衛研メールマガジンにおいて厚生労働省、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等に発信することで積極的な広報を行った。 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信			
--	--	---	--	--	--	--	--

	等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。 中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。	① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。	・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。 ・安衛研において、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-STAGE(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開しているか。 ・令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中	- 以下の調査及び研究の成果をホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 - 安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」(年6回発行) - 和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2回発行) - 特別研究報告等の掲載論文 - 技術資料 等 「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を研究所のホームページ及びJ-STAGE(化学技術情報発信・流通統合システム/独立行政法人科学技術振興機構)で公開した。 - YouTubeのJNIOOSHチャンネルにて実験動画等を公開した。 【令和元年度】4本 【令和2年度】1本 【令和3年度】18本 【令和4年度】19本 - 研究所一般公開及び安全衛生技術講習会等のイベントは開催告知のみならず、終了後の結果報告についても速やかにホームページに掲載した(なお、イベントの開催は令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりオンライン上で開催した。) - 研究業績・成果等に関係するホームページのアクセス数は目標としていた年240万回を大幅に上回った。 【令和元年度】296万回(うち労働安全衛生施策に係る数 184万回) 【令和2年度】310万回(うち労働安全衛生施策に係る数 192万回) 【令和3年度】285万回(うち労働安全衛生施策に係る数 194万回) 【令和4年度】280万回(うち労働安全衛生施策に係る数 196万回)			
--	---	---	---	--	--	--	--

		の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得ているか。 ② メールマガジンを毎月 1 回発行し、安衛研の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。 ③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。 エ 講演会等の開催 ① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する講演会を開催する。	・ 令和 2 年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月 1 回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報しているか。 ・ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行っているか。 ・ 安全衛生技術講演会は、電子（WEB）会議システム等も活用しているか。 ・ 労働災害防止団体の主催する大会等に積極的	・ 各年度ごとに労働安全衛生総合研究所年報を発行した。 ・ メールマガジン（安衛研ニュース）は毎月 1 回配信し、労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行っている。 ・ 研究成果を活用した事業場向け技術ガイドラインを発行するとともに、安衛研ホームページで公表している。 ・ 一般誌等に論文・記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。 【令和元年度】120 件 【令和 2 年度】141 件 【令和 3 年度】106 件 【令和 4 年度】94 件 ・ 国内テレビ局等からの取材に協力した。 【令和元年度】21 件 【令和 2 年度】10 件 【令和 3 年度】8 件 【令和 4 年度】9 件 エ 講演会等の開催 ・ 安全衛生技術講演会は、オンラインで開催している。 ・ 中央労働災害防止協会主催の「全国産業安全衛生大会」にて講演を行っている。			
--	--	--	--	--	--	--	--

	ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。	② 安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。 オ 知的財産の活用促進 研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。	に参加し講演する機会を設けているか。 ・安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑みつつ、実施を検討し、調査及び研究成果の紹介については、安衛研ホームページも活用しているか。 ・国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応しているか。 ・研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないものは、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図っているか。	・安衛研の一般公開は、新型コロナウイルス感染症拡大により実開催を行わず、安衛研ホームページ上でのオンライン開催を行った。国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しての見学対応については、問い合わせがあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に見学を見合わせた。 オ 知的財産の活用促進 ・研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っている。各年度の出願状況は下記のとおり。 【令和元年度】保有登録特許件数 40 件、特許出願中 10 件 【令和２年度】保有登録特許件数 33 件、特許出願中 7 件 【令和３年度】保有登録特許件数 26 件、特許出願中 9 件 【令和４年度】保有登録特許件数 23 件、特許出願中 9 件 ※安衛研で開発し特許を取得した機器の例は以下のとおりである。 ・昇降板用後付け柵 トラックなどの車両の荷台部分に設置された昇降板から荷物の落下や作業員の転落を防止することを目的とし、柵部・収容部・操作具・セット部を備え、昇降板に取り付ける位置を自由に決めることができ、従来の安全柵よりも安全で強度が高いこと等を特徴とする。 ・静電気測定装置 可燃性雰囲気のような防爆仕様を必要とする環境でも使用でき、誘導電流の検出感度を高め、帯電物体の帯電電位や帯電物体に基づく静電電界等を検出する。 ・各年度において、開放特許情報データベースに登録したものは無いが、今後の活用促進を図る			
--	---	--	---	--	--	--	--

【目標設定の考え方】 法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年 10 件の 5 倍の 50 件を中期目標期間における目標とした。 ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成 29 年度実績の 240 万回を踏まえ、その 5 倍の 1200 万回以上とした。 【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行			ため、当該データベースの登録を検討していく。なお、安衛研が取得している特許権等はホームページでの広報等により、その活用促進を図っている。			
---	--	--	---	--	--	--

政の推進に当たって極めて重要であるため。 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及することにより、労働災害の減少に結び付くため。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

令和元年度 調査・研究発表会プログラム			令和元年度 調査・研究発表会ポスターセッションテーマ		
No.	議題名	発表者	No.	議題名	発表者
1	社会関係資本と生活習慣病との関連	労災病院	1	安全管理支援システムにおけるリスク低減効果（その1）	労働安全衛生総合研究所
2	髪の毛に含まれるコルチゾール濃度を指標とした3交代勤務と2交代勤務のストレス度の比較	労災病院	2	全管理支援システムにおけるリスク低減効果（その2）	労働安全衛生総合研究所
3	アクリル酸系水溶性ポリマーエアロゾルのばく露評価法の開発に関する研究	労働安全衛生総合研究所	3	トンネル建設工事中の重大災害事例とその再発防止対策	労働安全衛生総合研究所
4	架橋型水溶性アクリル酸ポリマーの肺毒性に関する研究—全身曝露吸入試験	日本バイオアッセイ研究センター	4	可燃性物質の蓄熱による自然発火	労働安全衛生総合研究所
5	産業保健総合支援センターとの連携による職業性外傷予防等に関する研究成果の普及について	労働安全衛生総合研究所	5	帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究	労働安全衛生総合研究所
6	労働者の体力・身体活動に関する研究	労働安全衛生総合研究所	6	反動・反力を伴う作業中の転落リスク評価に関する研究：作業姿勢が水平押し力の知覚に与える影響	労働安全衛生総合研究所
7	治療と仕事の両立支援データベースから見た実態	労災病院	7	労働者における不眠と抑うつに関するケース・コントロール研究	労働安全衛生総合研究所
8	医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究	労働安全衛生総合研究所	8	ウェアラブル深部体温計の開発と評価	労働安全衛生総合研究所
令和2年度 調査・研究発表会プログラム			令和2年度 調査・研究発表会ポスターセッションテーマ		
No.	議題名	発表者	No.	議題名	発表者
1	脊髄損傷者用動力付歩行支援機器の使用実態調査とリスク分析	労働安全衛生総合研究所	1	墜落災害発生時に人体に生じる加速度と衝撃力などについて	労働安全衛生総合研究所
2	非電離放射線と労働衛生—医療施設における調査事例	労働安全衛生総合研究所	2	燃焼の3要素に着目した化学物質の危険性に対するリスクアセスメント実施支援策	労働安全衛生総合研究所
3	労働者放射線障害防止研究センターの発足について	労働安全衛生総合研究所	3	身体負荷を考慮に入れた個人磁界ばく露調査	労働安全衛生総合研究所
4	ベリリウム及びその化合物の健康障害と職場における労働衛生管理—ベリリウム感作と免疫学的検査の重要性	労働安全衛生総合研究所			
5	化学物質の吸入曝露による発がん性：日本バイオアッセイ研究センターの結果から	日本バイオアッセイ研究センター			
第69回職災学会 労働安全衛生研究報告プログラム					
No.	議題名	発表者			

1	シリカ粒子の微小化が及ぼす細胞毒性への影響	労働安全衛生総合研究所
2	可燃性液体の静電気災害防止に関する研究	労働安全衛生総合研究所
3	産業現場における ICT 機器を活用したリスク低減方策の検討	労働安全衛生総合研究所
4	墜落・転落災害防止に向けた非熟練者の行動特性の分析と支援手法に関する検討	労働安全衛生総合研究所
5	労働者のメタボリックシンドローム改善に向けた高め強度インターバルトレーニングの有効性	労働安全衛生総合研究所
6	芳香族アミン類の経皮吸収に関する検討	労働安全衛生総合研究所

第 70 回職災学会 労働安全衛生研究報告プログラム

No.	議題名	発表者
1	熱中症による救急搬送者数に及ぼす年齢と夏季気象条件の地域差の影響	労働安全衛生総合研究所
2	地下水が影響する切土掘削工事における土砂災害による労働災害の防止	労働安全衛生総合研究所
3	トラックドライバーの出勤時血圧管理の重要性	労働安全衛生総合研究所
4	トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究	労働安全衛生総合研究所

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－2	労災疾病等に係る研究開発の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号、同項第 5 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0 4 5 5

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ホームページ アクセス数 （計画値）	中期目標期 間中に研究 業績等への アクセス数 1,200 万回 以上	－	240 万回	240 万回	240 万回	240 万回			予算額（千円）	3,057,079	4,030,486	5,582,050	4,584,726	
ホームページ アクセス数 （実績値）	－	240 万回 （H29 年 度実績）	296 万回	310 万回	285 万回	280 万回			決算額（千円）	3,109,963	4,101,414	4,533,962	4,606,844	
達成度	－	－	123.5%	129.3%	118.6%	116.7%			経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725	3,578,141	3,318,534	
									経常利益（千円）	110,335	68,045	280,987	542,435	
									行政コスト（千円）	3,366,283	3,512,119	3,903,533	3,619,720	
									従事人員数（人）	122	131	129	131	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等	<主な定量的指標> 令和3年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。 <その他の指標> なし	1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等		<評定と根拠> 評定：A 中期目標に示された3領域について、協働研究との連携、労災指定医療機関に所属する研究協力者と連携体制の構築を図るなど着実に研究を行い、各研究テーマについて研究開発の承認に際しての事前評価や、研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関して中間評価を受けた。また、研究等が終了したテーマの成果を取りまとめた研究報告書を医学研究評価部会に提出し、いずれも優れている、良好などの高い評価を受けた。	評定	A	<評定に至った理由> 労災疾病等に係る研究開発における3領域10テーマの研究において、大学・大学病院・労災指定医療機関と連携体制を構築し、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行い、以下のとおり、研究成果を得て積極的に普及活動に努めた。 ・アスベスト疾患の鑑別診断に有効な診断マーカーの開発において、労災補償の対象疾患である良性石綿胸水(BAPE)には明確な診断基準がなく、他疾患との区別に難航していた中、他の疾患の胸水と比較し、BAPEの胸水にSLPIが有意に低いという結果を得たことで、BAPEと初期MPMの鑑別が容易となり、その後の迅速な治療及び労災認定までの時間短縮に繋がることが期待される。 ・じん肺合併症の判定
	(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進	(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進		(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進					
	労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。	ア 労災疾病等に係る研究開発の推進		ア 労災疾病等に係る研究開発の推進					
	ア 職業性疾病等の原因、診断及び治療	① 職業性疾病等の原因と診断・治療	<評価の視点> ・中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受けているか。	労災疾病等医学研究については、中期目標に示された3領域の研究・開発、普及を実施した。毎年度業績評価委員会医学研究評価部会（以下「医学研究部会」という。）を開催し、各研究テーマについて研究開発の承認に際しての事前評価や、研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関して中間評価を受けた。また、研究等が終了したテーマの成果を取りまとめた研究報告書を医学研究評価部会に提出し、いずれも優れている、良好などの高い評価を受けた。 協働研究「せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」テーマにおける医療データ分析について、労災疾病等医学研究「運動器外傷機能再建」テーマで構築した「運動器外傷データベース」のデータを提供するとともに、当該研究代表者等が協働研究に参加し連携を図った。		①「アスベスト」テーマにおけるアスベスト疾患の鑑別診断に有効な診断マーカーの開発では、良性石綿胸水			

		早期の職場復帰を促進するため、職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。		年後、2年後フォローアップ）を行い、復職に影響する要因である「年齢」「肉体労働」「正規雇用」「労災保険」「開放骨折」「下肢・骨盤骨折」「疼痛」「深部感染」のうち、特に「正規雇用」は復職を促進する方向に、「開放骨折」「疼痛」は復職を阻害する方向に、それぞれ影響していた。骨折患者の復職対策として、非正規雇用、開放骨折患者に対しては早期より復職・両立支援の介入を開始することが重要で、治療としては感染制御、疼痛管理が重要であり、四肢長管骨・骨盤骨折患者の社会復帰に関連する要因が明らかにした。これら研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施した。		（BAPE）の診断は、初期の悪性胸膜中皮腫（MPM）等との鑑別が非常に重要となっている。今回の研究では、胸水に含まれる特定の物質（SLPI）を診断マーカーとして用いると、MPM などの疾患による胸水と有意に違う結果が得られた。これにより、特に重要とされてきた BAPE と初期 MPM の鑑別が容易となり、その後の迅速な治療及び労災認定に係る時間短縮に繋がる可能性がある。	に係る新たな測定方法の開発において、じん肺合併症である続発性気管支炎の労災認定の判断が目視による定性検査であり、客観性に乏しく、定量性に欠けると長年指摘されてきた中、労災病院で長年蓄積してきらじん肺診断等の実績を活かして研究を実施した結果、「痰に含まれる好中球エラスターゼが、膿性痰の鑑別に当たり客観的指標となる可能性」を明らかにした。	
イ 労働者の健康支援	② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。	② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。	② 労働者の健康支援 ○ 「生活習慣病」テーマ（平成30年度研究・開発開始、令和4年度普及最終） ① 「地域社会における社会的ストレス及び社会関係資本と生活習慣病との関連に関する研究」 労災病院から4,638例の職員アンケートを収集し、高血圧、脂質異常症、糖尿病の割合は11.1%、12.7%、2.2%であった。うつ病の自己評価尺度であるSDSスコアと職業性ストレスを測定するJCQのJob strain index間に有意な相関を認め職業性ストレスと精神的ストレスが深く関連していることが確かめられた。また、10年以上その地域に居住している2,697例での社会関係資本に関しての検討では、労災病院の立地する各自治体の高齢化率及び人口減少率と生活満足度とは有意な負の相関を認める結果を得た。これら研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施した。 ② 「孤独死の要因となる動脈硬化疾患の発症・再発に関する研究」 心血管系動脈硬化性疾患患者581名を単独世帯患者グループ103名と複数世帯患者グループ478名とに分けて、性別、動脈硬化危険因子（高血圧、脂質レベル、HbA1C、喫煙歴）とSDS評価による抑うつ度に関して検討を実施した。動脈硬化危険因子に関して、高血圧の有病率は単独世帯患者グループが複数世帯患者グループより優位に高値であったが、他の動脈硬化危険因子に関しては2群間で有意な差は認めなかった。また、抑うつの評価では、単独世帯患者グループが複数世帯患者グループより抑うつ傾向が高度であり、単独世帯の動脈硬化患者は、複数世帯の動脈硬化患者と比較してより多くストレスを抱えている可能性が示唆された。これら研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施した。 ③ 「教員の過労死を予防するモデルの構築に関する調査研究」 宮城県教職員の時間外労働の実態調査を行い、時間外勤務時間、休日勤務と抑うつ関係の調査を行い、微量アルブミン尿を有する教職員において、家庭血圧を指標とした指導を受けた群と受けない群で微量アルブミン尿正常化率は両群とも約7割で差異を認めなかったが、1年後、指導の有無にかかわらず70%の被験者で微量アルブミン尿が正常化しており、微量アルブミン尿の診断的情報提供の有用性が示唆された。これら研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施した。 ④ 「抑うつ傾向と脳・心臓疾患発症リスクとの関係」		②これまでの研究で得られた知見については、令和元年度から令和4年度までに英文論文11件を発表し、産業医学、臨床医学分野の学術雑誌に掲載されるとともに、メディア等へ49件掲載されるなど積極的な普及に取り組んだ。 ・J OccupHealth 2023;65:e12385. ・Sci Rep 2021;11:12965.	・「勤労世代肝疾患」の研究において、IFNフリー治療による勤労世代に限定した肝発癌抑制効果のエビデンスが限られていた中、勤労世代でも IFNフリー治療が従来治療と同等に有効であること、また治療後に注意すべき発がんリスク要因を明らかにしたことで、C型肝炎患者の療養・就労両立支援の更なる促進が期待される。 ・「メンタルヘルス」の研究においては、ICTを活用した調査により、日本において初		

				2019年及び2020年に特定健診を受診した宮城県亘理町住民1,030人に対し、通常の健診項目に加えて、早朝随時尿を用いて尿中アルブミン排泄量をCr補正により評価した。また、SDSにより抑うつ傾向の評価を行い、多変量ロジスティック回帰分析により健診データ及びSDSとの関連性を検討した。いずれの解析においても抑うつと微量アルブミン尿との間に直接的な関連を示す結果は得られなかったが、SDSスコアを3群（正常、軽度、中等度以上）に層別化して高血圧との関連について多変量ロジスティック回帰分析を用いて検討したところ、軽度の抑うつと高血圧との関連を示唆する結果が得られた。これら研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施した。 ○ 「メンタルヘルス」テーマ（平成30年度研究・開発開始、令和4年度普及最終） 精神疾患の労災認定が増加傾向にあるなか、適切な職場復帰は大きな課題であり、本研究は日本の一般労働者における認知機能と労働生産性の関係を調査した先駆的な取り組みである。認知機能はタブレット端末で客観的に測定し、労働生産性は主観的なプレゼンティーズムを測定した（大企業勤務276人を分析）。認知機能と労働生産性に正の関連がみられ、客観的認知機能評価が精神疾患からの円滑な職場復帰に資する可能性や職場におけるメンタルヘルス指標として利用できる可能性が示唆された。これらの成果は<i>J Occup Health</i> 2023;65:e12385. Doi:10. 1002/1348-9585. 12385に掲載された。 ○ 「メタボローム」テーマ（平成29年度研究・開発開始、令和4年度研究・開発最終） ① 「労働者における体内代謝産物の網羅的解析（メタボローム解析）による過労死、過重労働、ストレスを予見する生化学的指標の確立」 同一の病院職員について残業時間の多い月（過重労働時）及び少ない月（通常労働時）、急性冠症候群を発症した患者（ACS群）、健康診断受診者（対照群）の各群について、血漿、尿、唾液を採取し、メタボローム解析を行った。メタボローム解析の結果、通常労働時と過重労働時の血漿中の代謝物濃度が異なるパターンを示した。この結果を踏まえ、確保した症例のデータを解析し過労のバイオマーカー検索を行った。令和5年度はこれらの研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施する予定としている。 ② 「早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発」 症例（アルコール性慢性膵炎患者、アルコール性早期慢性膵炎患者、健常者（飲酒群・非飲酒群））を増やすため、令和元年度に大阪労災病院、熊本労災病院、総合病院国保旭中央病院を研究分担施設に加えた。症例については、令和元年度で各群10例～20例ほど集め、各群10例ずつ中間解析を実施したところ、早期慢性膵炎のバイオマーカーとなる候補物質を複数発見した。評価試験のためにも目標症例数確保が必要だが、新型コロナウイルス感染症拡大により目標症例数の確保が困難な状況が続いた。症例報告が多い施設の好事例を共有するため研究班会議などを行い症例数確保に努め、中間解析結果を令和3年度に開催された第69回職災学会にて、代謝物の複合的測定が早期慢性膵炎診断のバイオマーカーになり得る可能性が示唆される旨の報告を行った。令和4年度は引き続き症例数の確保に努め、ターゲット（候補物質）を絞り解析を実施した。令和5年度はこれらの研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施する予定としている。 ○ 「医療従事者の安全」テーマ（平成30年度研究・開発開始、令和4年度普及最終） 医療従事者の抗がん剤による職業性ばく露対策のため、抗がん剤の取扱手順の最適化を目指したエビデンスの形成を目指し、ばく露の原因と推定される作業（工程）を分析し、各作業での操作方法について仮説を立てて実験・検証を実施した。また、収集した情報を基に手順書を作成した。さらに、手順書を基に作成した映像資料を用いて、低飛散手技や手順の実施を促し、労災病院4施設において飛散量調査を実施したところ、実際の実務下における抗がん剤の飛散量が、手順導入前より減少した。本研究の結果に基づいた作業手順書の普及と啓発を実施し学会発表などを行った。	・ Genes 2022;13:448. ・ J Pharm Health Care Sci 2022;8:19. ・ JGH Open 2022;6:395-401. また以下のとおり、所定の目標を上回る成果が得られている。 ・協働研究「せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」 テーマに、労災疾病等医学研究「運動器外傷機能再建」テーマで構築した「運動器外傷データベース」のデータを提供するとともに、当該研究代表者等が協働研究と連携して研究を実施した。 ・労災疾病等医学研究・開発においては、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属さいたま医療センター等の大学病院や、国保	めて一般労働者における客観的認知機能評価と労働生産性の関連を確認し、これにより、客観的認知機能評価の研究、活用が進むことで、職場復帰支援やメンタルヘルスの評価促進が期待される。 調査及び研究の成果等については、国民が理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページでの公開に加え、機構が発行している情報誌「産業保健21」に掲載したほか、「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報用のリーフレットを両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へ配付する取組を行った。さらに、産業保健総合支援センターのメールマガジンを用いて「労災疾病等医学研究普及サイト」の周知を継続して実施した結果、ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数（目標毎年度240万回以上）が令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、中期目標の1,200万回に対し令和4年度までの累	
--	--	--	--	--	---	--	--

	ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化	③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。		○ 「勤労世代肝疾患」テーマ（平成30年度研究・開発開始、令和3年度普及最終） 我が国のC型肝炎ウイルスのキャリア率は低下し40代以下では0.1～0.2%と推定されるが、その適切な治療及び経過観察は依然として重要な社会的課題である。近年、C型肝炎はIFNフリー治療により従来のIFN治療に比べ治療中の副作用がQOLの顕著な改善が得られるようになり、勤労世代における治療と就労の両立が大いに改善したが、勤労世代に限定した肝発癌抑制効果のエビデンスは限られていた。本研究では、大阪大学との共同研究による勤労世代のC型肝炎患者を対象とした大規模研究によりIFNフリー治療がIFN治療と同等の治療効果が得られていることを確認した。これは、我が国のC型肝炎患者の療養・就労両立支援の促進に寄与するものである。この成果はJGH Open 2022;6:395-401. DOI: 10.1002/jgh3.12745に掲載され、本論文は2022年8月に医学ニュースサイトHealthday Japanにより国内配信、紹介された。 ○ 「早期復職」テーマ（平成30年度研究・開発開始、令和4年度研究・開発最終） 平成30年6月の医学研究部会における事前評価において、介入群と対照群を割付するに当たり適切なランダム化を行うことを条件に実施が承認された。このため、大阪大学データセンターを研究協力者に加えるとともに、より詳細にランダム化について記載した「臨床研究実施計画書」及び「症例取扱い規準」を新たに策定し、大学病院医療情報ネットワーク研究センター臨床試験登録システム（UMIN-CTR）への症例登録を可能とした。こうした大学との連携により適切なランダム化を行った。 令和2年度は研究結果に影響を及ぼすおそれのある新型コロナウイルス感染症陽性者を症例除外基準に加え、患者に対しPCR検査を実施するなど研究の質を担保した。令和4年度は令和3年度に引き続き症例数の確保に努め予定登録数の50症例に達し統計解析を実施した。令和5年度はこれらの研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに学会発表などを実施する予定としている。 ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 ○ 「じん肺」テーマ（平成30年度研究・開発開始、令和3年度普及最終） 膿性喀痰中好中球エラスターゼ活性測定の研究（合併症の一つである続発性気管支炎の判定のため、目視に代わり膿性痰を粘液痰と鑑別できる客観的指標の開発を目的に研究）において、N-アセチル-L-システインを用いた痰中好中球エラスターゼ値測定の有用性を確認した。膿性痰の鑑別に当たり、好中球エラスターゼ値が客観的指標となる可能性が示唆されたことから、労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化が期待される。これら研究成果をまとめた研究報告書を作成するとともに、産保センターと連携を行う形で医師、産業医向けのじん肺研修に積極的に講師として参加し、研究成果の普及活動に努めた。 ○ 「アスベスト」テーマ（平成30年度研究・開発開始、令和4年度普及最終） 労災補償の対象疾患であるものの明確な診断基準がない良性石綿胸水について、診断基準策定のための研究として、労災病院で良性石綿胸水と診断された105症例を収集し、労災認定に係る期間短縮に向け新たな診断基準案及び診断のための項目を記載したチェックシート案を令和2年度に策定した。その後、策定した診断基準案、チェックシートが妥当であるか検討するための研究を継続し、経過中に肺がんと診断された症例を除き、基準を満たす結果が得られた。基準をどの程度満たすか検討した結果を踏まえ、改めて厚生労働省に診断基準案を提出した。 良性石綿胸水は明確な診断基準がないという性質上、胸水を引き起こす他疾患との鑑別が重要であり、特に、悪性胸膜中皮腫の初期症状は、病変を伴わず胸水のみであることが多いため、良性石綿胸水との区別に難航している現状があることから、組織の破壊を防ぐ阻害剤である胸水中のSLPI（分泌型白血球ペプチダーゼ阻害物質）に着目し、良性石綿胸水、初期の悪性胸膜中皮腫等他疾患の患者それぞれの胸水中SLPIの値を比較検討した。その結果、悪性胸膜中皮腫等の胸膜炎の患者よりも、良性石綿胸水患者の方がSLPIレベルが有意に低い結果が得られたことから、今	旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者と連携体制を構築し、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。 ・第3期中期目標期間中に開発された予防法・指導法を、健康保険組合雑誌への連載や産業保健21への掲載、リーフレットの配布等により幅広く普及啓発を図った。 ・令和元年度から開始した予防医療モデル調査研究（22件）について、中間評価を行い、2件が終了となり、新たに1件が承認され合計20件となった。 ・予防医療モデル調査研究において、予防医療データベースを活用した。 ・病職歴データベースの更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用等につなげるため、入院患者病職歴調査基礎解析結果を公表するとと	計実績は1,171万回であり、中期目標を上回る見込みである。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られることが見込まれることから、評定をAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
--	-----------------------	--	--	--	---	---	--

	なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。	また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を図る。 イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進 過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、過労死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等の集積及び予防医療データベースを活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介	・労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行っているか。 ・第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行っているか。 ・令和元年度から開始した予防法・指導法の開発については、事例の集積を行うため、引き続き指導を実践しているか。	後疾患鑑別に有効な手段となることが期待される。その成果はScientific Reports, 2021 11巻 (Scientific Reports. 2021;11:12965 Kishimoto T et al.) に掲載された。 また、労災疾病等医学研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもとより、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属さいたま医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。 イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進	もに、病職歴データベースを活用した研究を実施し、特定の職業と疾病の関係性を明らかにすることで、労働者、産業保健関係者等に対して有益な情報を発信した。 ・両立支援データベースについてデータ集積を着実に行った。 ・調査及び研究の成果について、「労災疾病等医学研究普及サイト」において随時公開した。 ・研究成果を国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットを作成し、各種研修参加者への配付を行った。 ・産業医、事業場労務担当者等を対象とした産保センターのメールマガジン及び事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等を		
--	--	---	--	--	---	--	--

	し、事業場への普及啓発を行う。 （３）研究の実施体制等の強化 力 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。 （４）国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果につい	し、事業場への普及啓発を行う。 （３）研究の実施体制等の強化 力 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組む。 （４）国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	・ 予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、両立支援データベースについてはデータの精査及び適正化を行っているか。 ・ アスベスト等について、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努めているか。	（３）研究の実施体制等の強化 ・ 予防医療データベースの利活用については、予防医療モデル調査研究として、中高年齢労働者の体組成分析結果からサルコペニアを来しやすい職種・業種群を明らかとし、より効果的な指導介入のターゲットを明らかとするための研究を行っている。 ・ 令和４年度にシステム更新を行い、セキュリティの強化並びに入力・集計機能の向上を図った（令和５年３月稼働）。 ・ 病職歴データベースに集積した新調査項目データ等について、外部有識者による「入院患者病職歴調査統計処理専門委員会」を開催し、基本解析について検討した。 また、当該専門委員会の活動結果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、労災疾病等医学研究普及サイトに掲載した。 ・ 令和元年度に構築した両立支援データベースについては、令和２年４月からデータ集積を開始し、令和４年度までに1,487件登録を行った。 （４）国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等を行うべく、独立行政法人国際協力機構（JICA中国）からの依頼により「日中石綿関連癌診断技術向上プロジェクト」に協力することとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画していた実習生の受入れは中止となった。令和４年度に改訂した石綿小体計測マニュアル（第３版）を独立行政法人国際協力機構（JICA中国）へ送付するなど情報提供に努めた。 （６）研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	対象とした安衛研メールマガジンを活用し、当該普及サイトの周知を行った。 ・ 以上の取組により、機構本部等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数は、280万回を得た。 ＜課題と対応＞ －		
--	--	--	---	--	--	--	--

	ては、原則としてホームページに掲載すること。 中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上とすること。	① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を 1200 万回以上得る。	・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。 ・令和３年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を 240 万回以上得ているか。	調査及び研究の成果等を公開している「労災疾病等医学研究普及サイト」について、労災疾病等医学研究中間報告及び研究報告を掲載したほか、論文掲載されたものなど、研究成果に係るお知らせを随時掲載した。 各種の研究成果については国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページにおける公開に加え、機構が発行している情報誌「産業保健21」への掲載、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットについて、両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へのリーフレット（令和元年度～令和４年度合計15,379部）配付を行った。 さらに、産保センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）、安衛研メールマガジン（事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等が対象）による「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報を実施し、企業、個人等からのホームページの記事引用依頼、研究内容の問い合わせ等に対応した。 以上の取組を行い、機構本部、安衛研、労災病院及びバイオ等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数について、令和元年度から４年度までに1,171万回のアクセスを得た。 <table><tr><th>年度</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>合計</th></tr><tr><td>アクセス数 （※）</td><td>296万回 （112万回）</td><td>310万回 （117万回）</td><td>285万回 （90万回）</td><td>280万回 （84万回）</td><td>1,171万回 （404万回）</td></tr></table> ※労災疾病等に係る数 【参考】労災疾病等医学研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。 令和元年度から令和４年度まで合計 ・学会発表 国内160件、国外40件 ・論文発表 和文 65件、英文11件 ・講演会等 329件 ・メディア等への掲載 49件	年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	合計	アクセス数 （※）	296万回 （112万回）	310万回 （117万回）	285万回 （90万回）	280万回 （84万回）	1,171万回 （404万回）			
年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	合計														
アクセス数 （※）	296万回 （112万回）	310万回 （117万回）	285万回 （90万回）	280万回 （84万回）	1,171万回 （404万回）														

4. その他参考情報
特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0 4 5 5－0 1

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報									① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
依頼元からの評価（計画値）	依頼元からの評価の平均点 2.0点以上	—	2.0点	2.0点	2.0点	2.0点			予算額（千円）	83,246	79,312	73,598	77,519	
依頼元からの評価（実績値）	—	（新規項目）	2.73点	2.83点	2.89点	2.62点			決算額（千円）	78,545	86,799	76,618	77,582	
達成度	—	—	136.5%	141.5%	144.5%	131.0%			経常費用（千円）	71,342	62,104	77,395	73,872	
									経常利益（千円）	5,945	12,370	4,956	264	
									行政コスト（千円）	71,442	62,104	77,395	73,882	
									従事人員数（人）	3	2	2	2	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価				
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）		
	2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	＜主な定量的指標＞ ・災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る（3 点（大変役に立った）、2 点（役に立った）、1 点（あまり役に立たなかった）、0 点（役に立たなかった））。 ＜その他の指標＞ なし	2 労働災害の原因調査の実施		＜評定と根拠＞ 評定：A 定量的指標の対年度計画値 120% 以上を達成したことに加え、行政から依頼された災害調査等を迅速かつ適切に行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査元から前年度を上回る高い評価を得るなど、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。 ・災害調査報告に関するアンケート結果の平均点がすべての年度で目標である 2.0 点を大幅に上回った。 ・災害調査報告書を再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。 ・災害調査（高純度シリカによる肺疾患事案）を契機として更なる科学的エビデンスを収集するため、令和 2 年度より労災病院	＜評定と根拠＞ 評定：A 定量的指標の対年度計画値 120% 以上を達成したことに加え、行政から依頼された災害調査等を迅速かつ適切に行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査元から前年度を上回る高い評価を得るなど、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。 ・災害調査報告に関するアンケート結果の平均点がすべての年度で目標である 2.0 点を大幅に上回った。 ・災害調査報告書を再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。 ・災害調査（高純度シリカによる肺疾患事案）を契機として更なる科学的エビデンスを収集するため、令和 2 年度より労災病院	評定	A	評定	
								＜評定に至った理由＞ 厚生労働省からの要請に基づき、迅速かつ適切に研究員を現地に派遣して調査を行い、高度な実証実験やデータ解析等の実施により調査結果を作成し、速やかに厚生労働省に報告することに努めた結果、厚生労働省等依頼元からの評価（目標毎年度平均 2.0 点以上）では、令和元年度から令和 4 年度の各年度において対目標値の 120% 以上の平均点を得ており、4 年度間で平均 2.77 点、達成度 138.5% の実績であったことは評価できる。 また、災害情報のデータベース化を進めており、今後、当該データベースに対して体系的に整理及び分析し、これを踏まえた再発防止対策や災害防止のための研究への活用及び反映を行うための準備を進めた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が	＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞		

	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。 また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。 さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個	労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図る必要があることから以下のとおり取り組む。 （１）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するとき は、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験	＜評価の視点＞ ・厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解	災害調査、鑑定・捜査事項照会等（以下「鑑定等」という。）のほか、行政機関等からの意見照会等について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに報告している。 (1) 災害調査 厚生労働省からの依頼に基づく災害調査を下記のとおり実施し、報告した。 【令和元年度】年度内報告終了 14件、年度末時点実施中 4 件 【令和２年度】年度内報告終了 14件、年度末時点実施中 0 件 【令和３年度】年度内報告終了 3 件、年度末時点実施中 7 件 【令和４年度】年度内報告終了 10件、年度末時点実施中 5 件 (2) 鑑定等 労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等を下記のとおり実施し、報告した。 【令和元年度】年度内報告終了 9 件、年度末時点実施中 5 件 【令和２年度】年度内報告終了 14件、年度末時点実施中 0 件 【令和３年度】年度内報告終了 6 件、年度末時点実施中 2 件 【令和４年度】年度内報告終了 9 件、年度末時点実施中 2 件 (3) 行政からの意見照会等	と安衛研等による協働研究を引き続き実施している。 ＜課題と対応＞ －	得られることが見込まれることから、評価をAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
--	--	---	--	--	---	--	--

	人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。	や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告する。 （２）災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。 （３）厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。 （４）調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資す	析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告しているか。 ・災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を維持しているか。 ・災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行っているか。 ・調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情	行政からの意見照会等下記のとおり実施し、報告した。 【令和元年度】年度内報告終了 １件 【令和２年度】年度内報告終了 ３件 【令和３年度】実績なし 【令和４年度】年度内報告終了 ３件、年度末時点実施中 １件 （４）災害分析等 厚生労働省から受け取った災害調査復命書について、局別、年月別、事故の型別、起因物別、死傷者数別及び業種別に分析し、その結果を厚生労働省に報告した。 【令和元年度】 ５１９件 【令和２年度】 ２,３２５件（過年度受け取り分含む、令和２年度分６２１件） 【令和３年度】 １,６１７件 【令和４年度】 ３２４件 災害調査等に関しては、労働災害調査分析センターを中心とし行政からの要請に迅速に対応できるよう体制を維持している。 また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野及び化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施している。 ・労働災害調査分析センターの体制を強化し、災害情報のデータベース化に着手した。今後、構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う予定である。 ・報告書等は行政機関等により、同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用されている。 ・災害調査結果から架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会報告書「呼吸器疾患と架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露に関する医学的知見」を厚生労働省が策定・公表する契機となった。また、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物による労働者の健康障害を防止するための行政通達が発出される契機にもつながった（平成３１年４月１５日基安労発０４１５第１号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」）。さらに、厚生労働省から要請され、平成２９年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成３０年９月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策及び経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和２年度から新たな協働研究「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」を実施している。 災害調査報告書から下記のとおり同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも留意の上編集し、要約版としてホームページで公開した。 【令和元年度】４件 ・「化学工場で発生した呼吸器疾患に関する災害調査」			
--	--	--	--	--	--	--	--

		る情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。	報について、安衛研のホームページ等で公表等を行っているか。	・「劇場で発生した舞台装置でのはさまれ災害」 ・「トンネル建設工事中に発生した切羽の肌落ち災害」 ・「OAリサイクル工場における粉じん爆発災害」 【令和2年度】5件 ・「漁船の揚網機で発生した巻き込まれ災害」 ・「クレーンのジブの破損災害」 ・「アルミ粉製造工場で発生した爆発災害」 ・「合金鉄工場における高温物死亡災害」 ・「ビル新築工事現場で発生した型枠支保工の倒壊災害」 【令和3年度】3件 ・「テルハつりチェーンの破断災害」 ・「下水道工事における水没災害調査」 ・「農薬製造工場における中毒災害」 【令和4年度】4件 ・「ジブクレーン上部旋回体の倒壊災害」 ・「泥上掘削機の転覆災害」 ・「係留中の土運船で発生した爆発火災災害」 ・「トナー製造工場で発生した爆発災害」 ※公開された災害調査報告書の一例 ・「テルハつりチェーンの破断災害」 破砕ガラスの入った約1.7tのかごをつり上げたところ、つりチェーンが破断し、作業員が死亡。定格荷重は2tで、使用開始から8か月と短期で破断した。破断面の走査型電子顕微鏡での観察、疲労試験、3次元弾性試験等の結果、揚程不足のため、過巻防止装置を改造した上通常と異なる方法で使用し、過負荷がかかりチェーンが疲労破壊していることが判明し、定格荷重内でも不適切な改造や使用方法が事故の原因となるため、法令に基づく適切な使用や安全教育の実施が再発防止につながることを報告。 ・「ジブクレーン上部旋回体の倒壊災害」 塔型ジブクレーンで荷をつり上げ、走行・旋回したところ、上部旋回体と下部走行体を結合している旋回ベアリング取付けボルトが破損し、上部旋回体が落下するという災害が発生した。ボルト破損部の走査電子顕微鏡（SEM）での観察による負荷荷重の調査の結果、ボルトの疲労破壊が原因と判明し、定期自主検査において、ボルトに緩みがあった場合は増し締めし、伸び、折損、脱落が1本でも発見された場合は、全てのボルトを新品に交換する必要性を報告。 ・「トナー製造工場で発生した爆発災害」 トナー原料用粉体貯蔵ホッパー内で作業員が底のひもを外しホッパーに粉体（トナー原料）投入作業を開始した直後に爆発が発生した。実際のトナー原料用粉体を用いた最小着火エネルギー測定の実験による調査の結果、静電気放電による着火・爆発の可能性が高いことが判明し、全ての金属製機器、装置、器具の接地・ボンディング（各接地極の電位差をなくす）の徹底、静電気対電防止用品の使用等の必要性を報告。			
評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等	なお、災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準によ	・令和3年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、平	災害調査報告、鑑定等の結果を下記のとおり報告し、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答の平均点はすべての年度で目標を大きく上回る評価を得た。 厚生労働省等依頼元からは、「行政だけの調査では限界があり、科学的見解や根拠が得られた」、「再発防止の指導、法令違反の検討に活かすことができた」等の回答を得た。 なお、災害調査実施後、一定の期間が経過し公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に関する視点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、安衛研のホームページで公表している。	【令和元年度】 23件報告うち、アンケート回答数 22件、平均点 2.73点 【令和2年度】 29件報告うち、アンケート回答数 29件、平均点 2.83点 【令和3年度】 9件報告うち、アンケート回答数 9件、平均点 2.89点			

	を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得ること(3 点(大変役に立った)、2 点(役に立った)、1 点(あまり役に立たなかった)、0 点(役に立たなかった))。 【目標設定の考え方】 類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。	り、平均点 2.0 点以上の評価を得る(3 点(大変役に立った)、2 点(役に立った)、1 点(あまり役に立たなかった)、0 点(役に立たなかった))。	均点 2.0 点以上の評価を得ているか。	【令和 4 年度】 19件報告うち、アンケート回答数 13件、平均点 2.62点			
--	---	--	----------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	化学物質等の有害性調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第4号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－01

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
									予算額（千円）	1,064,484	1,308,188	945,466	764,911	
									決算額（千円）	1,059,246	1,266,186	877,384	721,013	
									経常費用（千円）	1,145,890	1,145,986	913,463	813,693	
									経常利益（千円）	6,389	2,525	20,551	26,974	
									行政コスト（千円）	1,211,963	1,213,607	1,015,282	902,958	
									従事人員数（人）	122	131	129	131	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績			自己評価		
	3 化学物質等の有害性調査の実施 中期目標期間において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害	3 化学物質等の有害性調査の実施 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにお	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞	3 化学物質等の有害性調査の実施 ○ 国が指定した化学物質について、下記のとおり試験等を実施しており、試験結果は、厚生労働省に報告した。			＜評価と根拠＞ 評価： B 国が指定した化学物質について発がん性試験等を実施していたが、一部の試験について、標準操作手順	評価 B ＜評価に至った理由＞ 化学物質の有害性調査として、国が指定した化学物質について、長期吸入試験や発がん試験等を実施していたが、令和3年3月、一	評価 ＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

いては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。

・発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施しているか。

① 長期吸入試験（予備試験※を含む）（令和元～4年度）

2-ブロモプロパン （令和元年度）	アリルアルコール※ （令和元～4年度）	酸化チタン（ナノ粒子、アナターゼ型） （令和元年度）
塩化ベンゾイル※ （令和元～4年度）	ブチルアルデヒド （令和元～4年度）	

② ラット肝中期発がん性試験（令和元、2年度）

酢酸亜鉛（Ⅱ） （令和元年度）	5-クロロ-2-ニトロアニリン （令和元年度）	
3,5,5-トリルメチルヘキサン酸 （令和2年度）	炭酸ジフェニル （令和2年度）	

③ 遺伝子改変動物を用いたがん原性試験（令和元～4年度）

二酸化窒素 （令和元年度）	ジブロモメタン （令和元～4年度）	4-（1,1,3,3-テトラメチルブチル）フェノール （令和元年度）
フルオロベンゼン （令和元～4年度） 注2	クロロエタン （令和元～3年度）	p-ニトロベンゾイルクロリド （令和元～4年度） 注2
1,3,5-トリス（2,3-エポキシプロピル）ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン （令和元、2年度）	モノ（～テトラ）ブロモ（又はクロロ）ベンゼンモノ（又はジ）カルボン酸（又はクロライド、無水物） （令和元～4年度） 注1	ブロムブタン（別名：2-ブロムブタン） （令和元～4年度） 注2
4-アミノフェノール （令和元～4年度） 注1		

注1 令和3年3月4日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より発出された「厚生労働省から日本バイオアッセイ研究センターに対して実施を指示している試験の取扱いについて」において、労働基準局化学物質対策課の指示があるまで試験を中断するよう指示され、令和3年3月6日に試験を中止した。

注2 令和3年3月4日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より発出された「厚生労働省から日本バイオアッセイ研究センターに対して実施を指示している試験の取扱いについて」において、労働基準局化学物質対策課の指示があるまで試験を開始しないよう指示され、実施は未定。

④ 培養細胞を用いる形質転換試験（令和元、2年度）

【令和元年度】

デカ-1-エン	N-1-メチルヘブチル-N'-フェニ	3,5,5-トリメチルヘキサン酸
---------	--------------------	------------------

書から逸脱していたことが明らかになった事案（令和3年3月5日付け厚生労働省公表）に伴い、厚生労働省から、一部の継続試験を除き、発がん性試験等の中断が令和2年度末に指示されている。

その後、厚生労働省から改善指導を受けたことから、指導事項に対して改善に取り組んでいる。

厚生労働省からの指示を受け、令和3年度からにおける発がん性試験等は一部の継続試験を除き、中断となったが、試験法の開発や学会発表等での研究成果の公表、活動等は引き続き行っており、令和4年度からはバイオの研究者が研究代表者となり、日本バイオアッセイ研究センターならではの知見や研究方法を活かした協働研究が新たに2課題スタートしている。

部の試験について、標準操作手順書から逸脱する行為が行われていた事実が明らかになり、令和2年度末に厚生労働省からの指示を受け、発がん性試験等は一部の継続試験を除き、中断となった。その後、厚生労働省から改善指導を受け、「標準操作手順書の改正」、「自己点検の実施」、「研究者倫理研修の実施」、「人的交流の促進」、「厚生労働省との協議」、「研究不正等の通報窓口の実効性の確保」等、厚生労働省からの指導事項に対して改善に取り組んでいる。

令和3年度からは、一部の継続試験を除き中断となったが、試験法の開発や学会発表等での研究成果の公表、協働研究での活動等は引き続き行っており、国際がん研究機関の評価ワーキンググループ会議に論文が引用されたり、インパクトファクターの高い学術雑誌に論文が掲載されたりするなど、高い成果を上げている。

また、令和4年度からは日本バイオアッセ

			<table><tr><td></td><td>ル-p フェニレンジアミン</td><td></td></tr><tr><td>トリス（2-エチルヘキシル） =1, 2, 4-ベンゼントリカルボキシラート</td><td>1, 8-オクタン-ジ-カルボン酸</td><td>炭酸ジフェニル</td></tr><tr><td>ジヘキサン-1-イル=フタラート</td><td>2-sec-ブチルフェノール</td><td></td></tr></table> 【令和2年度】 <table><tr><td>4-ノニルフェノール（分枝）</td><td>ジヘキサン-1-イル=アジパート</td><td>7-メチル-3-メチレン-1, 6-オクタジエン</td></tr><tr><td>1, 1-ジフルオロエテン重合物</td><td>3, 7, 11- トリメチルドデカ- 2, 6, 10-トリエン-1-オール</td><td>DL-p-メントラン-3-オール</td></tr><tr><td>3-イソシアナトメチル-3, 5, 5- トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート</td><td>ジペンタエリスリトール</td><td>ヘキサン-1, 6-ジイル=ジアクリラート</td></tr><tr><td>ビス（1-メチル-1-フェニルエチル） =ペルオキシド</td><td>臭素化ポリスチレン</td><td>2-エチルヘキシル=ホスファート</td></tr></table> ⑤ 構造活性相関（令和元年度） 厚生労働省担当官が別途指示した 300 物質程度 ・ 外部機関の機能等を活用し、構造活性相関を実施。 ・ ①から⑤の内、2-ブロモプロパン、酸化チタンの長期吸入試験の結果、及び二酸化窒素、4-（1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル）フェノール、1, 3, 5-トリス（2, 3-エポキシプロピル）ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6-トリオンの遺伝子改変動物を用いたがん原性試験の結果を厚生労働省に報告した。 ※ 国が指定した化学物質について、発がん性試験等を実施していたが、一部の試験について、標準操作手順書から逸脱していたことが明らかになった事案（令和3年3月5日付け公表）について令和3年7月30日付け厚生労働省より検討会の報告書が公表された。当該報告書を受けて、改善指導についての対応状況を令和3年8月31日付け厚生労働省に報告した。 <table><tr><th>指導事項</th><th>対応状況（8月31日付け厚労省への報告以降の進捗を含む。）</th></tr><tr><td>1 標準操作手順書（SOP） の改正</td><td>逸脱行為の原因となった投与量指示シートや関係する標準操作手順書（以下「SOP」という。）を洗い出したうえで、物理的に改ざんが困難となるよう必要な改正を行った。 ※SOPの自主的な点検・見直しは継続して行っている。</td></tr><tr><td>2 自己点検の実施</td><td>バイオの職員、派遣職員及び研究試験業務に関与する協力会社の社員に対して、同様の逸脱行為の有無について自己点検を実施した。 併せて安衛研に対しても自主的に自己点検を行った。自己点検の結果、公表された事案以外に逸脱行為は確認されなかった。 ※自己点検については、今後の状況を見極めて再度の実施を検討する。</td></tr></table>		ル-p フェニレンジアミン		トリス（2-エチルヘキシル） =1, 2, 4-ベンゼントリカルボキシラート	1, 8-オクタン-ジ-カルボン酸	炭酸ジフェニル	ジヘキサン-1-イル=フタラート	2-sec-ブチルフェノール		4-ノニルフェノール（分枝）	ジヘキサン-1-イル=アジパート	7-メチル-3-メチレン-1, 6-オクタジエン	1, 1-ジフルオロエテン重合物	3, 7, 11- トリメチルドデカ- 2, 6, 10-トリエン-1-オール	DL-p-メントラン-3-オール	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5- トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート	ジペンタエリスリトール	ヘキサン-1, 6-ジイル=ジアクリラート	ビス（1-メチル-1-フェニルエチル） =ペルオキシド	臭素化ポリスチレン	2-エチルヘキシル=ホスファート	指導事項	対応状況（8月31日付け厚労省への報告以降の進捗を含む。）	1 標準操作手順書（SOP） の改正	逸脱行為の原因となった投与量指示シートや関係する標準操作手順書（以下「SOP」という。）を洗い出したうえで、物理的に改ざんが困難となるよう必要な改正を行った。 ※SOPの自主的な点検・見直しは継続して行っている。	2 自己点検の実施	バイオの職員、派遣職員及び研究試験業務に関与する協力会社の社員に対して、同様の逸脱行為の有無について自己点検を実施した。 併せて安衛研に対しても自主的に自己点検を行った。自己点検の結果、公表された事案以外に逸脱行為は確認されなかった。 ※自己点検については、今後の状況を見極めて再度の実施を検討する。	<課題と対応> ー	イ研究センターの研究 者が研究代表者となり、日本バイオアッセイ研究センターならではの知見や研究方法を活かした協働研究が新たに2課題スタートしている。 以上、令和2年度に逸脱事案があったものの、令和3年度以降は再発防止に向けた取組を着実にを行うとともに、その他の活動において成果を上げており、中期目標における所期の目標の達成が見込まれることから、評定をBとした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	
	ル-p フェニレンジアミン																																
トリス（2-エチルヘキシル） =1, 2, 4-ベンゼントリカルボキシラート	1, 8-オクタン-ジ-カルボン酸	炭酸ジフェニル																															
ジヘキサン-1-イル=フタラート	2-sec-ブチルフェノール																																
4-ノニルフェノール（分枝）	ジヘキサン-1-イル=アジパート	7-メチル-3-メチレン-1, 6-オクタジエン																															
1, 1-ジフルオロエテン重合物	3, 7, 11- トリメチルドデカ- 2, 6, 10-トリエン-1-オール	DL-p-メントラン-3-オール																															
3-イソシアナトメチル-3, 5, 5- トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート	ジペンタエリスリトール	ヘキサン-1, 6-ジイル=ジアクリラート																															
ビス（1-メチル-1-フェニルエチル） =ペルオキシド	臭素化ポリスチレン	2-エチルヘキシル=ホスファート																															
指導事項	対応状況（8月31日付け厚労省への報告以降の進捗を含む。）																																
1 標準操作手順書（SOP） の改正	逸脱行為の原因となった投与量指示シートや関係する標準操作手順書（以下「SOP」という。）を洗い出したうえで、物理的に改ざんが困難となるよう必要な改正を行った。 ※SOPの自主的な点検・見直しは継続して行っている。																																
2 自己点検の実施	バイオの職員、派遣職員及び研究試験業務に関与する協力会社の社員に対して、同様の逸脱行為の有無について自己点検を実施した。 併せて安衛研に対しても自主的に自己点検を行った。自己点検の結果、公表された事案以外に逸脱行為は確認されなかった。 ※自己点検については、今後の状況を見極めて再度の実施を検討する。																																

			3 研究者倫理研修の実施	当面の研究者倫理研修の方針を策定し、機構内全施設長宛て発出した上、バイオ、安衛研、労災病院等に対しても研究者倫理研修を実施した。 ※中長期的な研究倫理研修の方針（要領）について、令和4年11月に策定。これに基づき毎年度継続して実施するとともに、新たに研究業務に従事することとなった者に対して速やかに実施することとしている。			
			4 人的交流の促進	人的交流の一環として、機構内の複数施設が参加する協働研究にバイオの研究者を積極的に関与させることで、機構内部の各施設間の人的交流の活発化を図った。また、学会などの機会を利用した施設間の交流を促した。 ※バイオから安衛研などの他施設への人事異動等の拡充、外部組織との交流の実施などについて、引き続き検討中。			
			5 厚生労働省との協議	厚生労働省が開催する協議の場に参加した。その後、実務レベルで化学物質等の有害性調査事業の運営等について協議した。 ※現段階の協議に基づき、令和4年4月にバイオに対して、化学物質等の有害性調査の中長期運営の改正方針について説明した。引き続き、化学物質等の有害性調査事業の運営等について協議する。			
			6 研究不正等の通報窓口の実効性の確保	研究不正の通報窓口については、機構内の全施設に対して改めて周知した。 また、ハラスメント一般に関する通報窓口については、すでに施設内の相談員の配置と、外部の相談窓口を設置しているが、改めて機構内の全施設に対して周知徹底を図った。 ※会議や研修等の場で、引き続き周知し、通報窓口の実効性が確保されるよう努める。			
			○ 試験の迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。 主な取組は以下のとおり。 【令和元、2年度】 ・試験の質を維持するため、試験責任者等の研修を定期的実施した。 ・遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データを収集した。 【令和3、4年度】 ・結晶質シリカ及び酸化インジウムスズ切削片のラット単回気管内投与肺を用いた分子生物学的解析（シングルセル RNA シーケンス解析及びメタボローム解析等）を実施し、吸入性粉じん肺の病態早期検出マーカーの開発について検討した。 ・協働研究として、令和4年度より以下の2つの研究をスタートし、当該研究の中で新たな試験法等の開発について検討した（令和3年度は研究開始前の検討を行った。）。 ○有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築 乾式気管内投与法の開発や大型動物（ブタ）を用いた呼吸器毒性の評価系開発等の有機粉じん毒性を詳細に評価するためのスクリーニング手法の開発等について検討。 ○じん肺の新規バイオマーカーおよび迅速評価法・治療法の開発に向けた探索的研究 有用なバイオマーカーがほとんどないじん肺について、診断可能な新たなマーカーの創出並びに				

	化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記１（６）の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。	化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努める。	・長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析等、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討しているか。 ・化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めているか。	リスクを迅速に評価できる手法の構築等について検討。 ・長期吸入試験等の結果は厚生労働省及び機構のホームページに掲載しているほか、学会発表等を行うことで、成果の普及を図っている。各年度の主な取組は下記のとおり。 【令和元年度】 ・過去に実施したアクリル酸メチル他８物質の試験結果が、平成３０年度に国際がん研究機関（IARC）の monographs の速報として公表され、令和元年度には IARC monographs (Vol122, 12月19日、Vol123, 2月18日) に詳細が掲載された。特に Vol123 では評価された８物質全てが日本バイオアッセイ研究センターで実施した試験結果が評価の鍵となった。 ・塩化アクリル他３物質が評価され、その結果が速報された（Lancet Oncology 誌（Vol125, 11月28日））。 【令和２年度】 ・過去に実施したアクロレイン及びクロトンアルデヒドの試験結果が、IARC monographsVol.128 会議（令和２年10月29日～11月13日）で評価され、その結果が Lancet Oncology 誌（インパクトファクター2021 最新：54.433 点）に掲載された。また、昨年開催された IARC monographsVol.125 会議の論文が併せて発行され、４物質（アリルクロリド、1-ブromo-3-クロロプロパン、ブチル 2,3-エポキシプロピルエーテル、メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル）の試験結果が詳細に掲載された。 ・アクロレインの論文が Regulatory Toxicology and Pharmacology 誌電子版（令和３年1月7日）に掲載された。 【令和３年度】 ・IARC monographsVol.130 会議（令和３年10月7～21日）に招聘専門家として参加した。 ・米国毒性物質疾病登録局（ATSDR）の 1,2-dichloropropane 評価書に 1,2-ジクロロプロパンの吸入ばく露試験等に関する論文が引用された。 【令和４年度】 ・直噴式全身ばく露吸入実験装置を用いたアクリル酸系ポリマーの高濃度間欠ばく露実験の研究成果について、Respiratory Research誌（インパクトファクター2021最新：7.162点）に掲載された。 ・架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の気管内投与による肺毒性：ラット・マウス間の比較の研究成果について、Particle and Fibre Toxicology 誌（インパクトファクター2021 最新：9.112 点）に掲載された。 ・米国毒性物質疾病登録局（ATSDR）の 1,1,1-Trichloroethane 及び 1,2-dichloropropane 評価書の改訂に 1,1,1-トリクロロエタン及び 1,2-ジクロロプロパンの吸入ばく露試験等に関する論文が引用された。 ・国際がん研究機関（IARC）の評価ワーキンググループ会議（令和５年２～３月）において、酸化チタン等の化学物質に対する発がん性試験関連の論文４報が利用された。			
--	---	---	---	---	--	--	--

	安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。 【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。	安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。	・安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施しているか。 ・国が行っている化学物質の規制の在り方の検討等も踏まえ、令和3年度の試験の実施については、厚生労働省の指示に従い対応しているか。	・化学物質等の有害性調査事業の運営等を厚生労働省と協議した。			
--	---	--	--	---------------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 〇 4 5 5

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
患者紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	76.0%	76.0%	76.0%	76.0%			予算額（千円）	307,209,923	314,039,066	322,172,473	322,995,293	
患者紹介率 （実績値）	—	72.7% (H26-30 実績平均)	78.0%	79.1%	77.3%	78.4%			決算額（千円）	296,067,999	304,610,630	322,059,802	318,280,431	
達成度	—	—	102.6%	104.1%	101.7%	103.2%			経常費用（千円）	300,027,565	288,341,516	303,905,828	321,756,712	
逆紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	63.0%	63.0%	63.0%	63.0%			経常利益（千円）	△8,137,791	20,718,141	23,104,292	6,826,005	
逆紹介率 （実績値）	—	61.0% (H26-30 実績平均)	66.8%	70.3%	69.4%	70.2%			行政コスト（千円）	301,285,931	288,861,035	306,987,288	327,017,176	
達成度	—	—	106.0%	115.6%	110.1%	111.4%			従事人員数（人）	15,022	14,973	15,074	15,169	
症例検討会・講習会開催回数 （計画値）	中期目標期間中、延べ4,200回以上実施	—	840回	840回	840回	840回								
症例検討会・講習会開催回数 （実績値）	—	822回 (H26-29 実績平均)	892回	310回	888回	1,200回								
達成度	—	—	106.2%	36.9%	105.7%	142.9%								
受託検査件数 （計画値）	中期目標期間中、延べ17万5千件以上実施	—	35,000件	35,000件	35,000件	35,000件								

	受託検査 件数 (実績値)	—	35,824 件 (H26-29 実 績平均)	36,570 件	32,698 件	32,883 件	31,809 件								
	達成度	—	—	104.5%	93.4%	94.0%	90.9%								
	患者満足度 (計画値)	80%以上の満 足度を確保	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%								
	患者満足度 (実績値)	—	84, 2% (H29 実績)	83.1%	86.6%	85.3%	85.0%								
	達成度	—	—	103.9%	108.3%	106.6%	106.3%								
	治験症例数 (計画値)	中期目標期間 中 20,900 件以 上確保	—	4,180 件	4,180 件	4,180 件	4,180 件								
	治験症例数 (実績値)	—	4,187 件 (H26-29 実績平均)	4,780 件	4,546 件	5,203 件	3,948 件								
	達成度	—	—	114.4%	108.8%	124.5%	94.4%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<主な定量的指標> ・地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。 ・地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進		<評定と根拠> 評定：A 新型コロナウイルス感染症の影響から、様々な事業の実施を制限されたが、可能な限り実施に向け取り組み、以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。 ・「疾病に関する高度・専門的な医療の提供」において、	評定	A	評定	<評定に至った理由> 地域医療への貢献として、地域の医療機関等との連携強化において、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」(目標毎年度 76%以上)、「逆紹介率」(目標毎年度 63%以上)については令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価で

			慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ 3 万 5000 件以上実施する。 ・患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保する。 ・労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。			
	疾病の予防から職場復帰等までを担う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療へ	疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療へ	＜その他の指標＞ なし			

	の貢献等に取り組むこと。 （１）疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供 疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。 特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。	の貢献等に取り組む。 （１）疾病に関する高度・専門的な医療の提供 疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組については、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図る。 特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。 ア 勤労者医療の推進		（１）疾病に関する高度・専門的な医療の提供		る充実を図った。 ・「地域の医療機関等との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえ、業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、については目標を達成した。 一方で、「症例検討会・講習会開催回数」については、新型コロナウイルス感染症患者の積極的受入に伴う業務逼迫及び感染拡大防止の観点から、病院での症例検討会等の開催は限定的にならざるを得ない状況であったため、令和２年度においては目標を下回る開催回数となっていたが、電子（WEB）会議システムを活用した形式及び密を回避した集合形式での開催等、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも可能な限りの実施に努めたことにより、令和３年度及び令和４年度では	くの搬送患者を受け入れた。 大規模災害等への対応においては、「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の労災病院等と協同し、感染防止対策に配慮しつつ合同訓練等を実施するとともに、災害拠点病院（13 病院）、DMAT 指定医療機関（13 病院）の機能を維持し、新型コロナウイルス感染症については、自治体の要請等を踏まえ、一般病床をコロナ専用病床へ切り替える等、新型コロナウイルス陽性入院患者を積極的に受け入れ、地域の医療提供体制の確保に貢献した。 患者の意向の尊重と医療安全の充実においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組んでおり、患者満足度調査（目標毎年度 80%以上）では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、改善に取り組んだ結果、令和元年度から令和４年度の各年度において目標を達成し	
--	---	--	--	------------------------------	--	--	---	--

	研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。 イ 社会復帰の促進 メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。 (2) 地域医療への貢献 労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画（地域医療構想を含む。）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータ	これまでに研究・開発で得られた知見について、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図っているか。 イ 社会復帰の促進 【令和元年～4年度共通の取組】 患者や家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカー（MSW）が行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。 <table><tr><td>・ MSW業務実績件数（相談件数）</td><td colspan="4">（単位：件）</td></tr><tr><td>区 分</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>199,640</td><td>199,073</td><td>192,225</td><td>198,107</td></tr><tr><td>（再掲）退院援助・社会復帰援助関係</td><td>143,482</td><td>144,161</td><td>143,796</td><td>155,292</td></tr></table> (2) 地域医療への貢献 【令和元～4年度共通の取組】 地域の中核的役割の推進 地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の新規指定・維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。 【特徴的な取組例】 地域がん診療連携拠点病院のうち、診療実績及び診療体制が医療圏内において特に優れている病院が「高度型」の指定を受け、医療圏における高度がん医療の維持・発展に貢献している（大阪労災病院、香川労災病院）。 <table><tr><td>・ 地域医療支援病院</td><td colspan="4"></td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td colspan="2">令和4年度</td></tr><tr><td>25 施設</td><td>26 施設</td><td>26 施設</td><td colspan="2">25 施設</td></tr></table> ・ 地域がん診療連携拠点病院 <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>11 施設 （1 施設）</td><td>11 施設 （2 施設）</td><td>10 施設 （2 施設）</td><td>10 施設 （2 施設）</td></tr></table>	・ MSW業務実績件数（相談件数）	（単位：件）				区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	相談件数	199,640	199,073	192,225	198,107	（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161	143,796	155,292	・ 地域医療支援病院					令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		25 施設	26 施設	26 施設	25 施設		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	11 施設 （1 施設）	11 施設 （2 施設）	10 施設 （2 施設）	10 施設 （2 施設）	年度計画の 840 回を達成している。 また、「受託検査件数」については、新型コロナウイルス感染症拡大における患者受療行動の変化に伴う開業医等への受診控えの影響により目標値を達成することができなかったが、可能な限り件数の確保に向けた取組を行った。 また、救急搬送患者数についても、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響から大きく減少していたものの、令和3年度以降は回復傾向となっており令和4年度では88,415件と積極的な患者受入に努めた。 ・「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議により目標値を設定した各種指標については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向	ており、評価できる。 治験症例数の確保（目標毎年度 4,180 件以上）については、自院の体制強化はもとより、製薬メーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組であったが、労災病院治験ネットワークを介した治験に積極的に取り組んだ結果、令和4年度は僅かに目標に届かなかったものの令和元年度から令和3年度の各年度においては目標を達成しており、中期目標の20,900件に対し令和4年度までの累計実績は18,477件であり、中期目標を上回る見込みである。 アスベスト疾患センターではアスベスト健康診断や地域住民等からの健康相談に対応しており、令和元年度から令和4年度までの期間で健康診断 27,233 件、相談等 3,672 件の対応を行うとともに、全国の労災指定医療機関で呼吸器疾患を取扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する専門研修を実施（受講者総数 3,118 名）し、診断技術の普及、向上に努め	
・ MSW業務実績件数（相談件数）	（単位：件）																																															
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																												
相談件数	199,640	199,073	192,225	198,107																																												
（再掲）退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161	143,796	155,292																																												
・ 地域医療支援病院																																																
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																													
25 施設	26 施設	26 施設	25 施設																																													
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																													
11 施設 （1 施設）	11 施設 （2 施設）	10 施設 （2 施設）	10 施設 （2 施設）																																													

	ベースを活用しつつ労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。 また、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。	については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、診療機能等の見直しを行う。		※（ ）内は、高度型の指定施設数である。 急性期医療への対応 救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持、強化を図った。 ・ 救急医療に係る病床の整備 <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>救命救急病床</td><td>21 床</td><td>21 床</td><td>21 床</td><td>21 床</td></tr><tr><td>特定集中治療室病床</td><td>124 床</td><td>126 床</td><td>128 床</td><td>128 床</td></tr><tr><td>ハイケアユニット病床</td><td>81 床</td><td>89 床</td><td>113 床</td><td>113 床</td></tr></table> ・ リハビリテーション体制の強化 <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td></tr><tr><td>心大血管リハⅠ・Ⅱ</td><td>24 施設</td><td>24 施設</td><td>24 施設</td><td>24 施設</td></tr><tr><td>運動器リハⅠ</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td></tr><tr><td>呼吸器リハⅠ</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td></tr><tr><td>がん患者リハ</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td><td>27 施設</td></tr></table> ※施設数は令和４年度末時点 ⅰ 多職種の協働によるチーム医療の推進 医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。 ・ チーム医療の実践（一例） <table><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>がんセンターボード</td><td>19 施設</td><td>19 施設</td><td>19 施設</td><td>19 施設</td></tr><tr><td>ICT（感染対策チーム）</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td></tr><tr><td>NST（栄養サポートチーム）</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td><td>28 施設</td></tr><tr><td>褥瘡対策チーム</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td><td>29 施設</td></tr><tr><td>緩和ケアチーム</td><td>24 施設</td><td>23 施設</td><td>23 施設</td><td>24 施設</td></tr><tr><td>呼吸ケアチーム</td><td>13 施設</td><td>15 施設</td><td>15 施設</td><td>14 施設</td></tr></table> ※施設数は令和４年度末時点	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	救命救急病床	21 床	21 床	21 床	21 床	特定集中治療室病床	124 床	126 床	128 床	128 床	ハイケアユニット病床	81 床	89 床	113 床	113 床	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	心大血管リハⅠ・Ⅱ	24 施設	24 施設	24 施設	24 施設	運動器リハⅠ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	呼吸器リハⅠ	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設	がん患者リハ	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	がんセンターボード	19 施設	19 施設	19 施設	19 施設	ICT（感染対策チーム）	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	NST（栄養サポートチーム）	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設	褥瘡対策チーム	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設	緩和ケアチーム	24 施設	23 施設	23 施設	24 施設	呼吸ケアチーム	13 施設	15 施設	15 施設	14 施設	け、医事課長会議及び個別業務指導等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認・フォローアップを行った。 ・「アスベスト関連疾患への対応」においては、アスベスト疾患センター等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めた。 ・ 患者満足度調査では、毎年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ	た。 以上、予測し難い外部要因であった新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、様々な事業の実施が制限される中、患者満足度を高いレベルで維持しつつ、救急搬送患者数の大幅な増加や電子（WEB）会議システムを活用した症例検討会等の実施等、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準に努め、可能な限り実施に向け取り組み、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていたことが認められる。当該事情を評価において考慮し、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られることから、評価をAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																																								
救命救急病床	21 床	21 床	21 床	21 床																																																																																								
特定集中治療室病床	124 床	126 床	128 床	128 床																																																																																								
ハイケアユニット病床	81 床	89 床	113 床	113 床																																																																																								
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																																								
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設																																																																																								
心大血管リハⅠ・Ⅱ	24 施設	24 施設	24 施設	24 施設																																																																																								
運動器リハⅠ	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設																																																																																								
呼吸器リハⅠ	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設																																																																																								
がん患者リハ	27 施設	27 施設	27 施設	27 施設																																																																																								
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																																								
がんセンターボード	19 施設	19 施設	19 施設	19 施設																																																																																								
ICT（感染対策チーム）	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設																																																																																								
NST（栄養サポートチーム）	28 施設	28 施設	28 施設	28 施設																																																																																								
褥瘡対策チーム	29 施設	29 施設	29 施設	29 施設																																																																																								
緩和ケアチーム	24 施設	23 施設	23 施設	24 施設																																																																																								
呼吸ケアチーム	13 施設	15 施設	15 施設	14 施設																																																																																								

		ii高度医療機器の計画的整備 【令和元～４年度共通】 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めている。 ・令和４年度末時点における自己資金投入による機器整備（更新）状況 <table><tr><th>機 器</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>整備状況</th></tr><tr><td>内視鏡手術支援機器</td><td>1施設増設 1施設更新</td><td>1施設増設</td><td>—</td><td>2施設増設</td><td>6施設整備済</td></tr><tr><td>アンギオグラフィー （血管撮影装置）</td><td>3施設更新</td><td>1施設増設 4施設更新</td><td>2施設増設 3施設更新</td><td>2施設更新</td><td>29施設整備済</td></tr><tr><td>ガンマナイフ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2施設整備済</td></tr><tr><td>リニアック</td><td>1施設更新</td><td>—</td><td>1施設更新</td><td>1施設更新</td><td>21施設整備済</td></tr><tr><td>CT （コンピュータ断層撮影装置）</td><td>1施設増設 5施設更新</td><td>5施設更新</td><td>2施設増設 4施設更新</td><td>1施設増設 1施設更新</td><td>29施設整備済</td></tr><tr><td>MRI （磁気共鳴画像診断装置）</td><td>6施設更新</td><td>—</td><td>3施設更新</td><td>2施設更新</td><td>29施設整備済</td></tr><tr><td>PET （陽電子放射断層撮影装置）</td><td>—</td><td>—</td><td>1施設更新</td><td>—</td><td>2施設整備済</td></tr><tr><td>PACS （医療用画像管理システム）</td><td>—</td><td>—</td><td>3施設更新</td><td>2施設更新</td><td>29施設整備済</td></tr></table> ※施設数は令和４年度末時点 労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の維持・見直しを行った。 ・主な病床機能区分の見直し状況 <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>ICU</td><td>16施設 （6施設）</td><td>16施設 （5施設）</td><td>16施設 （7施設）</td><td>16施設 （7施設）</td></tr><tr><td>HCU</td><td>11施設</td><td>12施設</td><td>13施設</td><td>13施設</td></tr><tr><td>急性期一般入院料1</td><td>22施設</td><td>22施設</td><td>22施設</td><td>22施設</td></tr><tr><td>地域包括ケア病棟</td><td>15施設 （1施設）</td><td>15施設 （2施設）</td><td>15施設 （2施設）</td><td>15施設 （2施設）</td></tr><tr><td>回復期リハビリテー ション病棟</td><td>2施設</td><td>3施設 （1施設）</td><td>3施設 （1施設）</td><td>3施設 （1施設）</td></tr><tr><td>障害者病棟</td><td>1施設</td><td>0施設</td><td>0施設</td><td>0施設</td></tr></table> ※（ ）は、上位施設基準の届出施設数である。 ※施設数は令和４年度末時点。各労災病院の診療機能に係る最新情報は適宜ホームページで公開している。	機 器	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	整備状況	内視鏡手術支援機器	1施設増設 1施設更新	1施設増設	—	2施設増設	6施設整備済	アンギオグラフィー （血管撮影装置）	3施設更新	1施設増設 4施設更新	2施設増設 3施設更新	2施設更新	29施設整備済	ガンマナイフ	—	—	—	—	2施設整備済	リニアック	1施設更新	—	1施設更新	1施設更新	21施設整備済	CT （コンピュータ断層撮影装置）	1施設増設 5施設更新	5施設更新	2施設増設 4施設更新	1施設増設 1施設更新	29施設整備済	MRI （磁気共鳴画像診断装置）	6施設更新	—	3施設更新	2施設更新	29施設整備済	PET （陽電子放射断層撮影装置）	—	—	1施設更新	—	2施設整備済	PACS （医療用画像管理システム）	—	—	3施設更新	2施設更新	29施設整備済	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	ICU	16施設 （6施設）	16施設 （5施設）	16施設 （7施設）	16施設 （7施設）	HCU	11施設	12施設	13施設	13施設	急性期一般入院料1	22施設	22施設	22施設	22施設	地域包括ケア病棟	15施設 （1施設）	15施設 （2施設）	15施設 （2施設）	15施設 （2施設）	回復期リハビリテー ション病棟	2施設	3施設 （1施設）	3施設 （1施設）	3施設 （1施設）	障害者病棟	1施設	0施設	0施設	0施設	結果、令和元年度から令和４年度のいずれにおいても目標を達成できた。 ・治験については、労災病院治験ネットワークを介した治験について積極的に取り組み、概ね年度計画を上回っており、第４期中期目標期間において目標件数である20,900件以上の確保が見込まれる。 <課題と対応> —		
機 器	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	整備状況																																																																																									
内視鏡手術支援機器	1施設増設 1施設更新	1施設増設	—	2施設増設	6施設整備済																																																																																									
アンギオグラフィー （血管撮影装置）	3施設更新	1施設増設 4施設更新	2施設増設 3施設更新	2施設更新	29施設整備済																																																																																									
ガンマナイフ	—	—	—	—	2施設整備済																																																																																									
リニアック	1施設更新	—	1施設更新	1施設更新	21施設整備済																																																																																									
CT （コンピュータ断層撮影装置）	1施設増設 5施設更新	5施設更新	2施設増設 4施設更新	1施設増設 1施設更新	29施設整備済																																																																																									
MRI （磁気共鳴画像診断装置）	6施設更新	—	3施設更新	2施設更新	29施設整備済																																																																																									
PET （陽電子放射断層撮影装置）	—	—	1施設更新	—	2施設整備済																																																																																									
PACS （医療用画像管理システム）	—	—	3施設更新	2施設更新	29施設整備済																																																																																									
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																																										
ICU	16施設 （6施設）	16施設 （5施設）	16施設 （7施設）	16施設 （7施設）																																																																																										
HCU	11施設	12施設	13施設	13施設																																																																																										
急性期一般入院料1	22施設	22施設	22施設	22施設																																																																																										
地域包括ケア病棟	15施設 （1施設）	15施設 （2施設）	15施設 （2施設）	15施設 （2施設）																																																																																										
回復期リハビリテー ション病棟	2施設	3施設 （1施設）	3施設 （1施設）	3施設 （1施設）																																																																																										
障害者病棟	1施設	0施設	0施設	0施設																																																																																										

		・ 地域医療構想の実現に向けた重点支援区域において、対象医療機関となった北海道中央労災病院及び岩見沢市立総合病院について、国等の支援を受けつつ、関係機関等と連携を密にして検討を行っているか。 ア 地域の医療機関等との連携強化 地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。 また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。	令和2年8月に重点支援区域に選定された北海道南空知区域における北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院を対象とした医療機能再編については、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会」を計10回開催（令和2年6月～令和3年6月）し、検討報告書が取りまとめられた。検討報告書及び地域医療構想調整会議等の議論を経て、令和3年7月に両設置者間で統合に係る基本合意書を締結した。 〔参考〕 基本合意書（令和3年7月）の主な内容 ①令和9年4月を目途に両病院を統合し新病院を設置する ②新病院の設置者及び運営管理者は岩見沢市とする ③北海道中央労災病院職員のうち新病院で勤務を希望する者は原則として新病院職員として採用する ア 地域の医療機関等との連携強化 【令和元～4年度共通の取組】 紹介率については全ての年度で計画の76%を上回る数値となっており、逆紹介率についても全ての年度で計画の63%を上回る数値となった。 救急搬送患者数についても、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響から大きく減少していたものの、令和3年度以降は回復傾向となっており令和4年度では88,415件と積極的な患者受入に努めた。 また、地域での医療機能分化を図る観点から、地域連携パスの運用維持に努めた。 ・ 紹介率 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>78.0%</td><td>79.1%</td><td>77.3%</td><td>78.4%</td></tr></table> ・ 逆紹介率 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>66.8%</td><td>70.3%</td><td>69.4%</td><td>70.2%</td></tr></table> ・ 救急搬送患者数（単位：人） <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>84,821</td><td>74,390</td><td>78,856</td><td>88,415</td></tr></table> ※令和4年度1施設当たりの救急搬送件数：3,049人 ※参考 令和4年全国医療機関の1施設当たり救急搬送患者数：762人	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	78.0%	79.1%	77.3%	78.4%	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	66.8%	70.3%	69.4%	70.2%	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	84,821	74,390	78,856	88,415			
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																											
78.0%	79.1%	77.3%	78.4%																											
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																											
66.8%	70.3%	69.4%	70.2%																											
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																											
84,821	74,390	78,856	88,415																											

			(出典：令和５年３月31日総務省公表資料「令和４年中の救急出動件数等（速報値）」) ・ 地域連携パス (単位：件) <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>脳卒中</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr><tr><td>大腿骨頸部骨折</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td><td>23</td></tr><tr><td>その他（がん、糖尿病等）</td><td>115</td><td>115</td><td>115</td><td>115</td></tr><tr><td>合 計</td><td>158</td><td>158</td><td>158</td><td>158</td></tr></table> イ 症例検討会等の実施 地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。 【目標設定等の考え方】 平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	脳卒中	20	20	20	20	大腿骨頸部骨折	23	23	23	23	その他（がん、糖尿病等）	115	115	115	115	合 計	158	158	158	158											
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																			
脳卒中	20	20	20	20																																			
大腿骨頸部骨折	23	23	23	23																																			
その他（がん、糖尿病等）	115	115	115	115																																			
合 計	158	158	158	158																																			
			イ 症例検討会等の実施 【令和元～４年度共通の取組】 以下の参考に示した症例検討会等の開催については、新型コロナウイルス感染症患者の積極的受入に伴う業務逼迫及び感染拡大防止の観点から、限定的にならざるを得ない状況であったため、令和２年度においては目標を大きく下回る開催回数となっていたが、電子（WEB）会議システムを活用した形式及び密を回避した集合形式での開催等、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも可能な限りの実施に努めたことにより、令和３年度及び令和４年度では年度計画の840回を達成している。 （参考）主な症例検討会等の内容について （１）地域の医師・看護師等を対象とした症例検討会 （２）地域住民を対象とした市民公開講座や出前講座、地域の医療従事者を対象とした地域医療セミナー・講習会 等 ・ 症例検討会・講習会開催回数（単位：回） <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>892</td><td>310</td><td>888</td><td>1,200</td></tr></table> ・ 症例検討会・講習会開催回数四半期推移 (単位：回) <table><tr><th></th><th>第１四半期</th><th>第２四半期</th><th>第３四半期</th><th>第４四半期</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>189</td><td>220</td><td>266</td><td>217</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>26（７）</td><td>71（15）</td><td>105（30）</td><td>108（26）</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>132（44）</td><td>214（70）</td><td>298（75）</td><td>244（50）</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>279（65）</td><td>265（49）</td><td>351（68）</td><td>305（84）</td></tr></table> ※（ ）は、WEB形式での開催回数再掲である。	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	892	310	888	1,200		第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期	令和元年度	189	220	266	217	令和２年度	26（７）	71（15）	105（30）	108（26）	令和３年度	132（44）	214（70）	298（75）	244（50）	令和４年度	279（65）	265（49）	351（68）	305（84）			
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																				
892	310	888	1,200																																				
	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期																																			
令和元年度	189	220	266	217																																			
令和２年度	26（７）	71（15）	105（30）	108（26）																																			
令和３年度	132（44）	214（70）	298（75）	244（50）																																			
令和４年度	279（65）	265（49）	351（68）	305（84）																																			

	822 回を踏まえ、4200 回以上とした。 ウ 高度医療機器を用いた受託検査 地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ 17 万 5000 件以上実施する。		ウ 高度医療機器を用いた受託検査 【令和元～4 年度共通の取組】 CT・MRI、ガンマカメラ及び血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報を行ったほか、新型コロナウイルス感染症が収束している期間においては、開業医訪問の再開、検査時における感染対策の徹底といった取組を行い、可能な限り受託検査を受け入れるよう努めたものの、開業医への受診控えや、当該感染症流行の際には受託件数が減少し、令和2 年度以降、目標値を下回る受託検査件数となっている。 【特徴的な取組例】 連携医療機関を対象とした WEB 予約システムを活用し、通常の診療予約に加えて、CT・MRI 等の検査予約も実施しており、当該受託検査の更なる件数確保に努めている（中部労災病院）。 ・ 受託検査件数（単位：件） <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和2 年度</th><th>令和3 年度</th><th>令和4 年度</th></tr><tr><td>36,570</td><td>32,698</td><td>32,883</td><td>31,809</td></tr></table> ・ 受託検査件数四半期推移（単位：件） <table><tr><th>検査件数</th><th>第1 四半期</th><th>第2 四半期</th><th>第3 四半期</th><th>第4 四半期</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>9,488</td><td>9,178</td><td>9,548</td><td>8,356</td></tr><tr><td>令和2 年度</td><td>6,923</td><td>8,240</td><td>9,551</td><td>7,984</td></tr><tr><td>令和3 年度</td><td>8,163</td><td>8,042</td><td>9,057</td><td>7,621</td></tr><tr><td>令和4 年度</td><td>8,191</td><td>7,685</td><td>7,892</td><td>8,041</td></tr></table>	令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	36,570	32,698	32,883	31,809	検査件数	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期	令和元年度	9,488	9,178	9,548	8,356	令和2 年度	6,923	8,240	9,551	7,984	令和3 年度	8,163	8,042	9,057	7,621	令和4 年度	8,191	7,685	7,892	8,041			
令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度																																				
36,570	32,698	32,883	31,809																																				
検査件数	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期																																			
令和元年度	9,488	9,178	9,548	8,356																																			
令和2 年度	6,923	8,240	9,551	7,984																																			
令和3 年度	8,163	8,042	9,057	7,621																																			
令和4 年度	8,191	7,685	7,892	8,041																																			
（3）大規模労働災害等への対応 労災病院は、国の政策に基づく医療を担う病	【目標設定等の考え方】 平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）3 万 5824 件等を踏まえ、17 万 5000 件以上とした。 （3）大規模労働災害等への対応 国の政策に基づく医療を担う病院グループと	・災害等が発生した場合に、災害対策要領に基	（3）大規模労働災害等への対応 「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の労災病院等と協同し、感染防止対策に配慮しつつ合同訓練等を実施した。 また、災害拠点病院（13病院）、DMAT指定医療機関（13病院）の機能を維持しつつ、令和元年9 月																																				

院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。	して、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。	づき、組織的、体系的に対応できているか。 ・新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等対策業務計画」等に基づき、必要な対応を行っているか。	台風15号、令和元年10月台風19号、令和2年7月豪雨に対して、以下のとおり支援活動を実施した。 ○令和元年9月台風15号への対応（令和元年9月9日） ・DMAT：2病院から2チーム（延べ8人）を派遣 ・近隣地域の被災医療機関等から入院患者転院受入（21人受入） ○令和元年10月台風19号への対応（令和元年10月13日） ・DMAT：2病院から3チーム（延べ18人）を派遣 ・災害支援ナース：1病院から看護師（延べ8人）を派遣 ・産業保健総合支援センターに被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで設置（相談件数：7件） ・近隣地域の被災医療機関から入院患者転院受入（23人受入） ○令和2年7月豪雨（令和2年7月3日～31日） ・熊本労災病院内にDMAT活動拠点本部を立上げ、DMAT隊32隊（130人）受入 ・熊本労災病院において被災地の医療機関等からの患者を45名受入 ・DMAT：4病院（中国労災、山口労災、香川労災、熊本労災）から延べ18人を派遣 ・産保センターに被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで設置（相談件数：5件） さらに、新型コロナウイルス感染症に対して、新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、以下のとおり組織的に対応した。 ① 本部における対応 ・理事長から各労災病院長へ新型インフルエンザ等対策業務計画や各施設にて策定した関連マニュアル等に基づき適切に対応するよう引き続き指示 ・理事長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を本部に設置し、指揮総括班、情報通信班、物資調整班等の役割ごとの班を設け、各部室がそれぞれの役割を担えるよう効果的な体制を構築（令和2年2月26日設置）し、引き続き対応 ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議を令和3年度9回開催し、各施設の検査体制（PCR検査178,213件、LAMP法等検査41,502件、抗原検査155,269件、検体採取のみ3,843件）等の情報共有や課題に対する対応策等を検討（令和4年度末時点：累計32回開催） <table><tr><th>区 分</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>PCR</td><td>68,499</td><td>139,828</td><td>178,213</td></tr><tr><td>LAMP 等</td><td>13,299</td><td>30,848</td><td>41,502</td></tr><tr><td>抗原検査</td><td>32,376</td><td>87,342</td><td>155,269</td></tr><tr><td>採取のみ</td><td>7,884</td><td>10,149</td><td>3,843</td></tr><tr><td>合計</td><td>122,058</td><td>268,167</td><td>378,827</td></tr></table> ・各労災病院の状況を把握し、必要な情報や物資を提供する等各労災病院の感染対策を支援	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	PCR	68,499	139,828	178,213	LAMP 等	13,299	30,848	41,502	抗原検査	32,376	87,342	155,269	採取のみ	7,884	10,149	3,843	合計	122,058	268,167	378,827			
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度																											
PCR	68,499	139,828	178,213																											
LAMP 等	13,299	30,848	41,502																											
抗原検査	32,376	87,342	155,269																											
採取のみ	7,884	10,149	3,843																											
合計	122,058	268,167	378,827																											

				<table><tr><td>協力医療機関</td><td>8</td><td>5</td><td>3</td></tr></table> ※施設数は各年度末時点	協力医療機関	8	5	3						
協力医療機関	8	5	3											
（４）医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。 また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長	（４）医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。 また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食	・医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化を推進しているか。	（４）医療情報のICT化の推進 【令和元～4年度共通】 本部にCIO（情報化統括責任者）、CIO補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら計画的にシステム更新を行っている。 電子カルテシステム等の更新については、主に以下の4点を目的に計画的に更新を行っている。 ① 医療の質・安全の向上、業務の効率化（部門システムとの連携等） ② 診療情報の一元管理・利活用（DWHの導入等） ③ 地域医療連携の強化（地域の医療情報ネットワークシステムとの連携等） ④ システムの安定稼働、コスト削減（仮想サーバ、クラウド化等） ○ 更新状況 電子カルテシステムについては、令和4年度末現在、全ての労災病院（29病院）において導入済みであり、適宜更新を行っている。 ・更新施設数 <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>4施設</td><td>2施設</td><td>4施設</td><td>3施設</td></tr></table> ○ オンライン資格確認の導入 オンライン資格確認について、本部と病院が連携を取り病院ネットワーク環境等検討した上で、顔認証付きカードリーダーの申込みを完了し、オンライン資格確認の導入準備を進め、令和4年度末現在、全ての労災病院（29病院）において運用を開始している。	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	4施設	2施設	4施設	3施設			
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度							
4施設	2施設	4施設	3施設											

連名通知別添)に基づく運用管理を図ること。	発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた運用管理を図る。				
(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実	(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実				
国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。	日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。	・ 良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新に取り組んでいるか。			
そのため、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。	これらにより、患者満足度調査において全病院平均で 80%以上の満足度を確保する。	・ 医療の標準化を図るため、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進しているか。			
【目標設定等の考え方】					
平成 29 年度実績 84.2%であること等を踏まえ、80%以上とした。	また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者				
				</	

	の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。	・患者満足度調査を実施し、患者の意向を尊重し、良質で適切な医療の提供につなげているか。	「脳梗塞患者における早期リハビリテーション開始率」 主病名が「脳梗塞」である緊急入医患者のうち、入院日から４日以内にリハビリテーションが実施された患者の割合 R1 年度 88.2% ⇒ R2 年度 91.0% ⇒ R3 年度 92.0% ⇒ R4.3-12 84.5% 脳卒中に対する急性期リハビリテーションの実施は、廃用症候群や合併症の予防・改善に特に効果が認められている。労災病院全体では年々開始率が上昇しており、脳梗塞患者の早期社会復帰に積極的に取り組んでいると評価できる。 (ウ)「医療の質向上のための体制整備事業」への協力 公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している標記事業に令和元年度から協力しており、臨床評価指標に係る定義の標準化、当該指標を活用した医療の質改善支援等についての検討を行う「医療の質向上のための協議会」（令和元年度から 14 回開催）に担当理事が委員として参加した。 【令和３年度】 標記事業の一環として、標準化指標の策定等を目的としたパイロット事業（世界的に指標の標準化がなされている「糖尿病」、「脳卒中」、「人工股関節置換術（THA）」の３つが検討テーマ）が実施され、「糖尿病」については中部労災病院、「人工股関節置換術（THA）」については横浜労災病院が協力施設として参加し、１年間にわたって当該疾患の標準的指標に対するデータ抽出及び検証を行った。 【令和４年度】 標記事業の一環として、医療の質指標を活用した質の可視化を実践するモデル事業「医療の質可視化プロジェクト」が実施され、「医療安全」「感染管理」「ケア（褥瘡ケア等）」に関連する代表的な質指標について、労災病院 29 施設のデータ提供を行った。 ウ 患者満足度の確保 【令和元～４年度共通】 - 全ての労災病院において、平成16年度から継続して患者満足度調査を実施している。 - 入院患者については、調査期間（約１ヶ月間）に退院した患者から、外来患者については、調査日（２週間程度の期間のうち病院任意の２日間）に通院した患者から、毎年度約８割程度の回答を得た。 結果、満足度は、入院、外来及び入外合計のいずれにおいても目標を達成した。 <table><tr><td colspan="5">・ 患者満足度 (単位：％)</td></tr><tr><td>年度</td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>入院</td><td>92.3</td><td>92.5</td><td>92.2</td><td>92.3</td></tr><tr><td>外来</td><td>78.3</td><td>81.9</td><td>80.5</td><td>80.2</td></tr><tr><td>入外平均</td><td>83.1</td><td>86.6</td><td>85.3</td><td>85.0</td></tr></table> ＜患者満足度調査結果を踏まえた取組＞ 得られた結果を集計・分析し患者サービス委員会等で改善計画を策定し、接遇研修を実施するなどの取組により、満足度の向上を図った。 なお、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、従前の対面式調査方式を備え付けの回答箱へ投函する方法などに変更することにした。また、設問に関しても新型コロナウイルス感染症防止対策の取組に関する項目を追加した。 エ 医療安全の充実	・ 患者満足度 (単位：％)					年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	入院	92.3	92.5	92.2	92.3	外来	78.3	81.9	80.5	80.2	入外平均	83.1	86.6	85.3	85.0			
・ 患者満足度 (単位：％)																															
年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																											
入院	92.3	92.5	92.2	92.3																											
外来	78.3	81.9	80.5	80.2																											
入外平均	83.1	86.6	85.3	85.0																											

		推 進 し て い る か。	【令和元～4年度共通】 ●医療安全チェックシートを用いた自主点検達成状況 <table><tr><td>区分</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>項目数</td><td>249</td><td>249</td><td>249</td><td>204</td></tr><tr><td>達成率</td><td>99.0%</td><td>98.9%</td><td>99.1%</td><td>98.2%</td></tr><tr><td>対前回</td><td>+0.1</td><td>▲0.1</td><td>+0.2</td><td>▲0.9</td></tr></table> ● 労災病院間医療安全相互チェック 【令和元年度】（訪問形式） 〔テーマ〕医療安全相互チェックグループ病院間で、テーマを決定 【令和2年度】（訪問形式、WEB形式の選択） ※令和2年度からは、各労災病院のインシデント報告から、報告の多い発生場面を共通テーマとした。 〔テーマ〕①病棟在庫薬の管理、使用について ②MRI検査時の吸着事故防止について ③説明と同意について 【令和3年度】（WEB形式） 〔テーマ〕①生体監視モニターの安全使用について ②手術安全体制の確保について 【令和4年度】（訪問形式、WEB形式の選択） 〔テーマ〕①医薬品安全管理体制 ②薬剤の安全な使用について ● 医療安全推進週間 ・ 医療相談コーナーの設置 ・ 患者・地域住民を対象とした公開講座 ・ 医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） ・ 職員を対象とした研修・講習会 等 各労災病院で実施した取り組みは、厚生労働省へ実施報告をした。また、機構ホームページで各労災病院の取組の様子を紹介した。 ● 公表と再発防止 労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む。）について、毎年5月にホームページ上で公表した。 （6）治験の推進 新医薬品等の開発促進に資するため、中期目標期間中において治験実施体制を強化及び、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を実施した。各事業年度における取り組み状況は以下のとおり。 【令和元～4年度共通】 国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）及び「治験及び臨床研究倫理審査委員養成研修」に労災病院及び本部の職員が参加し、スタッフの充実に図った。 労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	項目数	249	249	249	204	達成率	99.0%	98.9%	99.1%	98.2%	対前回	+0.1	▲0.1	+0.2	▲0.9			
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																						
項目数	249	249	249	204																						
達成率	99.0%	98.9%	99.1%	98.2%																						
対前回	+0.1	▲0.1	+0.2	▲0.9																						
（6）治験の推進	（6）治験の推進	・新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣す																								

	ることにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中 2 万 900 件以上確保すること。 【目標設定等の考え方】 平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（毎年度平均）4187 件を踏まえ、2 万 900 件以上とした。 （7）産業医等の育成支援体制の充実 多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養	ることにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中 2 万 900 件以上確保する。 （7）産業医等の育成支援体制の充実 事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していく ・高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医の育成支援体制の充実を図っているか。	をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた。 【令和 2 年度】 厚生労働省からの要請を受け新型コロナウイルスワクチンのコホート調査に協力するため、令和 3 年 2 月から労災病院に勤務する医療従事者に対してワクチンの先行接種を実施し、1,762 件の症例について調査を実施した。併せて、新型コロナウイルスワクチンの一般使用成績調査（PMS）にも参加し、1,551 件の症例について調査を実施した。 【令和 3 ～ 4 年度】 平成 29 年 4 月から中央治験審査委員会（CIRB）を設置し、労災病院治験ネットワーク機能の強化、治験審査の効率化及び質の向上に取り組んだ。 令和 3 年 11 月から中央治験審査委員会において企業治験の審議を開始し、令和 3 年度は 3 試験（延べ 9 病院）、令和 4 年度は 2 試験（延べ 3 病院）を受託し、全国的な治験実施体制の構築並びに国の治験事業の活性化に寄与した。 ・ 労災病院における治験等実績（単位：件） <table><tr><th>年度</th><th>治験件数</th><th>製造販売後 臨床試験件数</th><th>合計件数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>619</td><td>4,161</td><td>4,780</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>696</td><td>3,850</td><td>4,546</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>444</td><td>4,759</td><td>5,203</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>505</td><td>3,443</td><td>3,948</td></tr></table> ・ 労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">新規調査 依頼件数</th><th rowspan="2">前年度からの 調査継続件数</th><th colspan="2">契約件数</th></tr><tr><th>契約件数</th><th>契約施設数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>15 件</td><td>2 件</td><td>3 件</td><td>3 施設</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>9 件</td><td>4 件</td><td>6 件</td><td>45 施設</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>21 件</td><td>8 件</td><td>4 件</td><td>10 施設</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>17 件</td><td>7 件</td><td>2 件</td><td>3 施設</td></tr></table> ※令和 4 年度末時点における「調査手続中」の案件：9 件 （7）産業医等の育成支援体制の充実 【令和元～ 4 年度共通】 高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センター（両立支援センター（部）を含む。）における産業医育成支援の充実に向け、産業医科大学と連携の上、各勤労者医療総合センターでの産業医活動計画を見直すなど支援体制の充実を図った。	年度	治験件数	製造販売後 臨床試験件数	合計件数	令和元年度	619	4,161	4,780	令和 2 年度	696	3,850	4,546	令和 3 年度	444	4,759	5,203	令和 4 年度	505	3,443	3,948	年度	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数		契約件数	契約施設数	令和元年度	15 件	2 件	3 件	3 施設	令和 2 年度	9 件	4 件	6 件	45 施設	令和 3 年度	21 件	8 件	4 件	10 施設	令和 4 年度	17 件	7 件	2 件	3 施設			
年度	治験件数	製造販売後 臨床試験件数	合計件数																																																		
令和元年度	619	4,161	4,780																																																		
令和 2 年度	696	3,850	4,546																																																		
令和 3 年度	444	4,759	5,203																																																		
令和 4 年度	505	3,443	3,948																																																		
年度	新規調査 依頼件数	前年度からの 調査継続件数	契約件数																																																		
			契約件数	契約施設数																																																	
令和元年度	15 件	2 件	3 件	3 施設																																																	
令和 2 年度	9 件	4 件	6 件	45 施設																																																	
令和 3 年度	21 件	8 件	4 件	10 施設																																																	
令和 4 年度	17 件	7 件	2 件	3 施設																																																	

	の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。 （８）労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。	ため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。 （８）労災病院ごとの目標管理の実施 機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、PDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績等報	・機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し、病院ごとの目標管理を行っているか。	（８）労災病院ごとの目標管理の実施 【令和元～４年度共通の取組】 本部と各労災病院との協議により目標値を設定した各種指標については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向け、医事課長会議及び個別業務指導等にて各労災病院における取組の進捗状況を確認・フォローアップを行った。			
--	---	--	---	---	--	--	--

	告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。 （９）行政機関等への貢献 労災病院に所属する医師等は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。 また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。 ・ 労災認定に係る意見書の作成について、労災病院のネットワークを活かして適切かつ迅速に対応しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				
	・ 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。				

	な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。 ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に提供する。 エ アスベスト関連疾患への対応 アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。 また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び	・労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供しているか。 ・アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について積極的に対応し、当該疾患の診断技術向上等を目的として、研修会を開催しているか。 ・労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定	ウ 医学的知見の提供 労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見として、令和元年度から令和４年度までに学会発表200件、論文掲載76件を行った。 研究開発終了後の研究成果については業績評価委員会医学研究評価部会においての評価を受けた上で、ホームページに掲載するとともに、研究報告書として取りまとめ、行政機関に情報提供することとしている。 令和３年度は、明確な診断基準がないため、労災認定に１年以上を要している労災補償の対象疾患である良性石綿胸水について、労災認定期間短縮に向け、労災疾病等に係る研究・開発、普及により得られた医学的知見に基づき、良性石綿胸水診断基準を作成し、厚生労働省に報告した。令和４年度には、石綿による肺がんの認定基準の１つである肺内石綿小体計測値を測定する際に必要な検査マニュアルに、新たに湿潤量を秤量した肺組織試料から標本を作成する方法の追記、石綿小体判別の一助とするべく、同一の小体計測を位相差顕微鏡と電子顕微鏡の両方で撮影した写真を掲載するなど、得られた知見を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構と協力し、「石綿小体計測マニュアル（第３版）」を作成し、厚生労働省、労働局、労働基準監督署等関係機関に送付した。 エ アスベスト関連疾患への対応 ○ アスベスト健診及び健康相談への取組 「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。 アスベスト疾患センター等における相談等件数（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>健診</td><td>7,092</td><td>6,401</td><td>6,821</td><td>6,919</td></tr><tr><td>相談</td><td>1,014</td><td>849</td><td>914</td><td>895</td></tr></table> ○ 石綿関連疾患診断技術研修への取組 労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を実施（令和元年度～令和４年度までの受講者総数 3,118 名）した。 ○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施 環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、TEM 法による石綿繊維計測や肺内石綿繊維計測業務の一般化に資するために、令和元年度及び令和２年度は計測した症例などが	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	健診	7,092	6,401	6,821	6,919	相談	1,014	849	914	895			
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																	
健診	7,092	6,401	6,821	6,919																	
相談	1,014	849	914	895																	

	石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。	に必要なアスベスト関連疾患の確定診断を実施しているか。	ら問題の抽出や写真資料を収集し、観察資料の作製方法及び石綿繊維計測方法についての作業手順書の改訂及び測定誤差の取扱いに関する調査などを実施した。令和３年度は肺内石綿小体・石綿繊維の計測方法や測定誤差の取扱いについて調査し、統計の専門家の意見を踏まえつつ、適切な視野数、視野の選定方法、作業工程におけるバイアスの除去方法などの検討を実施し報告書を作成した。令和４年度は TEM 法による石綿繊維計測の診断技術の維持を目的とした石綿繊維計測機関との計測結果の目合せ、肺内石綿小体計測結果と胸膜プラーク等の画像が一致しない案件に対する医学的所見の解析を実施し報告書を作成した。													
			○ 石綿小体計測検査への取組 全国７か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び３か所のアスベスト疾患センター計 10 か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。 石綿小体計測件数（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>150</td><td>112</td><td>158</td><td>215</td></tr></table>	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	件数	150	112	158	215			
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度												
件数	150	112	158	215												
			○ 「石綿確定診断等事業」の実施 全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、令和元年度から令和４年度までに 774 件の依頼を受け、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。 石綿確定診断実施件数（単位：件） <table><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>159</td><td>161</td><td>141</td><td>256</td></tr></table>	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	件数	159	161	141	256			
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度												
件数	159	161	141	256												
	オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。	・ 地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力しているか。	【令和元～４年度共通】 うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力を継続している。 ・ 「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。 【事業を紹介し支援した患者数】 令和元年度：５人 令和２年度：７人 令和３年度：６人 令和４年度：６人													

(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院で機能集約化など再編統合に向けて、令和2年2月に北海道庁から当該地域医療構想調整会議において論点提起がなされ、令和2年8月に厚生労働省が両病院を対象とした同圏域を地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に選定した。 こうした状況の中で、令和3年6月に出された「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会報告書」及び地域医療構想調整会議等の議論を経	(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 北海道南空知地域医療構想調整区域において、人口減少下における急性期機能の維持・強化を図るため、令和3年7月に岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本的な合意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切な対応を行っていく。 なお、統合の実施に当たっては、職員の雇用の確保等に努める。	・岩見沢市と当機構で締結した基本合意書を踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、機構として適切な対応を行っているか。	(10) 北海道中央労災病院（北海道岩見沢市）の統合 令和3年7月に統合に係る基本合意書を締結後、職員の雇用確保を含めた円滑な統合に向けて必要な検討を進めつつ、令和4年2月に職員説明会を開催し、新病院におけるコンセプト等の概要及び処遇面の説明を行うとともに、現時点での統合後の勤務意向について全職員に対して調査を行った。 その後、令和4年9月に策定された「岩見沢市新病院建設基本計画」において、世界情勢の影響等による工期見直しにより、令和9年4月を目途とされていた統合（開院）の時期が令和10年春とされた。この基本計画の公表に併せ、統合時期延期に係る職員説明会及び職員意向調査（2回目）を実施するなど、職員の雇用確保を前提としたきめ細かい情報提供を通じて職員の不安軽減に努めている。 また、岩見沢市の意向も踏まえ、新病院の建設地を北海道中央労災病院用地とすることとし、新病院建設工事開始に伴い必要となる既存建物の先行解体工事に向けて岩見沢市との協議を進めている。 引き続き、予定されている開院時期に影響が出ないよう円滑な統合に向けて必要な協議を進めていく。			
--	--	---	---	--	--	--

て、同年 7 月に関係者で両病院の統合に係る基本的な合意がなされたことを踏まえ、北海道中央労災病院の統合について、同病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。 【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」(平成 17 年 12 月 27 日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)において、労災病院に設置された「アスベ						
--	--	--	--	--	--	--

	ト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	産業保健活動総合支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第19条の3 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。 【難易度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。 また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－02

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
専門的研修等実施回数（計画値）	各年度に 5, 300 回以上実施	－	5, 300 回	5, 300 回	5, 300 回	5, 300 回			予算額（千円）	6, 455, 548	6, 613, 878	6, 502, 804	6, 339, 758	
（実績値）	－	5, 257 回 (H26-H29 実績平均)	5, 781 回	3, 655 回	4, 651 回	5, 244 回			決算額（千円）	5, 979, 100	6, 081, 881	6, 468, 813	7, 502, 300	
達成度	－	－	109. 1%	69. 0%	87. 8%	98. 9%			経常費用（千円）	5, 996, 086	6, 103, 510	6, 402, 267	7, 525, 837	
産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談件数（計画値）	各年度に 122, 600 件以上実施	－	122, 600 件	122, 600 件	122, 600 件	122, 600 件			経常利益（千円）	△8, 791	7, 023	80, 941	29, 117	
（実績値）	－	116, 189 件 (H29 実績)	136, 346 件	123, 056 件	141, 742 件	130, 804 件			行政コスト（千円）	6, 818, 942	6, 105, 373	6, 403, 727	7, 526, 962	
達成度	－	－	111. 2%	100. 4%	115. 6%	106. 7%			従事人員数（人）	121	121	125	125	
研修利用者から有益であった旨の評価（計画値）	研修利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価	－	90. 0%	90. 0%	90. 0%	90. 0%								

		を 90%以上確保													
	(実績値)	—	93. 9% (H29 実績)	93. 6%	94. 1%	94. 7%	94. 7%								
	達成度	—	—	104. 0%	104. 6%	105. 2%	105. 2%								
	相談利用者から有益であった旨の評価 (計画値)	相談利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保	—	90. 0%	90. 0%	90. 0%	90. 0%								
	(実績値)	—	94. 7% (H29 実績)	95. 5%	95. 8%	96. 1%	96. 1%								
	達成度	—	—	106. 1%	106. 4%	106. 8%	106. 8%								
	事業が利用者に与えた改善効果の割合 (計画値)	アウトカム調査の有効回答のうち 80%以上について具体的な改善事項がみられるようにする	—	80. 0%	80. 0%	80. 0%	80. 0%								
	(実績値)	—	87. 0% (H26-H29 実績平均)	84. 3%	81. 4%	83. 1%	82. 9%								
	達成度	—	—	105. 4%	101. 8%	103. 9%	103. 6%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	＜主な定量的指標＞ ・研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を5,300回以上実施する。 ・各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて12万2,600件以上実施する。 ・研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。 ・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供		＜評価と根拠＞ 評価： A 以下のとおり、中期計画の所期の目標を上回る成果が得られており、自己評価をAとした。 産業保健活動総合支援事業は、小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう事業の充実・強化等の見直しを図る必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限下においても、電子（WEB）会議システムを活用し、東電福島第一原発の健康支援相談窓口の設置・運営について協議会を実施し、医師会をはじめ東北地域の関係機関との連携の強化により実施体制の一層の充実を	評価	A	＜評価に至った理由＞ 事業場における産業保健活動の促進及び産業保健関係者育成のため、メンタルヘルス、過重労働等の労働災害防止計画の重点事項をテーマとした専門的研修について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止または延期せざるを得ない期間もあったが、受講者からのアンケート結果を踏まえた研修テーマの設定、電子（WEB）会議システムを活用した研修及び動画配信サービスを利用したオンデマンド研修を積極的に取り入れる等実施回数の確保に努めた。利用者のニーズに可能な限り対応したことで、利用者から有用であった旨の評価の割合（目標毎年度90%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談件数（目標毎年度122,600件以上）

			有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞
--	--	--	---

図るとともに、相談窓口の運営を維持した。 また、新型コロナウイルス感染症対策のような緊急を要する問題や産業保健に係る法令改正に対しても専門的研修、相談対応、動画の作成等の産業保健サービスを迅速に提供できた。 これは、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関から必要な協力を得られるよう絶えず連携の強化に努めた結果である。 事業場への動画教材として、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」、不妊予防支援パッケージに係る「今、期待されている職域における、女性の健康のリテラシー向上」、その他、事業場における感染防止のため、「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイント」、	について、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 また、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター、労災病院が連携する形で両立支援相談窓口を設置し、がん等の患者のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応しているほか、労災病院以外の医療機関にも両立支援出張相談窓口を設置し、相談に対応した。 相談対応の評価及び事業場における産業保健活動への効果の把握については、産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的相談の際にアンケート調査を実施し、相談利用者から有益であった旨の評価の割合（目標毎年度 90%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する産業保健サービスの提供が産業保健関係者及び事業者等に対して与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施し	
---	---	--

				「会議を行うに当たって新型コロナウイルス感染防止対策のためのポイント」等を作成し、ホームページに公開することで、産業保健スタッフ及び人事労務担当者は必要とする情報の提供を行った。 疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要なことから、両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会を開催し、関係者の資質向上やネットワーク構築に努め、難易度高とされる項目に対して着実に取り	たところ、事業場に具体的な改善事項がみられた割合（目標毎年度80%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 以上、指標に対する達成度は120%を下回っているが、難易度「高」に設定されていること、予測し難い外部要因である新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、受講者からのアンケート結果を踏まえた研修テーマの設定、電子（WEB）会議システムを活用した研修及び動画配信サービスを利用したオンデマンド研修を積極的に取り入れる等、利用者のニーズに可能な限り対応するなど、外部要因に対して法人の自主的な努力を行っていたことが認められることから、評定を1段階引き上げAとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
--	--	--	--	--	---	--

	働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促	働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。 特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サ	・産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう関係機関等との連携の下、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図っているか。	○ 過重労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策やストレスチェック制度の円滑な実施のための対応等、事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響の中、積極的な電子（WEB）会議システムの導入や密を避ける対策等を講じた上で集合研修を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止、労働衛生の法令改正及び働く女性の健康支援に係る動画作成や新型コロナウイルス感染症を代表とする時宜を得た相談対応を実施する等、事業場における産業保健活動の支援に努めて、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。	組んだ。 専門的研修については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止又は延期せざるを得ない期間もあったが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクに十分配慮して密を避ける対策等を講じた上での集合形式研修、動画配信サービスを活用した録画済み研修の配信（オンデマンド研修）及び電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に数多く取り入れることで、着実に専門的研修の実施回数の確保に努め、研修利用者から有益であった旨、令和元年度 93.6%（達成度 104.0%）から令和4年度 94.7%（達成度 105.2%）まで高い評価を得た。 専門的相談については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、感染対策を講じた上で実施		
--	--	---	---	---	--	--	--

進を支援すること。 （１）産業医及び産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。 その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。	供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。 （１）産業医・産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。 その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 なお、嘱託産業医に対する、研修テーマの設定、カリキュラ	・産業保健総合支援センターにおける産業医研修については、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。 ・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用しているか。	（１）産業医・産業保健関係者への支援 ア 産業医の資質向上のための研修の実施 産業保健総合支援センターで実施する産業医研修について産業医の能力の向上を図り、事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、職場巡視など事業場における産業保健指導等に係る実地研修を積極的に実施する等の見直しを行うことにより、事業の質的向上が図られ、受講者から有益であった旨、高評価を得ている。また、併せて受講者アンケートを実施し、アンケート結果、地域ごとの特性も踏まえた研修テーマの設定等に活用した。 ○ アンケート結果 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>研修利用者からの評価</td><td>93.6%</td><td>94.1%</td><td>94.7%</td><td>94.7%</td></tr></table> ○ 研修テーマの具体例 ・産業医に役立つカウンセリング技法 ・両立支援コーディネーターの必要性と役割 ・メンタル不調による休業者への職場復帰支援 ・就労と不妊治療 ○ 本部に産業保健アドバイザーを配置する等により、体制を強化した。 ○ 職場巡視などをテーマに事業場で現場を見ながら行う実地研修を取り入れる等の研修内容の見直しを図った。また、本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、本部で作成する動画教材、本事業のアウトカム調査、保健師実態調査、調査研究選考等への助言や各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備したことにより、産業保健ディレクターを配置する前と比較して、より早く各産保センターへの指示や情報提供が可能となった。 ○ 新型コロナウイルスの感染状況にかかわらず実施可能な動画配信サービス等を通じた録画による講義の開催も含む電子（WEB）会議システムを活用した研修を積極的に実施した。		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	研修利用者からの評価	93.6%	94.1%	94.7%	94.7%	し、在宅勤務中の労働者に対する面接指導方法に係る相談等、利用者のニーズを的確に踏まえた相談対応を実施している旨を各産保センターのホームページ等で積極的に広報するとともに、従来から実施している電話やメールによる相談対応に加え電子（WEB）会議システムを活用した相談等も一部の産保センターで新たに実施するなど可能な限り相談に対応できる体制を整備することで、相談利用者から有益であった旨、令和元年度 95.5%（達成度 106.1%）から令和４年度 96.1%（達成度 106.8%）まで高い評価を得た。 これらの取組により、産保センター及び地産保で実施する産業保健サービスの提供が産業保健関係者及び事業者に与えた効果については、80%以上の割合で具体的な改善効果
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度										
研修利用者からの評価	93.6%	94.1%	94.7%	94.7%										

	ムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。 また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。	・「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図っているか。 ・産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討しているか。	「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」及び「産業保健業務の具体化に向けた現状整理・課題抽出のためのワーキンググループ」に参画し、機構、厚生労働省及び産業医学振興財団の３者の連携を強化した。 ○ 産業医科大学産業医研修センターの医師を講師に招き産業医活用セミナー研修担当講師を対象とした説明会を開催した。その後、各産業保健総合支援センターにおいて、「中小企業経営者向けの産業医活用セミナー」を計27回開催した。 ○ ワーキンググループにおいて、「産業医の業務の具体化や資質の向上について現状整理と課題抽出等に係る報告書」を作成し、検討委員会の承認を経て、厚生労働省に報告した。	がみられた。 広 報 につ い て は、治 療 と 仕 事 の 両 立 支 援 に 関 し て、サ ラ リ ー マ ン 金 太 郎 を 広 告 塔 に し た 両 立 支 援 冊 子 の 配 布、芸 能 人（ の ん、谷 原 章 介 ） に よ る 産 保 セ ン タ ー や 地 産 保 を 紹 介 す る 動 画 を You Tube へ の 掲 載 及 び 電 車 内 デ ジ タ ル サ イ ネ ー ジ 広 告 の 実 施 等、産 業 保 健 総 合 支 援 セ ン タ ー の 認 知 度 向 上 及 び 産 業 保 健 サ ー ビ ス の 利 用 促 進 を 図 っ た。 加えて、職場におけるストレスチェック制度の普及のための取組、「東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための廃炉等作業員に係る健康相談」の週１回定期的な実施、豪雨、土砂崩れ、大雪等により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルス及び健康に関する相談に応じるため、「心の相談ダイヤル」及び「健康		
イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備	イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備	・対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医の体制を整備し、効果的に運用しているか。				

	門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。	応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用する。 また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。	・地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業として、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討しているか。	産保センターにおいて、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業について、次のような取り組みを行った。 【令和元年度】 産保センター8施設（石川、長野、静岡、大阪、愛媛、福岡、佐賀、熊本）で実施。 （例）熊本産業保健総合支援センター 熊本県内における産業医の資質向上、登録産業医の協力体制強化などを目的に、行政、医師会等と連携し産業医及び事業場向けの実態調査や研修を実施。 【令和2年度】 産保センター8施設（石川、長野、静岡、大阪、愛媛、福岡、佐賀、熊本）で実施。 （例）石川産業保健総合支援センター 県医師会と連携することで、通常は集合形式で実施される認定産業医生涯研修の単位付与対象となる研修を、情報通信技術（ICT）を活用した電子（WEB）会議システムで計4回実施した。 【令和3年度】 産保センター7施設（新潟、石川、長野、静岡、愛媛、福岡、熊本）で実施。 （例）石川産業保健総合支援センター 事業所の現場をドローンで撮影した職場巡視の教材を作成し、その教材を使用して産業医の「職場巡視（実地）」研修会を実施（開催日：令和4年3月10日・21人受講）。 【令和4年度】 産保センター5施設（新潟、石川、静岡、広島、福岡）で実施。 （例）福岡産業保健総合支援センター 産業医の会（事例検討会）をオンラインで12回（毎月1回）開催した。主に嘱託産業医が参加し、事業場で生じた事例対応についての検討や意見・情報交換等を行った。 ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備 事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討するために立ち上げた「事業場における保健師等の活動実態に関する調査」委員会において、これまで詳細に把握できなかった産業保健分野の保健師・看護師の人数、実態を明らかにすることを目的に、労働者300人以上の全ての事業場、全国健康保険協会、外部労働衛生機関及び産業保健活動に従事する保健師・看護師を対象とするアンケート調査（調査期間：令和2年12月～令和3年1月）を実施し、令和3年3月にアンケート結果の取りまとめた報告書を作成した。その後、当機構ホームページで公表した。	相談ダイヤル」の専用フリーダイヤルの設置・対応を迅速に行うなど政策的・社会的要請の大きい事業に速やかに対応した。 ＜課題と対応＞ －		
	ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備 事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進に	ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備 事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進に	・事業場における保健師の活動実態の調査・把握を目的に実施したアンケート結果について、				

	について、検討すること。	について検討する。 また、産業保健関係者向け研修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の実地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図る。	産業保健分野における保健師の活動促進に向けた情報提供を行っているか。	【実態調査結果】 ① 一般事業場 ・事業場規模が小さいほど産業保健師・看護師を雇用、活用している割合が低い。また、1人職場の割合が半数以上である。 ・初めて職域に就職した際に産業保健の基礎研修を受けていたのは約3割であり、産業保健についての知識がないまま就職した者が多かった。 ② 労働衛生機関などの専門機関 ・1人職場は少なく、産業保健に関する初期研修や専門的研修の機会が一般事業場より多い。 保健師のネットワーク作りに寄与するため、滋賀産業保健総合支援センターが中心となり、京都、奈良、和歌山のセンターに呼びかけ、全国初となる地域の枠を超えた「保健師・看護師学習交流会」を開催した。企業内の産業保健スタッフとして、保健師・看護師は新型コロナウイルス感染対策、長時間労働やメンタルヘルス相談など重要な役割を一人で担うことが多く、他の企業の人との交流が欠かせないことから、各センターに集まった保健師・看護師とオンラインでつなぎ実施した。			
	(2) 事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。	(2) 事業場における産業保健活動の支援 ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施 産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テ	・国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施しているか。 ・労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げているか。	(2) 事業場における産業保健活動の支援 <			

	一マを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。	・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に両立支援に係る事例検討会を産業保健総合支援センターにおいて実施しているか。 ・メンタルヘルス・生活習慣病対策・衛生委員会の活用・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（ＴＨＰ指針）を題材にした啓発セミナーを実施しているか。 ・セミナーの実施に当たって、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図っているか。	<table><tr><td>両立支援啓発セミナー</td><td>247回</td><td>134回</td><td>169回</td><td>259回</td></tr><tr><td>両立支援事業場訪問・個別調整支援</td><td>2,932件</td><td>2,039件</td><td>2,418件</td><td>2,193件</td></tr></table> ○ 両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会を実施した。 実施回数 <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>108回</td><td>93回</td><td>177回</td><td>206回</td></tr></table> 事例検討会の具体例 ・両立支援症例カンファレンス（産業医科大学病院両立支援科） ・職場巡視の事例検討 ・職域における化学物質のリスクアセスメント ・産業看護職事例検討会 ○ ストレスチェック制度については、ストレスチェックサポートダイヤルの運用、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施することに加えて、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。 実施回数 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>ストレスチェック制度に関する研修</td><td>273回</td><td>148回</td><td>128回</td><td>114回</td></tr><tr><td>長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修</td><td>82回</td><td>38回</td><td>54回</td><td>32回</td></tr><tr><td>管理監督者向けメンタルヘルス研修</td><td>2,902回</td><td>1,743回</td><td>2,031回</td><td>847回</td></tr><tr><td>若年労働者向けメンタルヘルス研修</td><td>1,101回</td><td>719回</td><td>849回</td><td>607回</td></tr></table> ○ 効率的に多数の事業者・労働者等へ実施できるよう事業者団体、商工団体等と共催する等により、職場における労働者の健康管理等に関して事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すための啓発セミナーを実施した。 実施回数 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td></td><td>801回</td><td>353回</td><td>661回</td><td>917回</td></tr></table> 啓発セミナーの具体例 ・過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー ・新型コロナウイルス情報に翻弄されないために ・治療と仕事の両立支援、産業保健総合支援センターの活用方法 ・不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのために ○ 令和２年度から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、両立支援コーディネーター養成のための応用研修が実施できなかったため、応用研修に代わる両立支援コーディネーター基礎研修修了者に対する事例検討会について近隣の労災病院からファシリテーターの派遣等の連携を行い、全産保センターで１回以上開催した。 また、令和４年度から、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り合う等の情報共有・交流を図る場を設置することにより、両立支援コーディネーター間の連携強化及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会を開催した。 事例検討会実施回数 <table><tr><td></td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td></td><td>29回</td><td>63回</td><td>62回</td></tr></table>	両立支援啓発セミナー	247回	134回	169回	259回	両立支援事業場訪問・個別調整支援	2,932件	2,039件	2,418件	2,193件	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	108回	93回	177回	206回		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	ストレスチェック制度に関する研修	273回	148回	128回	114回	長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修	82回	38回	54回	32回	管理監督者向けメンタルヘルス研修	2,902回	1,743回	2,031回	847回	若年労働者向けメンタルヘルス研修	1,101回	719回	849回	607回		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		801回	353回	661回	917回		令和２年度	令和３年度	令和４年度		29回	63回	62回			
			両立支援啓発セミナー	247回	134回	169回	259回																																																												
			両立支援事業場訪問・個別調整支援	2,932件	2,039件	2,418件	2,193件																																																												
			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																													
			108回	93回	177回	206回																																																													
				令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																												
			ストレスチェック制度に関する研修	273回	148回	128回	114回																																																												
			長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修	82回	38回	54回	32回																																																												
			管理監督者向けメンタルヘルス研修	2,902回	1,743回	2,031回	847回																																																												
			若年労働者向けメンタルヘルス研修	1,101回	719回	849回	607回																																																												
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																															
	801回	353回	661回	917回																																																															
	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																
	29回	63回	62回																																																																

			交流会実施回数 <table><tr><td>令和4年度</td></tr><tr><td>49回</td></tr></table> ○ 令和3年度においては、厚生労働省主催の両立支援コーディネーター交流会に産保センターから産業保健専門職（保健師）5名がファシリテーターとして協力した。 専門的研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、集合研修を中止せざるを得ない状況となる時期もあったが、電子（WEB）会議システムを活用した研修の実例や研修前の準備に係る好事例について全産保センターで共有し、電子（WEB）会議システムを活用した研修や、動画配信サービスを活用した録画済み研修の配信（オンデマンド研修）を行うなど、着実に研修実施回数の確保に努めた。 このように、集合研修に依らない研修を実施し、利用者のニーズに可能な限り対応したことで、研修利用者から有益であった旨、高い評価を得ている。	令和4年度	49回			
令和4年度								
49回								
イ 産業保健総	研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内容等が大きく異なることのないように配慮する。この他、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。これらを併せて中期目標期間中において、研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施する。 【目標設定等の考え方】 研修実施計画を踏まえ実施された、産業保健関係者への専門的研修、事業者向けセミナー等の平成26年度から平成29年度までの実績（平均）5257回を踏まえ、2万6500回以上とした。	・5300回以上の専門的研修等を実施しているか。	イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施					

合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に対応すること。	合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。	・産業保健総合支援センターにおいて、様々な課題に対する専門的相談への対応を行っているか。	○ 産保センターにおいて、電話、メール及びFAXでの相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で所在地の産保センターに着信することができる全国統一ダイヤルを引き続き運用し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。 相談件数 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>44,723件</td><td>36,677件</td><td>39,713件</td><td>30,432件</td></tr></table> ○ 災害により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、発生から速やかに「心の相談ダイヤル」及び「健康相談ダイヤル」を設置した。 相談対応件数 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>7件</td><td>5件</td><td>33件</td><td>3件</td></tr></table> 【産業保健に造詣の深い精神科医、カウンセラー等による相談体制の整備】 メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。 産業保健相談員数 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>1,151人</td><td>1,169人</td><td>1,209人</td><td>1,209人</td></tr></table> 【ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応】 ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、東京、大阪、福岡、石川の４つの産保センターで専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を開設し、全国の事業場からの様々な相談に対応した。 相談件数 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>4,146件</td><td>3,431件</td><td>3,123件</td><td>2,763件</td></tr></table> 【イベント開催時及び研修終了時における相談窓口の設置】 産業保健フォーラム等のイベント開催時及び研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該イベント、研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。 ○ 両立支援に係る相談については、以下のとおり対応した。 ・両立支援相談窓口 産保センター（47か所）、両立支援センター（９か所）、労災病院（29か所）が連携する形で設置し、がん等の患者（労働者）のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応した。 相談件数 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>3,734件</td><td>3,693件</td><td>3,774件</td><td>3,701件</td></tr></table>	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	44,723件	36,677件	39,713件	30,432件	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	7件	5件	33件	3件	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	1,151人	1,169人	1,209人	1,209人	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	4,146件	3,431件	3,123件	2,763件	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	3,734件	3,693件	3,774件	3,701件
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																								
44,723件	36,677件	39,713件	30,432件																																								
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																								
7件	5件	33件	3件																																								
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																								
1,151人	1,169人	1,209人	1,209人																																								
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																								
4,146件	3,431件	3,123件	2,763件																																								
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																								
3,734件	3,693件	3,774件	3,701件																																								

			・両立支援（出張）相談窓口 労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等中心）に設置し、前年を上回る件数の相談に対応しており、世間からのニーズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に、適切に対応した。 相談窓口数 <table><tr><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>187ヶ所</td><td>231ヶ所</td><td>284ヶ所</td><td>311ヶ所</td></tr></table> 支援件数 <table><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>個別訪問支援</td><td>2,495件</td><td>1,504件</td><td>1,819件</td><td>1,669件</td></tr><tr><td>個別調整支援</td><td>437件</td><td>535件</td><td>599件</td><td>524件</td></tr></table> ○ 産業保健スタッフ等からの職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談や、在宅勤務中の労働者に対する面接指導方法に係る相談等、利用者のニーズを的確に踏まえた相談対応を実施した。 ○ 登録産業医による健康診断実施後の意見陳述や登録産業医・登録保健師等による地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導等の実施などに適切に対応し、また、利用者の利便性、きめ細やかなサービスを実施するため以下の取組を実施した。 【ワンストップサービス機能の発揮】 小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産保センターと地域産業保健センター（以下「地産保」という。）が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。 ーワンストップサービスの具体的事例ー ・地域窓口に対するメンタルヘルス対策のための職場体制整備に関しての支援申込について、産保センターからメンタルヘルス対策促進員を派遣し対応を行った。 ・心臓疾患術後３か月経過、診断書には重作業は不可とあり、本人も現時点での復帰は難しいと考えるが専門家の意見を聞きたいとの相談を地産保で受け、産保センターの両立支援の個別調整支援を紹介した。 ・メンタルヘルス講話会の講師斡旋依頼を受けた地産保が、産保センターを紹介し調整を依頼した。 ・地産保において管轄の事業所の医師の意見聴取を事業所の利便性から、別の地産保に対応を依頼して実施。 【積極的な周知・勧奨】 労働基準監督署を始めとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勧奨に努めた。	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	187ヶ所	231ヶ所	284ヶ所	311ヶ所		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	個別訪問支援	2,495件	1,504件	1,819件	1,669件	個別調整支援	437件	535件	599件	524件			
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																										
187ヶ所	231ヶ所	284ヶ所	311ヶ所																										
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																									
個別訪問支援	2,495件	1,504件	1,819件	1,669件																									
個別調整支援	437件	535件	599件	524件																									
また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。	また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。 なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部	・地域窓口は、地域の小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供しているか。																											

	において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。						
産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上とすること。	中期目標期間の各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて12万2600件以上実施する。	・12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用しているか。	新型コロナウイルス感染症の影響下においても、感染対策を講じた上で実施や可能な限り相談に対応できる体制（WEB方式の活用等）を整備することで、相談に対応した。 また、本部において事業実績システムにより得られた集計結果を毎月各産保センターに情報提供し、各産保センターにおけるBSCを用いた目標管理に活用している。				
			相談件数				
				令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
				136, 346件	123, 056件	141, 742件	130, 804件

とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業場は支援対象に含めないこと。	の議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。 具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。 また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。	に取り組んでいるか。	産業保健スタッフ等からの職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談や、在宅勤務中の労働者に対する面接指導方法に係る相談に対応するほか、可能な限り相談に対応できる体制（WEB方式の活用等）を整備することで、利用者のニーズを的確に踏まえた相談対応を実施した。 地域窓口における相談件数											
			<table><tr><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>91,623 件</td><td>86,379 件</td><td>102,029 件</td><td>100,372 件</td></tr></table>	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	91,623 件	86,379 件	102,029 件	100,372 件			
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度											
91,623 件	86,379 件	102,029 件	100,372 件											
エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進 小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、	エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進 小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討す	・現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手	エ 産業保健関係助成金の充実及び活用促進 現場のニーズを踏まえて、次の助成金等を新設し利用促進策を講じてきた。 <table><tr><td>年度</td><td>新たな助成金項目等</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>治療と仕事の両立支援助成金</td></tr><tr><td>令和２年度</td><td>副業・兼業労働者の健康診断助成金</td></tr><tr><td>令和３年度</td><td>事業場における労働者の健康保持増進計画助成金</td></tr></table> 従来実施してきた個別の事業場を支援する「産業保健関係助成金」は、50 人未満の小規模事業場の産業医活動取組の足掛かりとして一定の効果が得られたことから本助成金を廃止し、令和４年度から	年度	新たな助成金項目等	令和元年度	治療と仕事の両立支援助成金	令和２年度	副業・兼業労働者の健康診断助成金	令和３年度	事業場における労働者の健康保持増進計画助成金			
年度	新たな助成金項目等													
令和元年度	治療と仕事の両立支援助成金													
令和２年度	副業・兼業労働者の健康診断助成金													
令和３年度	事業場における労働者の健康保持増進計画助成金													

その活用の促進を図ること。	る。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続の改善等について検討する。	続の改善等について検討しているか。 ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（ＴＨＰ指針）の見直しに伴い、「健康保持増進計画」を策定した事業場に対し、新たな助成制度を設け、助成金の活用促進を図っているか。	新たに中小企業や労災保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した際、その費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」を開始した。 また、電子申請システムによる申請が可能となるよう整備し、令和５年度申請分から運用開始することとした。																																						
	・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象として利用者からの要望の高いテーマを内容とした研修会を開催しているか。	・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口等を開設しているか。	オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を福島第一原子力発電所内で実施してきた。	<table><tr><th>年度</th><th></th><th>事業者、安全衛生推進者等 対象研修</th><th>廃炉作業員対象研修</th></tr><tr><td rowspan="2">令和２年度</td><td>回数</td><td>３</td><td>６</td></tr><tr><td>主なテーマ</td><td>・新型コロナウイルス感染対策について</td><td>・コンビニ、外食の上手な組み合わせ</td></tr><tr><td rowspan="2">令和３年度</td><td>回数</td><td>４</td><td>２</td></tr><tr><td>主なテーマ</td><td>・新型コロナウイルス感染対策</td><td>・健康診断を活用しよう</td></tr><tr><td rowspan="2">令和４年度</td><td>回数</td><td>４</td><td>６</td></tr><tr><td>主なテーマ</td><td>・１F 構内の一般健康管理 ・健康安全生産に必要な睡眠の知識</td><td>・ストレス対処法とセルフケア ・熱中症対策最前線</td></tr></table> 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口を福島第一原子力発電所内に開設し、健康支援相談を実施してきた。	年度		事業者、安全衛生推進者等 対象研修	廃炉作業員対象研修	令和２年度	回数	３	６	主なテーマ	・新型コロナウイルス感染対策について	・コンビニ、外食の上手な組み合わせ	令和３年度	回数	４	２	主なテーマ	・新型コロナウイルス感染対策	・健康診断を活用しよう	令和４年度	回数	４	６	主なテーマ	・１F 構内の一般健康管理 ・健康安全生産に必要な睡眠の知識	・ストレス対処法とセルフケア ・熱中症対策最前線	<table><tr><th></th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>健康支援相談窓口開設回数</td><td>56</td><td>53</td><td>60</td></tr><tr><td>健康支援相談件数</td><td>294</td><td>351</td><td>295</td></tr></table>		令和２年度	令和３年度	令和４年度	健康支援相談窓口開設回数	56	53	60	健康支援相談件数	294	351
年度		事業者、安全衛生推進者等 対象研修	廃炉作業員対象研修																																						
令和２年度	回数	３	６																																						
	主なテーマ	・新型コロナウイルス感染対策について	・コンビニ、外食の上手な組み合わせ																																						
令和３年度	回数	４	２																																						
	主なテーマ	・新型コロナウイルス感染対策	・健康診断を活用しよう																																						
令和４年度	回数	４	６																																						
	主なテーマ	・１F 構内の一般健康管理 ・健康安全生産に必要な睡眠の知識	・ストレス対処法とセルフケア ・熱中症対策最前線																																						
	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																						
健康支援相談窓口開設回数	56	53	60																																						
健康支援相談件数	294	351	295																																						

【目標設定等の考え方】 産業保健総合支援センター及び地域窓口のワンストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成29年度実績（4万2640＋7万3549件＝11万6189件）の概ね5％増である12万2600件を第4期中期目標期間の目標として設定した。 （3）メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。 また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配意すること。	（3）メンタルヘルス対策の推進 事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備する。 また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配意する。	・事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実を図るとともに、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施しているか。	（3）メンタルヘルス対策の推進 ○ 新型コロナウイルス感染症拡大のなか、電子（WEB）会議システムを活用し、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向け、産業保健関係者を対象とした研修を以下のとおり実施した。 また、各産保センター単位でもメンタルヘルス対策促進員会議を開催し、事業場におけるメンタルヘルス対策支援体制の質的向上に努めた。 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>ストレスチェックに係る研修</td><td>246 回</td><td>139 回</td><td>128 回</td><td>114 回</td></tr><tr><td>管理監督者向けメンタルヘルス教育</td><td>2,902 回</td><td>1,743 回</td><td>2,031 回</td><td>847 回</td></tr><tr><td>若年労働者向けメンタルヘルス教育</td><td>1,101 回</td><td>719 回</td><td>849 回</td><td>607 回</td></tr><tr><td>メンタルヘルス個別訪問支援</td><td>11,998 件</td><td>10,016 件</td><td>10,922 件</td><td>3,125 件</td></tr><tr><td>（再掲） ストレスチェック導入に関する支援</td><td>1,325 件</td><td>887 件</td><td>989 件</td><td>391 件</td></tr><tr><td>ストレスチェックに係る相談</td><td>4,146 件</td><td>3,425 件</td><td>3,123 件</td><td>2,763 件</td></tr></table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	ストレスチェックに係る研修	246 回	139 回	128 回	114 回	管理監督者向けメンタルヘルス教育	2,902 回	1,743 回	2,031 回	847 回	若年労働者向けメンタルヘルス教育	1,101 回	719 回	849 回	607 回	メンタルヘルス個別訪問支援	11,998 件	10,016 件	10,922 件	3,125 件	（再掲） ストレスチェック導入に関する支援	1,325 件	887 件	989 件	391 件	ストレスチェックに係る相談	4,146 件	3,425 件	3,123 件	2,763 件				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																						
ストレスチェックに係る研修	246 回	139 回	128 回	114 回																																						
管理監督者向けメンタルヘルス教育	2,902 回	1,743 回	2,031 回	847 回																																						
若年労働者向けメンタルヘルス教育	1,101 回	719 回	849 回	607 回																																						
メンタルヘルス個別訪問支援	11,998 件	10,016 件	10,922 件	3,125 件																																						
（再掲） ストレスチェック導入に関する支援	1,325 件	887 件	989 件	391 件																																						
ストレスチェックに係る相談	4,146 件	3,425 件	3,123 件	2,763 件																																						

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。 イ インターネットの利用等による情報提供 インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事	(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進 ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。 イ インターネットの利用等による情報提供 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、動画等により利便性の向	・産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用しているか。 ・これまでに利用実績のない事業者のニーズを把握するために実施した地域の事業者団体や労働組合等のヒアリング等の結果を踏まえ、利用促進策を検討しているか。 ・産業保健関係者に対し、情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供につ	(4) 産業保健総合支援センター事業の利用促進 ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等 産保センター及び地産保の利用に関するアンケート調査及び事業者団体等へのヒアリングにより、以下のとおり検証された。 ○ アンケート及びヒアリングでは、「健診結果の医師の意見聴取」、「産業保健研修」について今後も高いニーズがある。 ○ アンケートでは、利用のきっかけとして「所属団体からの紹介」の割合は1割にも満たないが、事業者団体等に対するヒアリングからは「傘下事業主への紹介は可能」との回答があり、この未開拓の紹介ルートに取り組むことが有用である。 ○ アンケートでは、今後も利用を希望するサービスとして専門的研修を挙げる声が最も多く、また、電子（WEB）会議システムを活用した研修は移動もなく仕事の合間に受講できるのでもっと増やして欲しいとの要望が多かったことから、今後も電子（WEB）会議システムによる専門的研修を積極的に行うことで、産保センターの利用促進につながる。 ○ 地域の事業者団体等を対象としたヒアリングでは、産保センターが提供可能な訪問支援、相談支援、情報提供等の支援について、半数以上の団体からニーズがあるとの回答があった。 ○ 今後も利用を希望するサービスとして専門的研修が高い割合を占め、かつ、「役に立った」との回答が9割前後となっており、今後も継続していく必要がある。 ○ 労働組合を対象としたヒアリングでは、事業者団体と比較すると、産保センター及び地産保の認知度は高い結果であった。積極的に利用を呼び掛けたい支援として、両立支援や健康管理の相談が挙げられた。 イ インターネットの利用等による情報提供 ○ 当機構の研究成果等を紹介している産業保健情報誌「産業保健21」の発行に加え、産業保健に係る最新情報のホームページ掲載、産保センターを利用している事業場等に対する治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策関連などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンの配信などを積極的に行っている。 ○ 企業、医療機関における治療と仕事の両立支援の取組の普及促進を効果的に図り、両立支援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポ			
--	--	---	---	--	--	--

	業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。 (5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握	上に努め、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供を行う。 また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。 (5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握 以下の取組に	いては専門家の助言を得るなどして積極的に取り組んでいるか。 ・事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行っているか。	ータルサイトの充実を図るとともに、漫画「サラリーマン金太郎」をキャラクターとした、リーフレット及びポスターを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関、労働局、産保センターなどに配布するとともに、当機構ホームページ上に公開した。 ○ 「産業保健21」で、東京労災病院治療就労両立支援センターが作成した「深夜勤務者のための食生活ブック」を紹介したところ、産業保健スタッフの中で話題となりSNS等のメディアで紹介「2.1万RT・3万いいね」超えの大反響となったことを受け、当該食生活ブックを2万部増刷のうえ全国の産保センター及び地産保を通じて産業保健関係者や労働者に配布し、産業保健指導に活用する等、周知広報に努めた。 ○ 動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人（谷原章介氏）を起用し、産業保健等のキーワードを検索する人事労務担当者等の産業保健関係者を対象としてインターネット広告を展開した。なお、広告のアクセス先に特設サイト「さんぽセンターWEBひろば」を開設し、産保センター等について分かりやすく解説する動画を掲載した。 ○ 地産保活動を含め、更なる産業保健活動総合支援事業の活性化を図るため、1都3県を中心に広い事業範囲で首都圏にネットワークを持つJR東日本の電車内デジタルサイネージ広告を実施した。 ○ 積極的な広報により、専門研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられている。 ・テレビ和歌山：職場におけるメンタルヘルス対策について紹介【和歌山産保】 ・愛媛新聞：四国がんセンター内の両立支援相談窓口での両立支援促進員の取組内容の紹介【愛媛産保】 ・岩手日日新聞：ハラスメント防止規程のポイントについて紹介【岩手産保】 (5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握			
--	--	---	---	---	--	--	--

	より、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。																				
研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。	ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。	・産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、有益であった旨の評価を90%以上確保しているか。	○ 産保センター及び地産保が行う専門的研修及び相談に対する利用者の評価を図るため研修終了時又は相談対応の際にアンケートを実施した。アンケート結果については、研修利用者及び相談利用者から有益であった旨、高い評価を得た。各産保センターで、適切かつ質の高いサービスを提供することができた結果と考える。 アンケート結果 <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>研修利用者</td><td>93.6%</td><td>94.1%</td><td>94.7%</td><td>94.7%</td></tr><tr><td>相談利用者</td><td>95.5%</td><td>95.8%</td><td>96.1%</td><td>96.1%</td></tr></table> ー主な評価理由ー ○ 専門的研修 ・働き方改革以後の産業医の立ち位置の説明があり、有意義でした。また、職場の安全衛生管理の体制の見直しや整備を行うため、大変参考になった。 ・ストレスチェックの集団分析が職場環境の改善、生産性の向上に繋がるということを知ることができた。 ・コロナ禍で出張が出来ない状況でしたが、WEB開催していただけたので参加し易かった。 ・タイミングよい時期に新型コロナウイルスについて、正しい知識と企業ができる対策を得ることができた。 ・感染症リスク低減以外にも、移動時間の短縮になるのでWEB研修はありがたい。 ・より良い職場づくりに生かせる情報が盛りだくさんで、とても有益だった。 ・ドローンをを用いた映像で大変分かりやすい。 ・グループワークにおける各出席者の発言、討論により理解が深まったこと。 ・メンタル・がんの他脳血管疾患の事案があり、がん治療以外の必要性を知ることができた。 ○ 専門的相談 ・関係者の自殺にショックを受けた労働者に周囲の社員が接する際の対応方法等について助言を頂き、今後何をすればよいか分かりました。 ・健康診断結果について医師の意見聴取の際、報告と一緒に資料を同封していただいております。わかりやすい資料で健康を管理する上で役立っております。 ・書籍で調べてもわからなかったもので、今回のように外部の専門的な機関の中立的な助言が得られたことが有益でした。 ・うつ病にかかった社員への対処方法についての的確なアドバイスをいただき、また関係方面に		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	研修利用者	93.6%	94.1%	94.7%	94.7%	相談利用者	95.5%	95.8%	96.1%	96.1%			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																	
研修利用者	93.6%	94.1%	94.7%	94.7%																	
相談利用者	95.5%	95.8%	96.1%	96.1%																	

	また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。 【目標設定等の考え方】 平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。 また、具体的な改善事項がみ	イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。	・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにしているか。 ・同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図っているか。	連絡いただくなど、今後において取るべき方向性が見え、非常に有意義な相談となった。 ・登録産業医からも受診を勧めていただくことで、説得力が増し、受診につなげることができた。 ・質問に対する解答だけでなく、関係する様々な資料や情報も提供してもらい大変参考になった。 ・医師の意見聴取をもとに、社員がどうすべきかを判断し、社員の健康管理に役立てられる。 ・指導内容が具体的であったため、日頃の相談対応に活かすことができた。 産保センター及び地産保で実施する産業保健サービスの提供が、産業保健関係者及び事業者等に対して与えた効果を把握・評価するため、研修、相談又は指導を受けた産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカム調査を実施した。 産業保健活動総合支援事業が利用者に与えた改善効果の割合は、毎年8割を超える高い割合で推移している。 調査結果においては、50人未満の小規模事業場では「健診結果の医師の意見聴取」以外のサービスの利用経験は少なく、「健康相談」を除き2割に満たなかった。小規模事業場に対する総合的な産業保健サービスの提供が課題であることから、リーフレット及びポスターを関係機関に配布するとともに、電車内デジタルサイネージ広告の実施等、周知活動に取り組んだ。 また、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、事業場が取り組んだ産業保健活動は「職場の感染症対策」が高い結果であったことから、事業場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る動画教材を作成し、ホームページに公開した。			
--	---	--	---	---	--	--	--

	られる割合についても、平成29年度実績（84.3%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。 【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。 【難易度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充						

	実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。						
	また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。						

4. その他参考情報
特になし

様式 1－2－4－1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－6	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。 【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－03

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前 中期目標期 間平均値 等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援した 罹患者の 有用度 （計画値）	支援した罹患 者にアンケート を行い、 80%以上から 有用であった 旨の評価を得 る	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%			予算額（千円）	1,175,278	1,125,862	1,201,282	1,366,767	
支援した 罹患者の 有用度 （実績値）	—	96.1% （H27-30 実績平均）	90.6%	90.6%	97.5%	98.4%			決算額（千円）	1,117,147	1,001,541	1,215,024	1,170,190	
達成度	—	—	113.3%	113.3%	121.9%	123.0%			経常費用（千円）	1,055,547	972,409	1,173,423	1,164,276	
									経常利益（千円）	22,689	34,531	55,801	61,213	
									行政コスト（千円）	1,621,335	983,538	1,186,500	1,178,208	
									従事人員数（人）	61	66	66	63	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	6 治療と仕事の両立支援の推進	6 治療と仕事の両立支援の推進	＜主な定量的指標＞ ・支援した罹患者にアンケートを行い、80％以上から有用であった旨の評価を得る。	6 治療と仕事の両立支援の推進		＜評定と根拠＞ 評定：S 治療就労両立支援事業は、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在している。これらの課題に対応するため、円滑な職場復帰や治療と仕事の両立支援に必要な人材（両立支援コーディネーター）を育成し、その人材による両立支援の実践と事例収集、そこから得られた各種知見の普及・展開という一貫した医療の提供	評定	S	評定	
	疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。 （１）治療と仕事の両立支援を	就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。 （１）治療と仕事の両立支援を	＜その他の指標＞ なし				＜評定に至った理由＞ 質の高い両立支援を提供するため、労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターを対象とした「意見交換会」を開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共有を行ったほか、「事例検討会」に機構所属のコーディネーターをファシリテーターとして積極的に参画させ、コーディネーターのスキルアップを図った。その結果、支援が終了した者に対して実施したアンケートにおいて、有用である旨の回答の割合（目標毎年度 80％以上）は、令和元年度から令和４年度の各年度において目標を達成しており、令和４年度においては98.4％（達成度123％）と目標を大きく上回る成果を上げており、評価できる。 両立支援コーディネーターの養成について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を		＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
			＜評価の視点＞	（１）治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進						

	推進するための治療や患者支援の推進 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。 両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。	推進するための治療や患者支援の推進 適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えて、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意する。	・対象疾病の拡大を図りながら、取り組んでいるか。	【令和元年度から４年度】 労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕事の両立支援を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの４疾病に限定せず対象疾患の拡大を図り、全ての疾病を対象として次のような取組を実施した。	や支援に取り組んできたところ、その成果は以下のとおりであり、これは他の組織では成し得ないものである。 ・がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの４疾病に限定せず対象疾病の拡大を図りながら、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例収集を行った。 また、期間中、労災病院及び治療就労両立支援センターの両立支援コーディネーターによる意見交換会を開催する等によりスキルアップを目指したこと、支援した罹患者に対するアンケート結果については、各労災病院及び両立支援センターに広く、問題点等を共有、支援の質の向上を図った。 上記取組により、罹患者に対す	受け、令和２年度からオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で基礎研修を実施し、令和元年度から令和４年度までに 15,379 人の受講者を得た。受講者のアンケートでは、令和元年度の理解度 80.1%、有用度 80.4%と比して、令和４年度は理解度 97.0%、有用度 96.1%と大幅に上昇している。 働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において令和２年度までに両立支援コーディネーターを 2,000 人養成するなどの具体的施策及び計画が示されたところ、平成 30 年度までに、同計画を２年前倒しで達成したうえ、令和４年度までに累計 17,695 人を養成し、政府方針に大きく貢献した。 取組の困難な中小企業等における両立支援普及促進については、全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業主を対象に啓発セミナーを 809 回開催したほか、両立支援促進員による個別訪問支援	
--	---	--	---------------------------------	---	---	---	--

	機構が作成した治療と就労の両立支援マニュアルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。	両立支援の実践において収集した事例については、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。 医療機関向けマニュアル（平成29年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。 ア 支援事例の収集及び分析			るアンケートのうち「罹患者の有用度」は令和元年度90.6%（達成度113.3%）から令和4年度98.4%（達成度123.0%）という、顕著な成果が得られた。 ・令和元年度に両立支援の現場でより活用しやすい内容とするため、医療機関向けマニュアル4冊（4疾病）を1冊にまとめ、全ての疾病に対応した「両立支援コーディネーターマニュアル」を作成。作成したマニュアルについては、その後も、機構職員だけでなく、外部有識者の参画を得ることで、より実態に則したものとし、現場で使いやすいものとなるよう、令和2年度及び3年度に改訂を行い、研修等で資料として配布するなどにより普及している。 ・両立支援コーディネーターの養成	を7,487回実施した結果、産業保健総合支援センターでの両立支援に関する相談対応件数は27,770件、企業の依頼による個別調整支援数は2,095件と実績を上げた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の重要度及び難易度の高い目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られることが見込まれることから、評定をSとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
		治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース	・両立支援マニュアルを活用して、職場復帰や治療と仕事の両	ア 支援事例の収集及び分析 ・R1年度に第3中期目標期間までの4疾病に限定せず対象疾病を拡大、R2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少したものの、感染対策を講じつつ、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる積極的な支援の実施、事例収集の取組を行った。これにより、支援件数はR1,2年度の1,100件台からR3,4年度は1,300件台と増に繋がった。また、支援事例の収集、蓄積及び分析を目的として両立支援データベースシステムを構築しR2年度から稼働している。 【令和元年度】 第3期中期目標期間までの4疾病に限定せず対象疾病の拡大を図りながら、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,111件（対前年度比：136.3%）の職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例収集を行った。 また、支援事例の収集、蓄積及び分析を目的として、両立支援データベースシステムを構築した			

		等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。 また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。	立支援の事例収集を行っているか。 ・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的に産業保健総合支援センターにおいて、事例検討会を実施しているか。	（令和２年４月稼働）。 【令和２年度】 両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,104件（対前年度比：97.6%）の職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例収集を行った。令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響により労災病院の患者数が大幅に減少したものの、積極的な支援に取り組み、事例数は令和元年度（1,111件）とほぼ横ばいとなった。 支援の結果、治療と仕事の両立や復職に至った件数は、302件であった（支援中止０件、令和３年度も883件の支援を継続中。）。 【令和３年度】 令和３年度は新型コロナ感染症の感染防止対策を講じつつ、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,369件（脳卒中256件、がん344件、糖尿病178件、メンタル69件、その他522件。前年度に比べ265件の増加。）の支援を実施し、事例収集を行った。 支援の結果、治療と仕事の両立や復職に至った件数は、475件であった（支援中止５件、令和４年度も879件についての支援を継続した。）。 【令和４年度】 令和４年度は、引き続き、新型コロナ感染症の感染防止対策を講じつつ、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,347件（脳卒中219件、がん308件、糖尿病169件、メンタル72件、その他579件。前年度に比べ22件の減。）の支援を実施し、事例収集を行った。 支援の結果、治療と仕事の両立や復職に至った件数は、586件であった（令和５年度も761件について支援を継続中。）。 イ 事例検討会の実施 - 企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、医療機関での相談業務担当者、産業保健スタッフを招いた形で、疾病による事例の対応方法等について検討するための「事例検討会」を開催したところ、各地域でのコーディネーターのスキルアップだけでなくネットワーク構築にも繋がった。R3年度からは、よりよい両立支援につなげるため、日頃の工夫や問題点についてのアンケート調査を実施した上で、「意見交換会」を開催し支援に当たったの課題の検討や好事例の共有を行った。また、電子（WEB）会議システムを活用しての「事例検討会」の開催や、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターをファシリテーターとして積極的に参加させるなどによりスキルアップを図った。 【令和元年度】 - 令和２年２月７日に広島県において、治療就労両立支援センターや産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が参画する広島県地域両立支援推進チームが中心となって、地域における企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、医療機関での相談業務担当者等が参加した事例検討会を開催した。 【令和２年度】 - 全国23か所の産保センターにおいて、地域における企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等を招いた形で、疾病による事例の対応方法等について検討するための事例検討会を開催した（全29回）。コーディネーターのスキルアップだけでなく、各地域でのコーディネーターのネットワーク構築にもつながった。 【令和３年度】 - よりよい両立支援につなげるため、令和３年７月に労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターに対して、日ごろの工夫や問題点等についてのアンケート調査を実施した上で、８月に「両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、支援に当たったの課	について、新型コロナウイルス感染症の影響により令和２年２月に予定されていた基礎研修が中止となるなど困難な状況のなか、速やかにオンライン形式での開催に変更することにより、両立支援コーディネーター養成人数は、数値目標の設定はないものの、平成２9年３月に政府が決定した「働き方改革実行計画」における2020年度までに両立支援コーディネーター2,000人養成目標については、２年前倒しして平成30年度にすでに達成し、令和４年度までに累計17,695人と同計画の目標を大幅に上回る顕著な成果をあげている。 オンライン形式においても研修の質の向上を図るため、令和３年度から受講者自身が理解を深められるよう確認テストを新設し、また、電子（WEB）会議システムを活用したライ	
--	--	--	--	---	---	--

				題の検討や好事例の共有を行った。 - 全国の産業保健支援センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用して63回開催し、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを、ファシリテーターとして積極的に参画させた（63回中41回に参画。）。 - また、厚生労働省主催の両立支援コーディネーター交流会（11月17日）に、両立支援センターのコーディネーターが、ファシリテーターとして参加した。 【令和4年度】 - 令和3年度に引き続き、よりよい両立支援につなげるため、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターに対して、日ごろの工夫や問題点等についてのアンケート調査を実施した上で、「両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共有を行った。		
	イ 両立支援マニュアルの更新及び普及	両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って両立支援マニュアルを更新し、労災指定医療機関等への普及を図る。	- 両立支援マニュアルを、研修会やセミナー等を通じて普及を図っているか。 - 両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行うとともに、厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「難病」等新たな疾病に対応した両立支援マニュアルの更新を行っ	ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及 - 両立支援の現場でより活用しやすい内容とするため、R1年度に医療機関向けマニュアル4冊（4疾病）を全ての疾病に対応した1冊の「両立支援コーディネーターマニュアル」に更新、更にR3年度には「肝疾患」「難病」「心疾患」を追加する改訂を行った。更新・改訂したマニュアルについては、関係機関への配付、機構ホームページでの公開、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布により、普及を図った。 【令和元年度】 - 両立支援の現場でより活用しやすい内容とするため、4疾病の中核的施設を中心に、医療機関向けマニュアル4冊（4疾病）を、全ての疾病に対応した1冊の「両立支援コーディネーターマニュアル」に更新した。 - 更新前の医療機関向けマニュアルについては、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストや産保センターと連携した講習会で活用したほか、関係する185機関宛てに配布し、広く普及を図った。 【令和2年度】 - 令和元年度に「両立支援コーディネーターマニュアル」に更新したマニュアルについては、令和2年度に印刷し、厚生労働省、都道府県労働局、労災病院、産保センター等関係機関に配付するとともに機構ホームページで公開した。また、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして活用した。 【令和3年度】 - 令和2年4月に稼働した両立支援データベースシステムについて、引き続き支援事例の登録を行った。登録された支援事例は、次期更新に向け、本部で集計し、中核施設をはじめとする各施設へフィードバックを実施した。また、データベースシステムは稼働後1年を経過したことから、令和3年8月に「労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、システム登録に関する課題や要望等を集約した。 「両立支援コーディネーターマニュアル」については、令和3年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布（5,000部）したほか、機構ホームページにおいて公表し、普及を図った。 - 厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の改訂を踏まえ、「肝疾患」「難病」「心疾患」を追加した「両立支援コーディネーターマニュアル」の改訂原稿を作成し、「治療と仕事の両立支援推進会議」での承認を得て改訂した。 【令和4年度】	ブ講習においても、「アンサーパッド」という機能を使い、受講者全員の回答結果を瞬時に共有できるようにすることで、オンライン形式においても、一定の双方向性を持たせている。これらの取組により、基礎研修受講者へのアンケート結果は、期間中を通して、理解度（研修内容が理解できたか）、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）とも96%以上と高い評価を得ている。 ・産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し啓発セミナーや企業との連絡調整等に対する相談支援を着実に実施し、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題に対応したことにより、国の政策に大きく寄与した。 <課題と対応>	

			・ 令和3年度に改訂した「両立支援コーディネーターマニュアル」を令和4年度両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして配布し普及した。 エ アンケートの実施 ・ 上記のとおり、事例検討会の開催、全国の病院・両立支援センター所属の両立支援コーディネーターの参加による意見交換会の開催や好事例の共有等、両立支援の質の向上に向けた取組を行った結果、支援した雇患者に対するアンケート結果の有用度は令和2年度90.6%から令和4年度98.4%に上昇した。 【令和元年度】 治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和元年度のアンケート回答者の90.6%から有用であった旨の評価を得た。 なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見について分析し、今後のより良い両立支援に資する医療提供のあり方を検討するため、治療就労両立支援センターへフィードバックした。 【令和2年度】 治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和2年度のアンケート回答者の90.6%から有用であった旨の評価を得た。 【令和3年度】 治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和3年度のアンケート回答者の97.5%から有用であった旨の評価を得た。 また、両立支援に資する医療提供の在り方を検討するため、令和3年8月に開催した「労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会」において、アンケート結果を共有した。 【令和4年度】 治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和4年度のアンケート回答者の98.4%から有用であった旨の評価を得た。 また、両立支援に資する医療提供の在り方を検討するため、「労働者健康安全機構両立支援コーディネーター意見交換会」において、アンケート結果を共有した。 (2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 産保センターにおいて、事業者向けの両立支援啓発セミナーを実施するとともに、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施した。 【産保センターにおける治療と仕事の両立支援に係る実績】（単位：件） <table><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr><tr><td>① 啓発セミナー</td><td>247</td><td>134</td><td>169</td><td>259</td></tr><tr><td>② 個別訪問支援</td><td>2,495</td><td>1,504</td><td>1,819</td><td>1,669</td></tr><tr><td>③ 専門的相談</td><td>6,688</td><td>6,664</td><td>7,110</td><td>7,308</td></tr><tr><td>④ 個別調整支援</td><td>437</td><td>535</td><td>599</td><td>524</td></tr></table>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	① 啓発セミナー	247	134	169	259	② 個別訪問支援	2,495	1,504	1,819	1,669	③ 専門的相談	6,688	6,664	7,110	7,308	④ 個別調整支援	437	535	599	524	—		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																											
① 啓発セミナー	247	134	169	259																											
② 個別訪問支援	2,495	1,504	1,819	1,669																											
③ 専門的相談	6,688	6,664	7,110	7,308																											
④ 個別調整支援	437	535	599	524																											
(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援	(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援	・ 支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を図る。	・ 支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、アンケートの結果をマニュアルに反映しているか。																												
産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調	産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調	産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調	産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調																												

整支援を円滑かつ適切に実施すること。	整支援を円滑かつ適切に実施する。 この実施に当たり、上記（１）の取組の成果も踏まえ、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。 また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進を図る。 この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。	整支援を円滑かつ適切に実施したか。 また、治療就労両立支援センター等と連携し、両立支援の取組の推進を図り、両立支援促進員等による支援体制の充実を図っているか。	（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成 ・両立支援コーディネーター基礎研修は期間中新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたが、R2年度からは集合形式からオンライン形式に急遽変更して実施、R1年～R4年度までに15,379人を養成した。また、研修の質を担保するため、R3年度から受講者自身が理解を深められるよう「確認テスト」を新設するなどアップデートを行いながら実施したところ、受講者へのアンケート結果において、R1年度の理解度80.1%、有用度80.4%と比して、R4年度は理解度97.1%、有用度96.1%と大幅に上昇している。さらに、事例検討会を開催するなど、コーディネーターのスキルアップや地域のネットワーク構築にも取り組んだ。			
（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成	（３）治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成					

	治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、	治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築することとされており、特に両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコ	・全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修をオンライン形式で実施しているか。 ・両立支援コーディネーターの能力向上や地域のネットワーク作りを目的とした事例検討会を実施するとともに、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施しているか。	【令和元年度】 - 働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を、合計29回（前年度比14回増）開催し、1,813人（前年度比113人増）に受講修了証を交付した（うち91.0%は当機構以外の方）。開催地は、平成30年3月の厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達の「各都道府県での実施」を踏まえ、令和元年度は26都道府県（前年度比16道県増）にて開催した。受講者は医療機関関係者、企業関係者等様々な職種に対して幅広く養成した。受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は80.1%、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は80.4%であった。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、受講予定者のキャンセル（福岡：25人）や、令和2年2月に開催を予定していた2会場（東京：100人予定、大阪：70人予定）は中止と、当初の予定どおり開催できていれば、令和元年度単年度だけで2,000以上のコーディネーター養成が見込まれた。 - 事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るため、基礎研修を修了し医療機関で業務に従事する方を対象として、応用研修を2回開催し、合わせて98人が受講した。受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は97.7%、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は96.6%であった。 - 基礎研修及び応用研修のアンケート結果については、研修の質を担保するため研修講師に情報提供した。 【令和2年度】 - 両立支援コーディネーター養成のための基礎研修は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当初計画していた集合形式での研修（全29回、3,140人養成）を、短期間で早急にオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせたオンライン形式に変更し、9月から研修を開始した。合計7回開催し、3,402人（前年度比1,589人増、1.88倍）に修了証書を交付した（うち95.6%は当機構以外の方）。基礎研修をオンライン形式に変更し、一度に500人規模の研修を行うことが可能となったことにより、前年度の約2倍の両立支援コーディネーターを養成することができた。受講者は医療機関関係者、企業関係者等幅広く、全都道府県に両立支援コーディネーターを養成した。 - 基礎研修受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は96.2%（対前年度比15.2ポイント増）、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は95.6%（対前年度比16.1ポイント増）であった。受講者が自宅や勤務先で受講することが可能となったこと、全ての講義をライブ配信で行うのではなく一部をオンデマンド配信としたことにより、受講者が自らのペースで視聴することが可能となったこと等が、理解度及び有用度の向上につながった。基礎研修のアンケート結果については、研修の質を担保するため研修講師に情報提供した。 - 事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るため、基礎研修を修了し医療機関で業務に従事する方を対象として行う応用研修については、事例検討を中心としたグループワーク型研修であることから、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、全国23か所の産保センターにおいて、地域における企業の担当者、両立支援コーディネーター研修修了者、産業保健スタッフ等を招いた形で、疾病による事例の対応方法等について検討するための事例検討会として開催した（全29回）。両立支援コーディネーターのスキルアップだけでなく、各地域での両立支援コーディネーターのネットワーク構築にもつながった。			
--	---	--	---	---	--	--	--

	両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施すること。 また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。	コミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すことから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施する。 また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。	・研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行っているか。	【令和３年度】 - 令和３年度は、令和２年度に引き続きオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で実施した。合計10回開催し、4,556人（前年度比1,154人増、1.34倍）に修了証書を交付した（うち95%は当機構以外の方）。受講者は医療機関関係者、企業関係者等幅広く、全都道府県規模で両立支援コーディネーターを養成し、トライアングル型のサポート体制の構築を推進した。 - 基礎研修受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は96.6%（対前年度比0.4ポイント増）、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は96.4%（対前年度比0.8ポイント増）であった。また、令和３年度からは、両立支援コーディネーター基礎研修のオンデマンド配信において、受講者自身が理解を深められるよう「確認テスト」を新設した。基礎研修のアンケート結果については、研修の質を向上するため研修講師に情報提供した。 - 全国47全ての産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用して開催した（全63回）。 - 事例検討会参加者へアンケートを行った結果、理解度は78.3%（対前年度比0.4ポイント増）、有用度は80.9%（対前年度比0.8ポイント増）であった。 【令和４年度】 - オンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子（WEB）会議システムを活用した形式で合計７回開催し、5,608人に修了証書を交付した。 - 受講者へアンケートを行った結果、理解度（研修内容が理解できたか）は96.1%、有用度（研修内容が今後の業務に役に立つか）は97.0%であった。 【令和元年度】 全国各地の研修修了者の受講後の活動状況等について両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、令和元年９月に平成30年７月～平成31年３月開催（全10回）の基礎研修修了者（993人）のうち同意を得た518人を対象にアンケート調査を実施した。その結果、現在の勤務先は医療機関、企業等に幅広く所属していることが分かった。また、70%以上の方が両立支援業務に関与しており、具体的な業務内容は相談業務が最も多くの割合を占めているという結果が得られた。 【令和２年度】 令和２年９月に令和元年４月から令和２年３月までの間に開催した全29回の基礎研修修了者（1,813人）のにアンケート調査の協力依頼を行い、849人から回答が得られた。その結果、現在の勤務先は医療機関、企業等に幅広く所属していることが分かった。また、60%以上の方が両立支援業務に関与しており、具体的な業務内容は相談業務が最も多くの割合を占めているという結果が得られた。 【令和３年度】 基礎研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証すること及び今後の応用研修の在り方を検討することを目的とし、労災疾病臨床研究事業費補助金研究「治療と仕事の両立支援に関する情報・人材基盤の実態調査及び支援拡充のために必要な両立支援コーディネーター育成に資する研究」を行い、令和２年度までに養成したコーディネーターのうち同意を得た人を対象にアンケート調査を実施し、取りまとめ及び分析を実施した。 【令和４年度】 令和３年度の修了者に対するアンケートを分析。			
--	--	---	---	---	--	--	--

	【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアング	事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。 これらの取組により、会社の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制の構築を推進する。	・事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修を着実に実施しているか。	【令和元年度～４年度】 両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、産保センターにて事業者、産業医等の産業保健関係者を対象とした「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用いた研修を実施した。 【令和３年度、４年度】 「治療と仕事の両立支援」が、一般社団法人日本専門医機構による専攻医の講習及び専門医更新のための必修講習に新たに追加されるなど、機構で培ったノウハウが外部へ提供された。			
--	--	--	--	--	--	--	--

	ル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。 【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－７	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－３－２ 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 〇 4 5 5－〇 4

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度				令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度				
職場・自宅復帰率（医リハ） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%				予算額（千円）	10,417,387	9,519,246	8,011,421	9,350,449					
職場・自宅復帰率（医リハ） （実績値）	—	91.7% （H26-29 実績平均）	91.6%	90.7%	90.4%	93.2%				決算額（千円）	10,333,170	9,729,977	8,444,402	9,403,885					
達成度	—	—	114.5%	113.4%	113.0%	116.5%				経常費用（千円）	8,882,631	8,601,733	8,711,320	9,110,122					
職場・自宅復帰率（せき損） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%				経常利益（千円）	△221,391	38,230	△35,501	△28,138					
職場・自宅復帰率（せき損） （実績値）	—	82.0% （H26-29 実績平均）	88.5%	83.4%	86.6%	84.6%				行政コスト（千円）	13,630,692	9,436,209	9,590,820	9,979,633					
達成度	—	—	110.6%	104.3%	108.3%	105.8%				従事人員数（人）	467	461	465	457					

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	<主な定量的指標> ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保しているか。 ・治療開始から	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等		<評価と根拠> 評価：B ・重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカーなどが相互に連携して評価等を行い、より一層治療効果が高まったこと、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保することができた。 ・医用工学研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。	評価 B	<評価に至った理由> 重度被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者を全国から広く受け入れ、主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携し、治療方法の検討、治療結果の評価を行うことで、より一層治療効果を高めるとともに、治療から職場・自宅復帰までの一貫したケアを実施する等により高度・専門的な医療を提供している。これらの取組により、医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合（目標毎年度80%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において90%を超えており、目標を達成しており、評価できる。また、国立吉備高原職業リハビリテーション	<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>
	重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、効率的な運営に努めるとともに、それぞれ医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。 また、治療開	医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者（※）の割合をそれぞれ80%以上確保することとし、次のような取組を行う。 また、治療開	・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保しているか。 ・治療開始から	医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保した。 ●医療リハビリテーションセンター 令和元年度：91.6% 令和2年度：90.7% 令和3年度：90.4% 令和4年度：93.2% ●総合せき損センター 令和元年度：88.5% 令和2年度：83.4% 令和3年度：86.6% 令和4年度：84.6% 【令和元～4年度共通】		<評価と根拠> 評価：B ・重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカーなどが相互に連携して評価等を行い、より一層治療効果が高まったこと、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保することができた。 ・医用工学研究など難易度の高い項目への取組も継続的に実施した。	評価 B	<評価に至った理由> 重度被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者を全国から広く受け入れ、主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携し、治療方法の検討、治療結果の評価を行うことで、より一層治療効果を高めるとともに、治療から職場・自宅復帰までの一貫したケアを実施する等により高度・専門的な医療を提供している。これらの取組により、医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合（目標毎年度80%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において90%を超えており、目標を達成しており、評価できる。また、国立吉備高原職業リハビリテーション	<評価に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>

	始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。 さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。 【目標設定等の考え方】 平成26年度から平成29年度までの実績の平均値91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）等を踏まえ、80%以上とした。	始から職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。 【※：医師が医学的に職場又は自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近くの病院へ転院した患者を含む】	職場復帰までの事例収集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を行うための検討を行っているか。	両センターでの治療・リハビリテーションを通じた事例収集を行うとともに、自立支援機器等の新たな医療技術等の開発に係る研究を実施した。 医師や看護師、リハビリテーション技師による各種学会等での発表を行い、研究成果の普及を図った。	＜課題と対応＞ ー	センターと運営協議会等を開催し、定期的な合同評価会議等を通じてリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図る等、連携して患者の技能向上・職業訓練を実施することで職場・自宅復帰率向上を図った。 総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・外傷性脊髄患者をヘリコプターで受け入れ、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供している。これらの取組により、医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合（目標毎年度80%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 医療リハビリテーションセンターにおいては、「間欠式バルーンカ	
--	---	--	---	--	-------------------------	--	--

（１）医療リハビリテーションセンターの運営

【令和元～４年度共通】

- ・対象患者が、重度の四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺などであり、肺炎、排尿障害、感染症、褥瘡などの様々な病気を併発することから、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテ

	は、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。	職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図っているか。 ・患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上に取り組んでいるか。	ション技師、MSW、栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 ・ 頸損患者及び高齢な患者が増える中、全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ。 ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。 ・ 国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携について、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。 <table><caption>職業リハビリテーションセンターとの連携状況</caption><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>運営協議会</td><td>１回</td><td>１回</td><td>１回</td><td>１回</td></tr><tr><td>職業評価会議</td><td>１２回</td><td>１２回</td><td>１１回</td><td>９回</td></tr><tr><td>OA講習</td><td>７回</td><td>８回</td><td>６回</td><td>７回</td></tr></table> ・ 札幌医科大学が実施する「ヒト（自己）骨髄由来間葉系幹細胞」を用いた脊髄再生医療に協力し、脊髄損傷者の社会復帰に向けたリハビリ治療を実施した。 ・ 患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への動向など関係機関等との連携強化を図った。 ・ 退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。 ・ 三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図を基に自宅の改造案を3DCG化し、そのなかで日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高め、自宅改造前に問題点に気づくための支援を行った。 ・ 中国・四国地方の地方労働局からの依頼に基づき、被災労働者の義肢装具に係る「労災義肢巡回サービス」を実施し、診察・処方、仮合わせ後の装着に至るまでの義肢装具適合に係る支援を行うことで、被災労働者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。 【令和元年度】 ・ 間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、福祉機器等展示会へ３回出展し、蓄積されたノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。 【令和２年度】 ・ 新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、福祉機器等展示会は１回の出展に留まったものの、医師及び看護師による積極的な学会発表により、蓄積されたノウハウや開発機器などの普及などに努めた。 【令和３～４年度】 ・ 間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、福祉機器等展示会へ４回出展し、蓄積されたノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。また、脊髄損傷者の浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行った。 ・ 令和元年度ぶりに中国・四国地方の地方労働局からの依頼に基づき、被災労働者の義肢装具に係る「労災義肢巡回サービス」を実施し、被災労働者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	運営協議会	１回	１回	１回	１回	職業評価会議	１２回	１２回	１１回	９回	OA講習	７回	８回	６回	７回	テーテル用自助具」を始めとする自立支援機器等を「国際福祉機器展」に出展し、開発機器や蓄積したノウハウの広報・普及活動に取り組んだ。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標の達成が見込まれることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																					
運営協議会	１回	１回	１回	１回																					
職業評価会議	１２回	１２回	１１回	９回																					
OA講習	７回	８回	６回	７回																					

			器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（ＱＯＬ）の向上に取り組んでいるか。	・ 頸損患者向けスマートフォン操作補助装置「スイッチスマホコール」を商品化し、宣伝活動を行うとともに受注販売を行った。 【令和２年度】 ・ 車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」を商品化し普及活動を行った。 【令和３～４年度】 ・ 「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じてスライディングボードの有効性評価を実施し介護者の腰椎への負担軽減に有効であることを検証するとともに、高齢者の移乗介助に適した幅や仕様をモニター調査し、移乗者・介助者双方により負担の少ないスライディングボードの開発に関する研究を開始した。 ・ 3D プリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用等 11 件）の開発を行い、院内患者に提供した。 ・ 「脊損 Q&A 集」、「患者指導に役立つパンフレット」をホームページ上に掲載したほか、せき損患者の看護に関する解説動画を掲載し、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信した（看護師対象）。 以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が 8 割以上となり、目標を達成した。 <table><tr><td colspan="4">医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>88.5%</td><td>83.4%</td><td>86.6%</td><td>84.6%</td></tr></table>	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合				令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	88.5%	83.4%	86.6%	84.6%			
医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合																			
令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																
88.5%	83.4%	86.6%	84.6%																

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－8	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－3－2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455－05

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均20日以内を維持	－	20.0 日	20.0 日	20.0 日	20.0 日				予算額（千円）	8,400,559	9,295,879	22,975,277	23,122,689
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	－	17.0 日 （H26-29実績平均）	16.5 日	14.4 日	14.6 日	14.7 日				決算額（千円）	8,716,747	8,508,406	3,728,183	4,994,250
達成度	－	－	117.5%	128.0%	127.0%	126.5%				経常費用（千円）	6,635,588	6,193,512	2,364,438	3,811,914
										経常利益（千円）	538	6,935	42,003	9,730
										行政コスト（千円）	6,635,588	6,193,512	2,364,438	3,811,914
										従事人員数（人）	5	6	6	7

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）											
	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。 【目標設定等の	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、	＜主な定量的指標＞ ・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・迅速かつ適正な立替払を実施しているか。 ・原則週1回の立替払を堅持しているか。 ・日本弁護士連	Ⅱ 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施 （1）迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償 ア 迅速かつ適正な立替払の実施 未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速かつ適正な支払に努めた。定期的な審査担当者間の業務打合せによる情報共有と審査能力の向上、困難事案に係る早期相談体制の構築等に引き続き取り組んだ。 この結果、令和元年度～4年度において、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間はいずれの年度も「平均20日以内」の目標を上回る迅速な支払となった。 さらに、迅速化の長期的対応として、システムの抜本的な見直し及び立替払請求の電子申請化等の検討を行い、令和4年度はコンサルタントによる新システムに向けた調査研究を行った。 支払期間 <table><tr><td>区 分</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>支払日数</td><td>16.5日</td><td>14.4日</td><td>14.6日</td><td>14.7日</td></tr></table> ① 令和元年度～令和4年度全ての年度において、原則週1回の立替払（年間50回）を確保した。 ② 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払賃	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	支払日数	16.5日	14.4日	14.6日	14.7日	＜評定と根拠＞ 評定：A 令和2年度～4年度は定量的指標の年度計画値120％以上を達成したことに加え（令和元年度は117.5％）、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、審査体制の確保や司法関係者への周知等を着実にを行い、迅速かつ適正な立替払の実施に努め、以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。 ・最大限迅速かつ適正な立替払の支払及び確実な求償に努めた。 ①適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は各年度で20日未満となり、目標を上回る迅速な支払となった。	評定	A	評定	＜評定に至った理由＞ 未払賃金立替払について、立替払請求書の受付日から支払日までの期間（目標毎年度20日以内）は令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しているうえ、令和2年度以降は対目標値の120％以上の成果を得ており、評価できる。 この実績に至る取組として、 ・原則週1回の立替払を確保したこと ・未払賃金立替払制度の概要や請求書の提出先等をまとめたリーフレットを作成し、裁判所に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図ったこと ・立替払制度の円滑な運営へ円滑な運営への協力を得るため、各弁護士会との研修会及び各地方裁判所への協力要請・意見交換を実施し、司法関係者へ周知を図ったこと ・大型請求事案については、事前調整を行
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
支払日数	16.5日	14.4日	14.6日	14.7日															

	【考え方】 前中期目標期間の実績（17.0日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第3期中期目標期間の目標値である「25日以内」から5日の短縮となる「20日以内」を第4期中期目標期間の目標として設定した。	請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持して、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。	合会倒産法制等検討委員会との定期協議を実施し、制度の概況等の説明や研修会の開催方法を含めた制度の周知方法についての協議を行っているか。 ・地方裁判所にはパンフレットの配付及び訪問等を通じて協力要請を行っているか。	金立替払制度に関する定期協議にて、制度の現況や問題となっている事項等について説明をし、本制度への一層の理解を促した。令和2年度より、各弁護士会と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下での開催方法について検討を行い、感染防止に配慮した集合開催又は電子（WEB）会議システムを活用した研修会の開催依頼を行った。当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分に理解しているとは言えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度より開催）を実施した。	<table><tr><td>区 分</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>開催数</td><td>9回</td><td>1回</td><td>2回</td><td>6回</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>333名</td><td>218名</td><td>120名</td><td>318名</td></tr></table> 裁判所訪問回数及び出席者数 <table><tr><td>区 分</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>訪問数</td><td>5回</td><td>2回</td><td>4回</td><td>3回</td></tr><tr><td>出席者数</td><td>30名</td><td>9名</td><td>7名</td><td>32名</td></tr></table> ③ 不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を平成28年度から年1回程度開催し、令和4年度で7回目の開催となった。破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点及び未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	開催数	9回	1回	2回	6回	参加者数	333名	218名	120名	318名	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	訪問数	5回	2回	4回	3回	出席者数	30名	9名	7名	32名	具体的には、週1回の立替払を確保するとともに、日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との協議で本制度への一層の理解を促し、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン開催も含めた弁護士向け研修会の開催や地方裁判所への訪問等で司法関係者への周知を行った。 なお、電子（WEB）会議システムを活用した弁護士向け研修会の内容等については、破産管財業務に精通した弁護士等と未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会にて意見交換して見直しを図っている。 さらに、大型請求事案について事前調整することで手続の迅速化を推進し、請求者向けの情報提供の強化も行った。 ②立替払によって、代位取得した賃金債権について、関係する破産	うよう研修会等で周知し、請求手続の迅速化や審査業務の効率化を図るための事前調整を行ったこと ・機構ホームページに、チャット形式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設置し、請求者等からの質問に24時間対応できるようにしたこと 等を行った。 求償業務については、関係する破産管財人又は所在の判明している事業主のすべてに立替払通知を送付することで、適時適切に求償を行い、事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると確認できた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収を図った。 立替払額や回収金額は、機構のホームページで公開し、新型コロナウイルス感染症拡大後においては、支払件数等の速報値も随時公表しており、情報開示の充実に努めた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期	
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																		
開催数	9回	1回	2回	6回																																		
参加者数	333名	218名	120名	318名																																		
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																		
訪問数	5回	2回	4回	3回																																		
出席者数	30名	9名	7名	32名																																		

			大型請求事案数（事前調整件数） <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>請求数（事前調整数）</td><td>21 件</td><td>20 件</td><td>9 件</td><td>9 件</td></tr></table> 【令和元年度】大阪府のＡ社：請求者845人について平均14.8日で支払 等 【令和２年度】愛知県のＡ社：請求者127人について平均8.8日で支払 等 【令和３年度】福岡県のＡ社：請求者178人について平均8.8日で支払 等 【令和４年度】神奈川県 of 社：請求者476人について平均12.7日で支払 等 ⑤ 毎年度、請求者、外国人労働者向け、裁判所・関係機関等に向けたリーフレット等を作成し、ホームページ掲載、全国の労働局を経由して労働基準監督署へ送付、弁護士会との研修会での配付等周知、情報提供の強化に努めた。 【令和元年度】請求者の記載誤り・添付書類漏れ等を防ぐため、「請求書記載例」を作成。 【令和２年度】外国人労働者向けパンフレットの対応言語を増やした（２か国語→13か国語）。 【令和３年度】新型コロナウイルス感染症の影響で労働基準監督署に来署できない請求者向けに記載方法等をまとめたリーフレットを作成。 【令和４年度】裁判所・関係機関向けに未払賃金の立替払制度の概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等をまとめたリーフレットを作成。また、当機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応できるようにした。 イ 立替払金の求償 破産事案において立替払い時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は事業主の全てに立替払通知を送付し、立替払後の求償権を適切に行使した。 なお、事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。 <table><tr><th colspan="2">求償通知送付状況（事業所数）</th><th colspan="4">（単位：件）</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th></th></tr><tr><td>破産事案</td><td>1,342</td><td>1,065</td><td>533</td><td>769</td><td></td></tr><tr><td>再建型倒産事案</td><td>2</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>事実上の倒産事案</td><td>951</td><td>974</td><td>478</td><td>576</td><td></td></tr><tr><td>その他（特別清算等）</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>全事案計</td><td>2,295</td><td>2,044</td><td>1,016</td><td>1,345</td><td></td></tr></table> 立替払の実施に際し、以下のとおり求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。 （参考：制度発足から令和４年度末までの累積回収率 25.85%）	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	請求数（事前調整数）	21 件	20 件	9 件	9 件	求償通知送付状況（事業所数）		（単位：件）				区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度		破産事案	1,342	1,065	533	769		再建型倒産事案	2	5	4	0		事実上の倒産事案	951	974	478	576		その他（特別清算等）	0	0	1	0		全事案計	2,295	2,044	1,016	1,345		管財人又は所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、求償権を適切に行使した。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収に取り組み、制度発足から令和５年３月末までの累積回収率は 25.85%となっている。 ・未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、支払件数等の速報値もホームページで公表している。 ＜課題と対応＞ －	の目標を上回る成果が得られることが見込まれることから、評定をＡとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																						
請求数（事前調整数）	21 件	20 件	9 件	9 件																																																						
求償通知送付状況（事業所数）		（単位：件）																																																								
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																						
破産事案	1,342	1,065	533	769																																																						
再建型倒産事案	2	5	4	0																																																						
事実上の倒産事案	951	974	478	576																																																						
その他（特別清算等）	0	0	1	0																																																						
全事案計	2,295	2,044	1,016	1,345																																																						
	イ 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確	・情報提供の強化を図っているか。 ・立替払後の求償について事業主等に対する周知徹底や適時適切な求償を行い、弁済可能なものについて確実な回収を図っているか。																																																								

	実な回収を図る。		（ア）破産事案における求償権の行使 破産事案においては、破産管財人に求償債権についての裁判所届出状況を確認し、破産債権が認められる場合に未届であれば債権届出書を、既に労働者名で届出済であれば名義変更届出書を提出し、裁判所の破産手続において確実に債権の保全を図った。 <table><tr><th colspan="4">債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数）</th><th>（単位：件）</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>破産事案</td><td>321</td><td>319</td><td>206</td><td>217</td></tr></table> （イ）再建型倒産事案における求償権の行使 再建型倒産事案においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上減少等業績悪化を理由とする弁済遅延等があったが、事業主（再生債務者）から提出された弁済計画書を確認し確実な債権回収に努め、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、速やかに弁済の督促を行った。 <table><tr><th colspan="4">弁済督促等状況（延べ回数）</th><th>（単位：件）</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>督促事業所数</td><td>196</td><td>81</td><td>108</td><td>93</td></tr><tr><td>弁済事業所数</td><td>327</td><td>228</td><td>201</td><td>188</td></tr></table> （ウ）事実上の倒産事案における求償権の行使 事実上の倒産事案においては、立替払後に事業主から弁済計画書を徴し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、定期的に督促を行った。 <table><tr><th colspan="4">弁済督促等状況（延べ回数）</th><th>（単位：回）</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>督促事業所数</td><td>2,545</td><td>2,285</td><td>1,944</td><td>1,490</td></tr><tr><td>弁済事業所数</td><td>911</td><td>882</td><td>751</td><td>661</td></tr></table> 立替払した認定事業場で債権が判明している場合は、当該労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合には、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行った。また、債権差押命令申立後に債務者の不明・死亡等が判明した事案について、住民票の取得や特別代理人の申し立て等時間を要しながらも法的手続を行い、債権の保全に努めた。 <table><tr><th colspan="4">差押命令申立状況（延べ第三債務者数）</th><th>（単位：件）</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>申立事業所数</td><td>57</td><td>15</td><td>36</td><td>38</td></tr><tr><td>回収事業所数</td><td>21</td><td>8</td><td>7</td><td>11</td></tr></table>	債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数）				（単位：件）	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	破産事案	321	319	206	217	弁済督促等状況（延べ回数）				（単位：件）	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	督促事業所数	196	81	108	93	弁済事業所数	327	228	201	188	弁済督促等状況（延べ回数）				（単位：回）	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	督促事業所数	2,545	2,285	1,944	1,490	弁済事業所数	911	882	751	661	差押命令申立状況（延べ第三債務者数）				（単位：件）	区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	申立事業所数	57	15	36	38	回収事業所数	21	8	7	11			
債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数）				（単位：件）																																																																													
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																													
破産事案	321	319	206	217																																																																													
弁済督促等状況（延べ回数）				（単位：件）																																																																													
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																													
督促事業所数	196	81	108	93																																																																													
弁済事業所数	327	228	201	188																																																																													
弁済督促等状況（延べ回数）				（単位：回）																																																																													
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																													
督促事業所数	2,545	2,285	1,944	1,490																																																																													
弁済事業所数	911	882	751	661																																																																													
差押命令申立状況（延べ第三債務者数）				（単位：件）																																																																													
区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																																																													
申立事業所数	57	15	36	38																																																																													
回収事業所数	21	8	7	11																																																																													
（２）情報開示の充実 年度ごとの立	（２）情報開示の充実 年度ごとの立	・年度ごとの立	（２）情報開示の充実 年度ごとの立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、																																																																														

	替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。	替払額やその回収金額の情報を業務実績等報告書等において明らかにする。	替払額やその回収金額の情報を公開しているか。	当機構ホームページにもリンクさせている。なお、新型コロナウイルス感染症の流行後においては、支払件数等の速報値もホームページで随時公表している。 立替払状況 <table><tr><th>区 分</th><th>令和元年度</th><th>令和２年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th></tr><tr><td>企業数</td><td>1,991 件</td><td>1,791 件</td><td>872 件</td><td>1,285 件</td></tr><tr><td>支給者数</td><td>23,992 人</td><td>23,684 人</td><td>9,560 人</td><td>14,203 人</td></tr><tr><td>立替払額</td><td>8,638 百万円</td><td>8,411 百万円</td><td>3,642 百万円</td><td>4,856 百万円</td></tr><tr><td>回収金額</td><td>1,806 百万円</td><td>2,405 百万円</td><td>2,029 百万円</td><td>1,327 百万円</td></tr></table>	区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	企業数	1,991 件	1,791 件	872 件	1,285 件	支給者数	23,992 人	23,684 人	9,560 人	14,203 人	立替払額	8,638 百万円	8,411 百万円	3,642 百万円	4,856 百万円	回収金額	1,806 百万円	2,405 百万円	2,029 百万円	1,327 百万円			
区 分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																												
企業数	1,991 件	1,791 件	872 件	1,285 件																												
支給者数	23,992 人	23,684 人	9,560 人	14,203 人																												
立替払額	8,638 百万円	8,411 百万円	3,642 百万円	4,856 百万円																												
回収金額	1,806 百万円	2,405 百万円	2,029 百万円	1,327 百万円																												
	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。																															

4. その他参考情報
特になし

様式１－２－４－１ 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－９	納骨堂の運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－３－２ 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 7、9 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー ０４５５－０６

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
来堂者、遺族等の満足度（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を 90%以上得る	－	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%			予算額（千円）	234,522	274,038	624,307	126,655	
来堂者、遺族等の満足度（実績値）	－	94.8% （H26-H29実績平均）	97.7%	100.0%	97.2%	98.9%			決算額（千円）	94,970	375,430	593,249	103,720	
達成度	－	－	108.6%	111.1%	108.0%	109.9%			経常費用（千円）	78,722	75,744	125,502	84,780	
									経常利益（千円）	△1,444	428	12,588	7,626	
									行政コスト（千円）	123,987	119,135	176,144	149,905	
									従事人員数（人）	1	1	1	1	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	＜主な定量的指標＞ ・産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行っているか。	2 納骨堂の運営業務		＜評定と根拠＞ 評定： B ・産業殉職者合祀慰霊式における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の取組 ①「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づく取組を実施した。 ②慰霊式に参列できない御遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット（YouTube）によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等関係団体に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う慰霊式を挙行できた。 ・産業殉職者合祀慰霊式参列者の負	評定 B	＜評定に至った理由＞ 産業殉職者合祀慰霊式で御遺族へ実施した満足度調査における「慰霊の場にふさわしい」との評価の割合（目標毎年度90%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 この実績に至る取組として、 ・納骨堂（高尾みころも霊堂）の運営事業の適正かつ効率的な運営を図るため、満足度調査に基づく参拝者からの要望等について検討会を年4回開催し、接遇、環境整備等の業務改善を図ったこと ・令和元年から霊堂施設の開館状況等について、ホームページやSNSで情報発信し、利用者の便宜を図っていること ・令和2年度以降の産業殉職者合祀慰霊式においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本	＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞
	産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得ること。	毎年、遺族及び関係団体代表者等を招いて産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行うことにより、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。	・産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行っているか。	・平成31年4月23日に天皇皇后両陛下が産業災害により亡くなられた方々を慰霊するために高尾みころも霊堂を行幸啓され、納骨堂11階の拝殿において供花された。 ・産業殉職者合祀慰霊式を次のとおり開催した。 令和元年度 第48回目となる産業殉職者合祀慰霊式を開催し、産業殉職者の御遺族、政財界、労働団体等代表等762人の参列の下、新たに2,910人の産業殉職者の御霊（みたま）を奉安するとともに、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを御霊の前で誓った。 令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本方針として独自に定めた「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づく対策を講じたうえで、式典の規模を縮小、参列者人数を縮減して第49回目となる慰霊式を産業殉職者の御遺族、政財界、労働団体等代表等70名の参列の下、新たに2,541人の産業殉職者の御霊（みたま）を奉安した。 令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本方針として独自に定めた「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン（第2版）」に基づく対策を講じた		＜評定と根拠＞ 評定： B ・産業殉職者合祀慰霊式における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の取組 ①「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づく取組を実施した。 ②慰霊式に参列できない御遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけるようインターネット（YouTube）によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病院等関係団体に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを誓う慰霊式を挙行できた。 ・産業殉職者合祀慰霊式参列者の負	評定 B	＜評定に至った理由＞ 産業殉職者合祀慰霊式で御遺族へ実施した満足度調査における「慰霊の場にふさわしい」との評価の割合（目標毎年度90%以上）は、令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 この実績に至る取組として、 ・納骨堂（高尾みころも霊堂）の運営事業の適正かつ効率的な運営を図るため、満足度調査に基づく参拝者からの要望等について検討会を年4回開催し、接遇、環境整備等の業務改善を図ったこと ・令和元年から霊堂施設の開館状況等について、ホームページやSNSで情報発信し、利用者の便宜を図っていること ・令和2年度以降の産業殉職者合祀慰霊式においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本	＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

			うで、第 50 回目となる慰霊式を産業殉職者の御遺族、政財界、労働団体等代表等 174 名の参列の下、新たに 2,405 人の産業殉職者の御霊（みたま）を奉安した。 令和 4 年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本方針として独自に定めた「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン（第 3 版）」に基づく対策を講じたうで、第 51 回目となる慰霊式を秋篠宮皇嗣同妃両殿下の御臨席を賜り、産業殉職者の御遺族、政財界、労働団体等代表等 506 名の参列の下、新たに 2,384 人の産業殉職者の御霊（みたま）を奉安した。 ・日々の来堂者に対する取り組みに関しては、高尾みころも霊堂の施設運営に係る検討会を年 4 回開催し、日々の来堂者からの要望を踏まえ接遇、環境整備等の改善に努めた。 「高尾みころも霊堂外構その他改修工事」等により、慰霊式に参列された高齢者遺族や車椅子を利用する御遺族、日々の参拝者から要望の多かった来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場となり、日々の来堂者や慰霊式に参列した御遺族から多数の希望があった納骨堂の漏水、外壁の剥離・汚れ等が解消された。「高尾みころも霊堂内外装その他改修工事」に伴う休館中は納骨堂を立入禁止としたことから、入館できない日々の来堂者に配慮し、納骨堂 11 階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所 2 階に移し、仮祭壇を設けることで、御遺族が休館中も参拝できるよう環境整備に努めた。その他「高尾みころも霊堂高圧引込幹線更新工事」等により、高尾みころも霊堂の環境整備と維持管理に努めた。 また、日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対して、高尾みころも霊堂の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を行うとともに、検温・手洗いの協力要請及び手指消毒液、飛沫感染防止アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるよう取り組んだ。 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の来堂者に対して、満足度調査を実施し、高尾みころも霊堂が慰霊の場にふさわしい（総合的に満足）とする 98%を超える評価を得た。 慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合 <table><tr><th>区 分</th><th>（参考） 平成 29 年度</th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th></tr><tr><td>「非常に満足」、「満足」</td><td>94.2%</td><td>97.7%</td><td>100.0%</td><td>97.2%</td><td>98.9%</td></tr><tr><td>「非常に満足」【再掲】</td><td>51.6%</td><td>53.0%</td><td>69.8%</td><td>71.3%</td><td>62.3%</td></tr></table> ※皇室参列年は、平成 29 年度及び令和 4 年度 ・産業殉職者慰霊事業の周知については、機構ホームページや Twitter を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信して周知に努めた。 また、高尾みころも霊堂を紹介するリーフレットについて、情報量を増やししながら読み易い内容のパンフレットに変更し、47 都道府県の労働局及び 326 の労働基準監督署、47 都道府県の産保センタ	区 分	（参考） 平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	「非常に満足」、「満足」	94.2%	97.7%	100.0%	97.2%	98.9%	「非常に満足」【再掲】	51.6%	53.0%	69.8%	71.3%	62.3%	担への配慮 ①御遺族からの希望に沿った比較的暖かい 10 月中の開催。 ②寒さ対策としてブランケットの貸与、カイロの配付を行った。 ・日々の来堂者に対する取組 ①霊堂職員に対して、心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング（OJT）を行った。 ②飛沫感染防止アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるよう取り組んだ。 ③「高尾みころも霊堂外構その他改修工事」等により要望の多かった来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場となり、納骨堂外壁の剥離・汚れ等が解消された。	方針として独自に定めた「新型コロナウィルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づき、感染対策を徹底した上で開催したこと ・参列できなかった御遺族に対してインターネット（YouTube）によるライブ配信等を行ったこと 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標の達成が見込まれることから、評価を B とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>	
区 分	（参考） 平成 29 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																			
「非常に満足」、「満足」	94.2%	97.7%	100.0%	97.2%	98.9%																			
「非常に満足」【再掲】	51.6%	53.0%	69.8%	71.3%	62.3%																			
【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績	また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパン	・産業殉職者慰霊事業について、周知に努めているか。																						

	(94.8%)等を もとに、第4期 中期目標期間の 目標として設定 した。 【重要度：高】 霊堂を維持管 理するととも に、慰霊式を行 うことは、労働 災害により尊い 生命を失われた 方々の慰霊と被 災労働者の遺族 の援護を図る上 で重要であるた め。	フレットを活用 し周知に努め る。		一、労働災害防止協会に対して28,380部送付して産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に14,996部、合計43,376部送付した。	④「高尾みころも 霊堂高圧引込幹線 更新工事」により、 高尾みころも霊堂 の維持管理に努め た。 ・産業殉職者合祀 慰霊式参列者及び 日々の参拝者に対 して実施した満足 度調査にて、上記 各取組の結果、高 尾みころも霊堂が 慰霊の場にふさわ しい(総合的に満 足)とする98%を 超える評価を得 た。 ・機構ホームペー ジ、Twitterを通じ て、産業殉職者合 祀慰霊式の動画、 霊堂の改修工事や 開館状況等の情報 を発信することで 産業殉職者慰霊事 業の周知に努め た。また、高尾みこ ろも霊堂を紹介す るリーフレットを 見直し読み易いパ ンフレットに変更 し、47都道府県の 労働局及び326の 労働基準監督署、 47都道府県の産保 センター、労働災 害防止協会等に対 して28,380部送付 して産業殉職者慰		
--	--	----------------------------------	--	---	---	--	--

					霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に14,996部、合計43,376部送付した。		
					<課題と対応> —		

4. その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１－１０	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払業務		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ－３－１ 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 8 号 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和 3 年法律第 74 号）
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 新 2 2－0 0 2 4

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
									予算額（千円）	－	－	140,450,798	147,442,352	
									決算額（千円）	－	－	1,082,158	37,431,808	
									経常費用（千円）	－	－	1,078,726	37,435,548	
									経常利益（千円）	－	－	－	－	
									行政コスト（千円）	－	－	1,078,726	37,435,548	
									従事人員数（人）	－	－	1	3	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項	Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	Ⅲ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払業務として取り組むべき事項		＜評定と根拠＞ 評定：B	評定	B	評定	
	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。 評価に当たっては、「支払件数」「支払に要した期間」「個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況」を勘案	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。	1 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の適切かつ迅速な支払の実施 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた3,204件の案件について支払情報受領後、認定通知書において示された期限内（認定の決定があった日の翌月月末まで）に速やかに支払を実施した。 なお、支払事務を行うに当たっては、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配慮した。 また、基金については、特定石綿被害建設業労働者等給付金等支払基金管理運営要領（令和3年12月20日厚生労働省基発1220第2号）に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めて体制を整備した上で、適切な管理に努めた。		特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払業務については、国から支払情報を受領後、速やかに支払を実施した。 また、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定め、適切な管理に努めた。 ＜課題と対応＞ —	＜評定に至った理由＞ 厚生労働大臣の認定を受けた3,204件の案件について支払情報受領後、個人情報の取扱いに特に配慮した上で、速やかに支払を実施するとともに、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営規程を定めることで、適切な管理に努めた。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標の達成が見込まれることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞		＜評定に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	し評価を実施する。						
--	-----------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1－2－4－2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（百万円） （計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して15% 節減	53 (3.0%)	51 (6.0%)	50 (9.0%)	48 (12.0%)		
	上記削減率（%）	—	3.1%	6.3%	9.1%	12.1%		
	達成度	—	102.6%	105.4%	101.4%	100.6%		
	事業費（研究及び試験 事業、労働災害調査事 業、化学物質等の有害 性調査事業並びに専門 センター事業を除く。） （百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して5% 節減	233 (1.0%)	230 (2.0%)	228 (3.0%)	226 (4.0%)		
	上記削減率（%）	—	1.001%	2.02%	3.04%	4.04%		
	達成度	—	100.1%	101.2%	101.2%	100.9%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
				業務実績		自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	第4 業務運営 の効率化に関す る事項	第2 業務運営 の効率化に関す る目標を達成す るためにとるべ き措置	＜主な定量的指 標＞ ・運営費交付金 を充当して行う 事業について は、機構におい て策定した「調 達等合理化計	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		＜評価と根拠＞ 評価：B ・業務の合理化・効 率化においては、 ①繰り返し長時間 労働を行っている 部門・職員に対し	評価	B	評価 ＜評価に至った理由＞ 法人全体として業務 運営を効率的に行うた め、新型コロナウイルス 感染症拡大への対応 により業務負担が増加
									＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方策 ＞

	通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時までに、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。 ＜その他の指標＞ ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、	ては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。 ②各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。 ③医師事務作業補助者を積極的に活用し、医師の業務負担軽減を図った。 ④人事、給与制度の見直しについて、法人の業績を勘案し、期末・勤勉手当の管理職加算割合については、削減措置を講じた。 ⑤積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施するとともに、機構本部における電子決裁システムの運用により業務効率化を推進している。 ・機動的かつ効率的な業務運営においては、①「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による	する中、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。また、各種会議等における指示により、半日単位または時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇取得率の向上に努めた。期末・勤勉手当については、事業実績等を勘案の上、削減措置を継続した。 毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進等に配慮し、経費節減の意識及び業績を反映した業務評価等を適切に行った。 運営費交付金を充当して行う事業において、中期目標最終年度の令和5年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%、事業費については5%の削減を目標としているところであるが、令和4年度時点において、調達等合理化計画に基づき業務効率化を図り、一般管理費については一	＜その他事項＞
--	--	--	---	---	----------------

	なるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。	なるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。	せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、人事給与制度の見直しを行っているか。	機構では事業実績等を勘案し4.02月とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を講じた。 - 退職手当について、支給水準の引き下げ、支給対象者や自己都合退職者に対する支給割合の見直しを行い、給付額削減のための規程改正（令和2年4月より施行）を行った。 【令和2年度】 - 人事給与制度については、引き続き見直しを行った。 - 安衛研の研究・技能労務職員、バイオ職員の令和2年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 - 上記以外の職員の令和2年度の期末・勤勉手当については、国家公務員は4.45月分支給されたが、当機構では事業実績等を勘案し3.51月とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を講じた。 - 退職手当について、支給水準の引き下げ、支給対象者や自己都合退職者に対する支給割合の見直しを行った。 【令和3年度】 - 人事給与制度については、引き続き見直しを行った。 - 安衛研の研究・技能労務職員、バイオ職員の令和3年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 - 上記以外の職員の令和3年度の期末・勤勉手当については、国家公務員は4.45月分支給されたが、当機構では事業実績等を勘案し3.55月とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%対象者を10%、12%対象者を4%とそれぞれ削減措置を講じた。 - 新型コロナウイルス感染症対応として、医療従事者として使命感を持ち、患者診察等感染リスクを伴う職務に当たっている職員の身体的・心理的負担を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応のために定めた区域内で勤務することを命ぜられた職員に対し、感染状況を踏まえ、特例として、1日につき4,000円の手当を支給する措置を講じた。 - コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として国が創設した、看護職員の収入引上げを目的とする看護職員等処遇改善事業を活用し、処遇改善特別手当を創設した。 【令和4年度】 - 人事給与制度については、引き続き見直しを行った。 - 安衛研の研究・技能労務職員、バイオ職員の令和4年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 - 上記以外の職員の令和4年度の期末・勤勉手当については、国家公務員は4.30月分支給されたが、当機構では事業実績等を勘案し4.11月とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、令和4年6月期は25%対象者を10%及び12%対象者を4%に、令和4年12月期は25%対象者を15%及び12%対象者を8%とそれぞれ削減措置を講じた。 - 新型コロナウイルス感染症対応として、医療従事者として使命感をもち、患者診察等感染リスクを伴う職務に当たっている職員の身体的・心理的負担を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応のために定めた区域内で勤務することを命ぜられた職員に対し、感染状況を踏まえ、特例として1日につき4,000円の手当を支給している。 - コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として国が創設した、看護職員の収入引上げを目的とする看護職員等処遇改善事業を活用し令和4年9月までは処遇改善特別手当を支給した。その後、令和4年10月以降は、診療報酬に基づき処遇改善手当を創設、支給している。 なお、支給に当たっては、看護職員のみに限定せず、実施要綱及び施設基準に準じて幅広い職種を	し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。 ⑤一般競争入札等による契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。⑥契約監視委員会における指摘事項について、開催の都度各施設への周知すること等により、「調達合理化計画」の取組の着実な実施に努めた。⑦共同購入等の促進については、当機構、国立病院機構及びJCHO等の法人同士が連携し継続実施することで、スケールメリットを活かした支出削減を図った。 ＜課題と対応＞ —		
--	--	--	--	--	--	--	--

	2 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。	さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。 2 機動的かつ効率的な業務運営 経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。 また、機構内の複数の施設が有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効	・WEB会議の運用拡大を図り、電子決裁の運用により、業務の効率化を図っているか。 ・経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立しているか。 ・協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、効率的・効果的な業務運営に取	対象としている。 ・業務効率化及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施した。 ・令和元年度に機構本部において電子決裁システムの運用を開始し、決裁の迅速性を向上させるとともに、過去文書の検索性及び複写性を活かして業務効率化を推進している。 ・機構本部会議等におけるペーパーレス会議システムにより、会議の資料準備にかかる業務省力化及び紙使用量の削減による経費節減を図っている。 2 機動的かつ効率的な業務運営 【令和元年度】 毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進に配慮し、経費削減に努めた業務運営を行っている。 また、予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等に弾力的に対応するため、機構が担う各事業に係る機構本部における組織体制の充実、強化等を図り、組織再編、所掌事務の見直し等機動的かつ効率的な業務運営を行った。 以上について、理事長の強い指導力の下で取組み、内部統制の充実・強化を図った。 【令和２～３年度】 毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進等に配慮し、経費節減の意識及び業績を反映した業務評価等を適切に行っている。 また、予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的かつ効率的な業務運営を行った。 【令和４年度】 毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進等に配慮し、経費節減の意識及び業績を反映した業務評価等を適切に行っている。 また、予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的かつ効率的な業務運営を行った。 安衛研と労災病院との協働（重点研究）にとどまらず、機構内の複数の施設（安衛研、労災病院、両立支援センター、産保センター、バイオ、アスベスト疾患研究・研修センター等）が協働し、さらなる相乗効果を発揮するため、令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」を実施している。具体的には1-1-1のとおり。			
--	--	--	--	--	--	--	--

	果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。 3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については	り組んでいるか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図っているか。	3 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 一般管理費、事業費の削減 【令和元年度】 運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図るため、以下の取組を行った。 ① 一般管管理費については、平成30年度予算55百万円に比して、53百万円と約2百万円節減（対前年度比△3.1%）した。令和元年度の主な取組は以下のとおりである。 - 一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の減等 ② 事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、災害調査事業を除く。）については、「調達等合理化計画」に基づき削減を図り平成30年度予算235百万円に比して233百万円と約2百万円節減（対前年度比△1.001%）した。元年度の主な取組は以下のとおりである。 - WEB会議の推進による旅費の減等 【令和2年度】 運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図るため、以下の取組を行った。 ① 一般管理費については、平成30年度予算55百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の削減等の取り組みを行い、51百万円と約4百万円節減（対平成30年度比△6.3%）した。 ② 事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、災害調査事業を除く。）については、「調達等合理化計画」に基づき削減を図り平成30年度予算235百万円に比して、電子（WEB）会議システム活用の推進による旅費の削減等の取り組みを行い、230百万円と約5百万円節減（対平成30年度比△2.02%）した。 【令和3年度】 運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図るため、以下の取組を行った。 ① 一般管理費については、平成30年度予算55百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費、旅費の削減等の取組を行い、50百万円と約5百万円節減（対平成30年度比△9.1%）した。 ② 事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については、平成30年度予算235百万円に比して、電子（WEB）会議システム活用の推進による旅費の削減等の取組を行い、228百万円と約7百万円節減（対平成30年度比△3.04%）した。 【令和4年度】			
--	--	--	---	--	--	--

	５％程度を、それぞれ削減すること。 特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。 また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。	ンター事業を除く。）の中期計画予算については、平成３０年度の予算と比べて５％に相当する節減額を見込んだものとする。 特に、一般管理費については、従前にもまして経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。 また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。	・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについて、自己収入の確保等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。	運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図り、以下の取組を行った。 ① 一般管理費については、平成３０年度予算５５百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による印刷製本費、旅費の削減等の取組を行い、４８百万円と約７百万円節減（対平成３０年度比１２.１％）した。 ② 事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）については、平成３０年度予算２３５百万円に比して、電子（WEB）会議システム活用等の推進による旅費の削減等の取組を行い、２２６百万円と約９百万円節減（対平成３０年度比△４％）した。 イ 専門センター事業の運営 【令和元年度】 収入においては、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、積極的な他医療機関の訪問による患者確保等に努め、診療収入を始めとする自己収入の確保に取り組んだものの、総合せき損センターの分院である北海道せき損センターの新型コロナウイルス感染症対応に伴う診療制限、医療リハビリテーションセンターの大規模改修工事に伴う病棟制限による患者調整等により入外患者数が減少し、収入が減少した。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り、経営改善に努めたが、人件費の増、消費税増税等により支出が増となった。結果として、第３期中期目標期間の実績５.６％から７.９％となり、２.３ポイントの超過となった。なお、医療リハビリテーションセンターにおいては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるための個別指導・支援（行動計画の作成、フォローアップ）を実施し、収入確保及び支出削減を図っており、令和２年度も引き続き実施することとしている。また、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。 【令和２年度】 収入においては、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら他医療機関の訪問等による患者確保等に努め、診療収入を始めとする自己収入の確保に取り組んだものの、総合せき損センターの分院である北海道せき損センターの新型コロナウイルス感染症に伴う手術等の診療制限、医療リハビリテーションセンターの大規模改修工事に伴う病棟制限による患者調整等により新入院患者数が減少し、収入が減少した。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り、経営改善に努めたが、収入減額が支出減額を上回り収支差が悪化した結果、第３期中期目標期間の実績５.６％から６.５％となり、０.９ポイントの超過となった。なお、医療リハビリテーションセンターにおいては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるための個別指導・支援（行動計画の作成、フォローアップ）を実施し、収入確保及び支出削減を図っており、令和３年度も引き続き実施することとしている。また、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働き			
--	---	---	--	--	--	--	--

				かけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。 【令和３年度】 収入においては、入外患者数及び手術室内手術件数が対前年度で増となったことを主な要因として、令和２年度実績に対して収入が増となった。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り経営改善に努めた結果、令和３年度の運営費交付金割合については5.8%となり、令和元年度の8.3%、令和２年度の6.5%からは改善したが、前中期目標期間の実績5.6%には及ばず0.2ポイントの超過となった。なお、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。 【令和４年度】 収入においては、入外患者数や診療単価が対前年度で減となったことを主な要因として、令和３年度実績に対して収入が減となった。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り経営改善に努めたものの、光熱水費高騰の影響等により対前年度で増となった。令和４年度の運営費交付金割合については9.9%となり、前中期目標期間の実績5.6%には及ばず4.3ポイントの超過となった。 なお、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。			
	（２）適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方につ	（２）適正な給与水準の検証・公表 機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得	・民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。	（２）適正な給与水準の検証・公表 給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、毎年６月にホームページに公表し、職種別対国家公務員指数を踏まえ、チェックを行った。 【令和元年度】 （ア）病院医師（対国家公務員指数100.0） 病院医師の対国家公務員指数は、対平成30年度比較では1.7増となり、国家公務員と同水準になった。 医師確保に資するため、医師の初任給調整手当及び宿日直手当について、平成31年４月から国家公務員と同額に引き上げた。 （イ）病院看護師（対国家公務員指数103.6） 病院看護師の対国家公務員指数は100を上回った。 なお、平成30年度対国家公務員指数（104.8）と比較して1.2減となった。			

	いて厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。	られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。	・給与水準についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。	(ウ) 事務・技術職員（対国家公務員指数94.2） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対平成30年度比較では1.7減となり、令和元年度においても引き続き100を下回った。 【令和2年度】 (ア) 病院医師（対国家公務員指数98.0） 病院医師の対国家公務員指数は、対令和元年度比較では2.0減となり、100を下回った。 (イ) 病院看護師（対国家公務員指数99.0） 病院看護師の対国家公務員指数は、対令和元年度比較では4.6減となり、100を下回った。 (ウ) 事務・技術職員（対国家公務員指数90.6） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対令和元年度比較では3.6減となり、令和2年度においても引き続き100を下回った。 【令和3年度】 (ア) 病院医師（対国家公務員指数 99.0） 病院医師の対国家公務員指数は、引き続き100を下回った。 (イ) 病院看護師（対国家公務員指数 99.2） 病院看護師の対国家公務員指数は、引き続き100を下回った。 (ウ) 事務・技術職員（対国家公務員指数 90.6） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、引き続き100を下回った。 【令和4年度】 (ア) 病院医師（対国家公務員指数 101.3） 病院医師の対国家公務員指数は、対令和3年度比較で2.3増となり、国家公務員を上回る水準になった。医師の確保は、医療の提供に不可欠であることから、今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。 (イ) 病院看護師（対国家公務員指数 103.1） 病院看護師の対国家公務員指数は、国による看護職員等の処遇改善の取組みに基づき手当を支給したこと等により、対令和3年度比較で3.9増となり、100を上回った。労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準の確保に努めたい。 (ウ) 事務・技術職員（対国家公務員指数 93.8） 事務・技術職員の対国家公務員指数は、引き続き100を下回った。			
	(3) 契約の適正化	(3) 契約の適正化		(3) 契約の適正化			

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。	契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。	・契約については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進しているか。 ・入札に当たって、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努めているか。	【令和元～4年度】 契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続の実現に取り組んだ。																																					
ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。	・「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、その実施状況をホームページにて公表しているか。	ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組 【令和元年度】 （1）調達の現状と要因の分析 機構における令和元年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,593件、契約金額は1,208.0億円である。また、競争性のある契約は2,332件（89.9%）、1,183.5億円（98.0%）、競争性のない随意契約は261件（10.1%）、24.5億円（2.0%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△34件（△11.5%）減少し、金額では△8.4億円（△25.5%）減少している。件数が減少した主な要因は、急患対応に係るレンタル機器の賃借料（医療機器）の契約が減少したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、賃借料（宿舍）の複数年度契約が減少したこと等によるものである。																																					
表1 令和元年度の労働者健康安全機構の調達全体像 （単位：件、億円） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成30年度</th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(73.7%) 1,932</td><td>(82.9%) 682.3</td><td>(75.7%) 1,964</td><td>(92.7%) 1,119.4</td><td>(1.7%) 32</td><td>(64.1%) 437.1</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(15.1%) 396</td><td>(13.1%) 107.6</td><td>(14.2%) 368</td><td>(5.3%) 64.1</td><td>(△7.1%) △28</td><td>(△40.4%) △43.5</td></tr><tr><td>競争性のある契約（小</td><td>(88.8%) 2,328</td><td>(96.0%) 789.9</td><td>(89.9%) 2,332</td><td>(98.0%) 1,183.5</td><td>(0.2%) 4</td><td>(49.8%) 393.6</td></tr></table>								平成30年度		令和元年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(73.7%) 1,932	(82.9%) 682.3	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(1.7%) 32	(64.1%) 437.1	企画競争・公募	(15.1%) 396	(13.1%) 107.6	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(△7.1%) △28	(△40.4%) △43.5	競争性のある契約（小	(88.8%) 2,328	(96.0%) 789.9	(89.9%) 2,332	(98.0%) 1,183.5	(0.2%) 4	(49.8%) 393.6
	平成30年度		令和元年度		比較増△減																																			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																		
競争入札等	(73.7%) 1,932	(82.9%) 682.3	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(1.7%) 32	(64.1%) 437.1																																		
企画競争・公募	(15.1%) 396	(13.1%) 107.6	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(△7.1%) △28	(△40.4%) △43.5																																		
競争性のある契約（小	(88.8%) 2,328	(96.0%) 789.9	(89.9%) 2,332	(98.0%) 1,183.5	(0.2%) 4	(49.8%) 393.6																																		

			(3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随契を除く）については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和元年度は4回行った。 (4) 推進体制等 調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化に努めた。 また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を定期的に開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表した。（例年、契約監視委員会は四半期ごとに開催しているが、令和元年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により第4・四半期の開催を見送ったため、当該開催回に係る対象契約案件については、令和2年7月までに事後点検を行った。） さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和元年9月6日）及び「会計業務打合会」（令和元年10月8日）において内容の徹底を周知した。 【令和2年度】 (1) 調達の現状と要因の分析 機構における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,092件、契約金額は909.5億円である。また、競争性のある契約は2,609件（84.4%）、865.4億円（95.2%）、競争性のない随意契約は483件（15.6%）、44.1億円（4.8%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では222件（85.1%）増加し、金額では19.6億円（80.0%）増加している。件数及び金額ともに増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに伴う医療機器（超音波画像診断装置等）の緊急を要する契約が増加したこと等によるものである。																														
			表1 令和2年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位：件、億円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和2年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(75.7%) 1,964</td><td>(92.7%) 1,119.4</td><td>(72.2%) 2,233</td><td>(89.4%) 812.7</td><td>(13.7%) 269</td><td>(△27.4%) △306.7</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(14.2%) 368</td><td>(5.3%) 64.1</td><td>(12.2%) 376</td><td>(5.8%) 52.7</td><td>(2.2%) 8</td><td>(△17.8%) △11.4</td></tr></table>		令和元年度		令和2年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(13.7%) 269	(△27.4%) △306.7	企画競争・公募	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(2.2%) 8	(△17.8%) △11.4			
	令和元年度		令和2年度		比較増△減																												
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																											
競争入札等	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(13.7%) 269	(△27.4%) △306.7																											
企画競争・公募	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(2.2%) 8	(△17.8%) △11.4																											

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。 (3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く）については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和2年度は4回行った。 (4) 推進体制等 調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化に努めた。 また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表することとしており、令和2年度は4回行った。 さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和2年9月4日）及び「会計業務打合会」（令和2年10月9日）において内容の徹底を周知した。 【令和3年度】 (1) 調達の現状と要因の分析 機構における令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は2,851件、契約金額は1,167.2億円である。また、競争性のある契約は2,453件（86.0%）、1,133.5億円（97.1%）、競争性のない随意契約は398件（14.0%）、33.7億円（2.9%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△85件（△17.6%）減少し、金額では△10.4億円（△23.6%）減少している。件数及び金額ともに減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに伴う医療機器（超音波画像診断装置等）の緊急を要する契約が減少したこと等によるものである。																							
			表1 令和3年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位：件、億円) <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">令和2年度</th><th colspan="2">令和3年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(72.2%) 2,233</td><td>(89.4%) 812.7</td><td>(78.6%) 2,240</td><td>(94.7%) 1,105.6</td><td>(0.3%) 7</td><td>(36.0%) 292.9</td></tr></table>		令和2年度		令和3年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(78.6%) 2,240	(94.7%) 1,105.6	(0.3%) 7	(36.0%) 292.9			
	令和2年度		令和3年度		比較増△減																					
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																				
競争入札等	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(78.6%) 2,240	(94.7%) 1,105.6	(0.3%) 7	(36.0%) 292.9																				

				<table><tr><td>企画競争 ・公募</td><td>(12.2%) 376</td><td>(5.8%) 52.7</td><td>(7.5%) 213</td><td>(2.4%) 27.9</td><td>(△43.4%) △163</td><td>(△47.1%) △24.8</td></tr><tr><td>競争性の ある契約 (小計)</td><td>(84.4%) 2,609</td><td>(95.2%) 865.4</td><td>(86.0%) 2,453</td><td>(97.1%) 1,133.5</td><td>(△6.0%) △156</td><td>(31.0%) 268.1</td></tr><tr><td>競争性の ない随意 契約</td><td>(15.6%) 483</td><td>(4.8%) 44.1</td><td>(14.0%) 398</td><td>(2.9%) 33.7</td><td>(△17.6%) △85</td><td>(△23.6%) △10.4</td></tr><tr><td>合計</td><td>(100%) 3,092</td><td>(100%) 909.5</td><td>(100%) 2,851</td><td>(100%) 1,167.2</td><td>(△7.8%) △241</td><td>(28.3%) 257.7</td></tr></table> (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の () 書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。 機構における令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は963件(41.6%)、契約金額は376.0億円(39.4%)である。 前年度と比較して、件数では△28件(△2.8%)減少している一方、金額では63.2億円(20.2%)増加している。件数が減少した主な要因は、調査及び研究に係る分析機器(測定装置等)の契約及び医療機器(人工呼吸器等)の賃借契約が減少したこと等によるものであり、金額が増加した主な要因は、高額医療機器(リニアック等)の契約が増加したこと及び業務委託(患者給食)の複数年契約を多く締結したこと等によるものである。 表2 令和3年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円) <table><tr><td colspan="2"></td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>比較増△減</td></tr><tr><td rowspan="2">2者 以上</td><td>件数</td><td>1,493 (60.1%)</td><td>1,352 (58.4%)</td><td>△141 (△9.4%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>523.2 (62.6%)</td><td>578.9 (60.6%)</td><td>55.7 (10.6%)</td></tr><tr><td rowspan="2">1者</td><td>件数</td><td>991 (39.9%)</td><td>963 (41.6%)</td><td>△28 (△2.8%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>312.8 (37.4%)</td><td>376.0 (39.4%)</td><td>63.2 (20.2%)</td></tr><tr><td rowspan="2">合 計</td><td>件数</td><td>2,484 (100%)</td><td>2,315 (100%)</td><td>△169 (△6.8%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>836.0 (100%)</td><td>954.9 (100%)</td><td>118.9 (14.2%)</td></tr></table> (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。 (注3) 比較増△減の () 書きは、令和3年度の対令和2年度伸率である。 (2) 重点的に取り組む分野 一者応札・応募の改善努力を継続するために、令和3年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行	企画競争 ・公募	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(7.5%) 213	(2.4%) 27.9	(△43.4%) △163	(△47.1%) △24.8	競争性の ある契約 (小計)	(84.4%) 2,609	(95.2%) 865.4	(86.0%) 2,453	(97.1%) 1,133.5	(△6.0%) △156	(31.0%) 268.1	競争性の ない随意 契約	(15.6%) 483	(4.8%) 44.1	(14.0%) 398	(2.9%) 33.7	(△17.6%) △85	(△23.6%) △10.4	合計	(100%) 3,092	(100%) 909.5	(100%) 2,851	(100%) 1,167.2	(△7.8%) △241	(28.3%) 257.7			令和2年度	令和3年度	比較増△減	2者 以上	件数	1,493 (60.1%)	1,352 (58.4%)	△141 (△9.4%)	金額	523.2 (62.6%)	578.9 (60.6%)	55.7 (10.6%)	1者	件数	991 (39.9%)	963 (41.6%)	△28 (△2.8%)	金額	312.8 (37.4%)	376.0 (39.4%)	63.2 (20.2%)	合 計	件数	2,484 (100%)	2,315 (100%)	△169 (△6.8%)	金額	836.0 (100%)	954.9 (100%)	118.9 (14.2%)			
企画競争 ・公募	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(7.5%) 213	(2.4%) 27.9	(△43.4%) △163	(△47.1%) △24.8																																																													
競争性の ある契約 (小計)	(84.4%) 2,609	(95.2%) 865.4	(86.0%) 2,453	(97.1%) 1,133.5	(△6.0%) △156	(31.0%) 268.1																																																													
競争性の ない随意 契約	(15.6%) 483	(4.8%) 44.1	(14.0%) 398	(2.9%) 33.7	(△17.6%) △85	(△23.6%) △10.4																																																													
合計	(100%) 3,092	(100%) 909.5	(100%) 2,851	(100%) 1,167.2	(△7.8%) △241	(28.3%) 257.7																																																													
		令和2年度	令和3年度	比較増△減																																																															
2者 以上	件数	1,493 (60.1%)	1,352 (58.4%)	△141 (△9.4%)																																																															
	金額	523.2 (62.6%)	578.9 (60.6%)	55.7 (10.6%)																																																															
1者	件数	991 (39.9%)	963 (41.6%)	△28 (△2.8%)																																																															
	金額	312.8 (37.4%)	376.0 (39.4%)	63.2 (20.2%)																																																															
合 計	件数	2,484 (100%)	2,315 (100%)	△169 (△6.8%)																																																															
	金額	836.0 (100%)	954.9 (100%)	118.9 (14.2%)																																																															

				までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。 結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数では減少し、金額では増加となったが、その主な要因は、上記（1）のとおりである。 また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、適正価格での契約に資するとともに契約手続の効率化を行った。 （3）調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く）については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和3年度は4回実施した。 また、他の法人における調達に関する不適切事案を受け、速やかに各施設に対し、情報提供及び注意喚起の文書を発出することにより類似の事案の発生防止に取り組んだ。 （4）推進体制等 調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達等合理化を推進した。 また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について、随時ホームページに公表することとしており、令和3年度は4回実施した。 さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和3年9月1日）及び「会計業務打合せ」（令和3年9月8日）において内容の徹底を周知した。 【令和4年度】 （1）調達の現状と要因の分析 機構における令和4年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,020件、契約金額は1,063.7億円である。また、競争性のある契約は2,673件（88.5%）、1,025.0億円（96.4%）、競争性のない随意契約は347件（11.5%）、38.7億円（3.6%）である。 前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△51件（△12.8%）と減少し、金額では5.0億円（14.8%）増加している。件数が減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに伴う医療機器（超音波画像診断装置等）の緊急を要する契約が減少したこと等によるものであり、金額が増加した主な要因は、原油高騰に伴う電気契約の入札不調による最終保障供給約款に基づく随意契約が増加したこと等によるものである。			
表1 令和4年度の労働者健康安全機構の調達全体像				（単位：件、億円）			
	令和3年度		令和4年度		比較増△減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

				競争入札等	(78.6%) 2,240	(94.7%) 1105.6	(82.7%) 2,499	(93.6%) 995.9	(11.6%) 259	(△9.9%) △109.7																																					
				企画競争・公募	(7.5%) 213	(2.4%) 27.9	(5.8%) 174	(2.7%) 29.1	(△18.3%) △39	(4.3%) 1.2																																					
				競争性のある契約 (小計)	(86.0%) 2,453	(97.1%) 1133.5	(88.5%) 2,673	(96.4%) 1,025.0	(9.0%) 220	(△9.6%) △108.5																																					
				競争性のない随意契約	(14.0%) 398	(2.9%) 33.7	(11.5%) 347	(3.6%) 38.7	(△12.8%) △51	(14.8%) 5.0																																					
				合計	(100%) 2,851	(100%) 1167.2	(100%) 3,020	(100%) 1,063.7	(5.9%) 169	(△8.9%) △103.5																																					
				(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の() 書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。																																											
				機構における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は1,062件(41.9%)、契約金額は329.6億円(33.7%)である。 前年度と比較して、件数では99件(10.3%)増加している一方、金額では△46.4億円(△12.3%)と減少している。件数が増加した主な要因は、前年度と比較して1者の件数割合は大差がないものの、全体の契約件数が増加したこと、設備や機器に係る保守契約が増加したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、業務委託(SPD 管理業務)の契約額の減少等によるものである。																																											
				表2 令和4年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)																																											
				<table><tr><td colspan="2"></td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>比較増△減</td></tr><tr><td rowspan="2">2者以上</td><td>件数</td><td>1,352 (58.4%)</td><td>1,472 (58.1%)</td><td>120 (8.9%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>578.9 (60.6%)</td><td>647.8 (66.3%)</td><td>68.9 (11.9%)</td></tr><tr><td rowspan="2">1者</td><td>件数</td><td>963 (41.6%)</td><td>1,062 (41.9%)</td><td>99 (10.3%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>376.0 (39.4%)</td><td>329.6 (33.7%)</td><td>△46.4 (△12.3%)</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数</td><td>2,315 (100%)</td><td>2,534 (100%)</td><td>219 (9.5%)</td></tr><tr><td>金額</td><td>954.9 (100%)</td><td>977.4 (100%)</td><td>22.5 (2.4%)</td></tr></table>												令和3年度	令和4年度	比較増△減	2者以上	件数	1,352 (58.4%)	1,472 (58.1%)	120 (8.9%)	金額	578.9 (60.6%)	647.8 (66.3%)	68.9 (11.9%)	1者	件数	963 (41.6%)	1,062 (41.9%)	99 (10.3%)	金額	376.0 (39.4%)	329.6 (33.7%)	△46.4 (△12.3%)	合計	件数	2,315 (100%)	2,534 (100%)	219 (9.5%)	金額	954.9 (100%)	977.4 (100%)	22.5 (2.4%)		
		令和3年度	令和4年度	比較増△減																																											
2者以上	件数	1,352 (58.4%)	1,472 (58.1%)	120 (8.9%)																																											
	金額	578.9 (60.6%)	647.8 (66.3%)	68.9 (11.9%)																																											
1者	件数	963 (41.6%)	1,062 (41.9%)	99 (10.3%)																																											
	金額	376.0 (39.4%)	329.6 (33.7%)	△46.4 (△12.3%)																																											
合計	件数	2,315 (100%)	2,534 (100%)	219 (9.5%)																																											
	金額	954.9 (100%)	977.4 (100%)	22.5 (2.4%)																																											
				(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。																																											

				(注3) 比較増△減の() 書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。 (2) 重点的に取り組む分野 一者応札・応募の改善努力を継続するために、令和4年度調達等合理化計画においては、①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じることとした。 結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数では増加し、金額では減少となったが、その主な要因は、上記(1)のとおりである。 また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、適正価格での契約に資するとともに契約手続の効率化を行った。 (3) 調達に関するガバナンスの徹底 調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和4年度は4回実施するとともに、臨時的に発生する事案への対応に関しても同様の手続により点検を実施した。 また、他の法人における調達に関する不適切事案を受け、改めて取引業者との不適切行為の防止について、周知を図るとともに、入札談合防止に関するマニュアルを作成し、ガバナンスの強化を図った。 (4) 推進体制等 調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化を推進した。 また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表することとしており、令和4年度は4回実施した。 さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」(令和4年9月2日)及び「会計業務打合せ」(令和4年9月6日)において内容の徹底を周知した。 イ 競争性、公平性の確保 【令和元年度】 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。中でも総合評価落札方式については、真に必要な調達案件にのみ採用すべきであり、原則、最低価格落札方式とすること等を改めて施設に周知徹底を促し、競争の公正性の確保に努めた。また本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。 予定価格が1件当たり3千万円を超える工事及び1千万円を超える設計及び建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会」において、競争参加資格等の適切性について調査審議することにより、競争性、透明性を確保した。また、企画競争及び総合評価落札方式の調達において、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。			
--	--	--	--	--	--	--	--

	ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会において、その取組状況を点検しているか。 ・企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合において、契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査し、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にしているか。 ・監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受けているか。	【令和２年度】 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。また、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。 予定価格が１件当たり３千万円を超える工事及び１千万円を超える設計、建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会」において、競争参加資格等の適切性等について調査審議することにより、競争性、透明性を確保した。 企画競争及び総合評価落札方式の調達においては、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。 【令和３～４年度】 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。また、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。 企画競争及び総合評価落札方式の調達においては、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。 ウ 契約監視委員会の審議等 【令和元年度】 入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を令和２年３月末までに３回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・一者応募割合の推移を報告した。個別契約について、随意契約の場合には随意契約理由の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かを確認、一般競争による契約の場合には、公告期間、履行期間、仕様書の妥当性、予定価格積算の適正性等について確認し、競争性が十分確保されているか等の審議を行い、審議結果を施設へ周知した。 【令和２～４年度】 入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を４回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・応募の割合の推移を報告した。個別契約について、随意契約の場合には随意契約理由の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かを確認、一般競争による契約の場合には、公告期間、履行期間、仕様書の妥当性、予定価格積算の適正性等について確認し、競争性が十分確保されているか等の審議が行われ、その審議結果を開催の都度、各施設に周知した。 （参考）令和２年度契約監視委員会における主な指摘事項			
--	---	---	---	---	--	--	--

				<table><tr><th>契約名称</th><th>主な指摘事項</th></tr><tr><td>歯科技工</td><td>地域における既存業者以外の業者が存在するのか十分な調査がなされていないと考えられる。今後は随意契約ではなく一般競争入札など競争性のある調達方式にて行うように取り組むこと。</td></tr><tr><td>医師賠償責任保険</td><td>次回調達では、新たに追加した「医療事故に係る専用窓口の設置」要件についての必要性や改善の余地を検討し、複数業者が応札できるように努めること。</td></tr><tr><td>学生宿舎内装改修工事</td><td>競争参加資格において、経営事項資格審査結果通知書に記載された総合評点の設定に際し、一定の業者の質を求めることは理解できるところであるが、応札できる業者を複数者確保する視点からも検討の余地があったと思料される。</td></tr></table>	契約名称	主な指摘事項	歯科技工	地域における既存業者以外の業者が存在するのか十分な調査がなされていないと考えられる。今後は随意契約ではなく一般競争入札など競争性のある調達方式にて行うように取り組むこと。	医師賠償責任保険	次回調達では、新たに追加した「医療事故に係る専用窓口の設置」要件についての必要性や改善の余地を検討し、複数業者が応札できるように努めること。	学生宿舎内装改修工事	競争参加資格において、経営事項資格審査結果通知書に記載された総合評点の設定に際し、一定の業者の質を求めることは理解できるところであるが、応札できる業者を複数者確保する視点からも検討の余地があったと思料される。			
契約名称	主な指摘事項														
歯科技工	地域における既存業者以外の業者が存在するのか十分な調査がなされていないと考えられる。今後は随意契約ではなく一般競争入札など競争性のある調達方式にて行うように取り組むこと。														
医師賠償責任保険	次回調達では、新たに追加した「医療事故に係る専用窓口の設置」要件についての必要性や改善の余地を検討し、複数業者が応札できるように努めること。														
学生宿舎内装改修工事	競争参加資格において、経営事項資格審査結果通知書に記載された総合評点の設定に際し、一定の業者の質を求めることは理解できるところであるが、応札できる業者を複数者確保する視点からも検討の余地があったと思料される。														
				(参考) 令和3年度契約監視委員会における主な指摘事項 <table><tr><th>契約名称</th><th>主な指摘事項</th></tr><tr><td>放射線疫学システムデータ検証事業</td><td>他業者への更なる声掛けを行い、案件名及び仕様書から事業内容や業務量等が把握できるように参考意見の徴取が必要と考える。 また、今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めること。 さらには、予定価格作成において、業者からの見積書等を参考とする場合、詳細な内訳を確認し、合理的な積算を心掛ける必要がある。</td></tr><tr><td>看護師の特定行為研修におけるeラーニングサービスの利用</td><td>効率的かつ効果的な研修実施を目的とした本件仕様書の要件を満たす業者は、当該業者のみとなることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、次年度以降の対応に向けては、機構内の活用状況や他社の研修プログラムの充実などについて情報収集・分析のうえで取り組むことが望まれる。</td></tr><tr><td>「新技術安全研究に関する調査」委託業務</td><td>最先端の新技術に関する幅広い知見と人的ネットワークを備えていることが求められる事業であることから、応札を希望する調査会社の要件として5項目を満たしていることを必須としているが、例えば書籍や雑誌の発行実績など要件設定の妥当性に疑問が残る。今後は、①事前に資格要件の設定が適切であるか複数の業者から意見を徴取することを検討すること、②今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めることが求められる。</td></tr></table>	契約名称	主な指摘事項	放射線疫学システムデータ検証事業	他業者への更なる声掛けを行い、案件名及び仕様書から事業内容や業務量等が把握できるように参考意見の徴取が必要と考える。 また、今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めること。 さらには、予定価格作成において、業者からの見積書等を参考とする場合、詳細な内訳を確認し、合理的な積算を心掛ける必要がある。	看護師の特定行為研修におけるeラーニングサービスの利用	効率的かつ効果的な研修実施を目的とした本件仕様書の要件を満たす業者は、当該業者のみとなることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、次年度以降の対応に向けては、機構内の活用状況や他社の研修プログラムの充実などについて情報収集・分析のうえで取り組むことが望まれる。	「新技術安全研究に関する調査」委託業務	最先端の新技術に関する幅広い知見と人的ネットワークを備えていることが求められる事業であることから、応札を希望する調査会社の要件として5項目を満たしていることを必須としているが、例えば書籍や雑誌の発行実績など要件設定の妥当性に疑問が残る。今後は、①事前に資格要件の設定が適切であるか複数の業者から意見を徴取することを検討すること、②今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めることが求められる。			
契約名称	主な指摘事項														
放射線疫学システムデータ検証事業	他業者への更なる声掛けを行い、案件名及び仕様書から事業内容や業務量等が把握できるように参考意見の徴取が必要と考える。 また、今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めること。 さらには、予定価格作成において、業者からの見積書等を参考とする場合、詳細な内訳を確認し、合理的な積算を心掛ける必要がある。														
看護師の特定行為研修におけるeラーニングサービスの利用	効率的かつ効果的な研修実施を目的とした本件仕様書の要件を満たす業者は、当該業者のみとなることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、次年度以降の対応に向けては、機構内の活用状況や他社の研修プログラムの充実などについて情報収集・分析のうえで取り組むことが望まれる。														
「新技術安全研究に関する調査」委託業務	最先端の新技術に関する幅広い知見と人的ネットワークを備えていることが求められる事業であることから、応札を希望する調査会社の要件として5項目を満たしていることを必須としているが、例えば書籍や雑誌の発行実績など要件設定の妥当性に疑問が残る。今後は、①事前に資格要件の設定が適切であるか複数の業者から意見を徴取することを検討すること、②今回は実施しなかった入札説明会の開催を実施することで、より多くの業者が参加できるよう努めることが求められる。														

			(参考) 令和4年度契約監視委員会における主な指摘事項 <table><tr><th>契約名称</th><th>主な指摘事項</th></tr><tr><td>地震被害復旧工事</td><td>損壊箇所の崩落等による二次災害を引き起こす可能性があり、速やかに復旧工事を実施する必要があったことから、緊急随契で調達することも可能であったと考える。ただし、緊急随契を選択する場合でも価格の精査は必要である。</td></tr><tr><td>非常用発電設備オイルタンク増設工事</td><td>余裕を持ったスケジュールの中で計画的に進めたことにより、2回の入札及び不調随意契約交渉を経て、契約金額が削減されたものとする。今後も①公告期間及び履行期間を可能な限り確保するとともに、②近隣病院への情報収集を積極的に行うことにより、競争が働く環境づくりに努める必要がある。</td></tr><tr><td>工学実験棟改修工事監理業務</td><td>当該設計業務を受託した者でなければ工事監理を行うことが困難であることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、随意契約の場合でも価格交渉は引き続き行うように留意する必要がある。</td></tr></table>	契約名称	主な指摘事項	地震被害復旧工事	損壊箇所の崩落等による二次災害を引き起こす可能性があり、速やかに復旧工事を実施する必要があったことから、緊急随契で調達することも可能であったと考える。ただし、緊急随契を選択する場合でも価格の精査は必要である。	非常用発電設備オイルタンク増設工事	余裕を持ったスケジュールの中で計画的に進めたことにより、2回の入札及び不調随意契約交渉を経て、契約金額が削減されたものとする。今後も①公告期間及び履行期間を可能な限り確保するとともに、②近隣病院への情報収集を積極的に行うことにより、競争が働く環境づくりに努める必要がある。	工学実験棟改修工事監理業務	当該設計業務を受託した者でなければ工事監理を行うことが困難であることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、随意契約の場合でも価格交渉は引き続き行うように留意する必要がある。			
契約名称	主な指摘事項													
地震被害復旧工事	損壊箇所の崩落等による二次災害を引き起こす可能性があり、速やかに復旧工事を実施する必要があったことから、緊急随契で調達することも可能であったと考える。ただし、緊急随契を選択する場合でも価格の精査は必要である。													
非常用発電設備オイルタンク増設工事	余裕を持ったスケジュールの中で計画的に進めたことにより、2回の入札及び不調随意契約交渉を経て、契約金額が削減されたものとする。今後も①公告期間及び履行期間を可能な限り確保するとともに、②近隣病院への情報収集を積極的に行うことにより、競争が働く環境づくりに努める必要がある。													
工学実験棟改修工事監理業務	当該設計業務を受託した者でなければ工事監理を行うことが困難であることから、今回の調達は止むを得ないものと思料される。なお、随意契約の場合でも価格交渉は引き続き行うように留意する必要がある。													
エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。	エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図る。	・ 機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行い、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進めているか。	エ 共同調達の検討・促進 機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。 【令和元年度】 ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和元年7月及び令和2年1月に共同入札を実施（10,900品目）。 ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構及び地域医療機能推進機構）について、令和元年5月及び6月に共同入札を実施（CT、MRI等7機種25台 削減効果770百万円）。 ・ 労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和元年8月及び12月に共同入札を実施（28件 削減効果148百万円）。 【令和2年度】 ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和2年8月及び令和3年1月に共同入札を実施（7,100品目）。 ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社）について、令和2年8月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等4機種6台 削減効果412百万円）。 ・ 労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和2年9月及び11月に共同入札を実施（21件 削減効果319百万円）。 【令和3年度】 ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和3年7月及び令和4年1月に共同入札を実施（8,500品目）。 ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社）について、											

	（４）情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	（４）情報システムの整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）に則り、ＰＭＯの設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。		令和３年９月及び１２月に共同入札を実施（ＣＴ、血管連続撮影装置等８機種２１台 削減効果５６１百万円）。 【令和４年度】 ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和４年７月及び令和４年１２月に共同入札を実施（８,６００品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社）について、令和４年９月及び１２月に共同入札を実施（ＣＴ、血管連続撮影装置等８機種２１台 削減効果７３３百万円）。			
--	---	---	--	--	--	--	--

４．その他参考情報
特になし

様式 1－2－4－2 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般病床の病床利用率（計画値）	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績以上（直近の年度）	（新規項目）	75.9%	76.2%	76.5%	76.5%		
	一般病床の病床利用率（実績値）	—	—	80.2%	76.6%	78.9%	79.2%		令和2～4年度については、コロナ病床を除く
	達成度	—	—	105.7%	100.5%	103.1%	103.5%		令和2～4年度については、コロナ病床を除く

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績			自己評価	（見込評価）	
	第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画	＜主な定量的指標＞ ・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構	第3 予算、収支計画及び資金計画			＜評価と根拠＞ 評価：B 新型コロナウイルス感染症の流行という予測しえない外的要因により事業の実施を制限されたが、可能な限り実施に向け取り組み、以下のとおり、計画等を達成している。	評価	B
								（期間実績評価）	
								評価	
								＜評価に至った理由＞ 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び日本赤十字社と高額医療機器の共同購入を実施すること等で、コストの削減を図った。 経営状況が悪化している病院への個別業務指導や支援等を実施す	
								＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	

	通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。 1 外部資金の活用等 外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営	1 外部資金の活用等 機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との使途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。 また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営	築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上とする。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図っているか。 ・研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図っているか。	1 外部資金の活用等 ・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を下記の通り獲得した。 【令和元年度】32件 【令和2年度】25件 【令和3年度】30件 【令和4年度】31件 ・施設、設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知を図った。結果、下記とおり申請があり自己収入の拡大を図った。 【令和元年度】3件 【令和2年度】2件 【令和3年度】1件 【令和4年度】1件 ・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の拡大を図った。 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実	・医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。 - また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、JCHO 及び日赤との連携の下で行った。 ・経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援を行った。 ・病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。 ・施設別病院協議において、地域医療構等を踏まえた病院の中長期的な運営体制等について本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努め	るとともに、多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関として感染症患者を積極的に受け入れたことに加え、地域医療に支障を来さぬよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、コロナ病床を除いた病床利用率（目標毎年度 76.5%以上）は令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 医業未収金における個人未収金について、労災病院内に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルによる新規発生防止への取組、法的手段の実施等状況に応じた回収業務の結果、令和元年度から令和4年度の各年度において、医療事業収入に対する個人未収金の割合は前中期目標期間の実績平均 0.81%を下回った。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標の達成が見込まれることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営	
--	--	---	--	--	--	--	--

	の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。 3 労災病院の経営改善 （1）独立行政法人国立病院機構との連携等 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携	の実施 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 3 労災病院の経営改善 （1）独立行政法人国立病院機構との連携等 全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携	・運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行っているか。 ・独立行政法人会計基準を踏まえ、業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理しているか。 ・医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進しているか。	【令和元～4年度】 運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。 【令和元～4年度】 独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。 3 労災病院の経営改善 （1）独立行政法人国立病院機構との連携等 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減を図った。 【令和元年度】 ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和元年7月及び令和2年1月に共同入札を実施（10,900品目 削減効果915百万円）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構及び地域医療機能推進機構）について、令和元年5月及び6月に共同入札を実施（CT、MRI等7機種25台 削減効果770百万円）。 ・労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和元年8月及び12月に共同入札を実施（28件 削減効果148百万円）。 【令和2年度】	た。 ・診療報酬改定及び新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的診療報酬の増等により診療単価も増となり、入外収入は前年度を大きく上回った。 ・個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.56%となった（前中期目標期間の実績平均0.81%）。 ・保有資産については、保有資産利用実態調査を実施し随時検討するとともに、処分可能な資産については、測量、登記等を実施し売却作業を進めた。	上の課題及び改善方策 ＞ ＜その他事項＞	
--	--	--	--	---	---	---	--

	を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。	を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。	・医薬品及び高額医療機器等の共同購入にあたっては、公的医療機関と連携を行っているか。 医師が不足する病院の医師確保等を行っているか。	・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和２年８月及び令和３年１月に共同入札を実施（7,100品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社）について、令和２年８月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等４機種６台 削減効果412百万円）。 ・労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和２年９月及び11月に共同入札を実施（21件 削減効果319百万円）。 【令和３年度】 ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和３年７月及び令和４年１月に共同入札を実施（8,500品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日赤）について、令和３年９月及び12月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等８機種21台 削減効果561百万円）。 【令和４年度】 ・医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和４年７月及び令和４年12月に共同入札を実施（8,600品目）。 ・高額医療機器の共同購入（国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日赤）について、令和４年９月及び12月に共同入札を実施（CT、血管連続撮影装置等８機種21台削減効果733百万円）。 医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。 また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携の下で行った（日本赤十字社は令和２年度からの参加）。 【令和元年度～４年度実績】 労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 医師派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら医師派遣が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。 【労災病院間医師派遣実績】 令和元年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：４人） 中部労災病院→旭労災病院（診療科：麻酔科、派遣医師数：３人） 令和２年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：３人） 令和３年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：３人） 令和４年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：３人） （２）個別病院単位の財務関係書類の作成等	＜課題と対応＞ －		
	（２）個別病院単位の財務関係	（２）個別病院単位の財務関係					

	書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。 （３）医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。	書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。 （３）医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上（※）とするなど、繰越欠損金が生じないよう病院収入の安定的な確保に努める。	・ 個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図っているか。 ・ 安定的な病院運営のため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行っているか。 ・ 地域医療構想、等を踏まえた適正な診療機能の見直しを行い、新入院患者の確保に努めることにより病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めているか。	【令和元～４年度】 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図った。なお、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。 （３）医業収入の安定的な確保 ア 病院施設の効率的な稼働（病院経営改善に向けた取組） 【本部において取り組んだ事例】 - 主に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導等）を行った。 【本部と病院が共同で取り組んだ事例】 - 病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。 - 施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。 イ 病院収入の安定的な確保 多くの労災病院が新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関又は協力医療機関として感染症患者を積極的に受け入れたことに加え、地域医療に支障を来たさぬよう救急患者等の受入についても積極的に取り組んだ結果、コロナ病床を除いた病床利用率は目標値を上回っている。 【参考】令和４年度コロナ専用・休床病床数（１日当たり） <table><tr><td>専用</td><td>446.1床（対前年度比＋19.1床）</td></tr><tr><td>休床</td><td>757.8床（対前年度比▲47.4床）</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,203.9床（対前年度比▲28.3床）</td></tr></table>	専用	446.1床（対前年度比＋19.1床）	休床	757.8床（対前年度比▲47.4床）	合計	1,203.9床（対前年度比▲28.3床）			
専用	446.1床（対前年度比＋19.1床）												
休床	757.8床（対前年度比▲47.4床）												
合計	1,203.9床（対前年度比▲28.3床）												

	（４）医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。	【※：医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】 （４）医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとして、適切に回収を行う。	・医業未収金について、従来から推進してきた院内体制の更なる確立により、新規発生防止への取組の推進を図っているか。 ・定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、前中期目標期間の実績の平均を超えない範囲で適切に回収しているか。	（４）医業未収金の適切な回収 医業未収金については、請求先が保険者等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人とに分けられ、保険者に係るものは、請求後１～２か月後には支払われるものである。 【令和元年度】 令和元年度末の医業未収金約 461 億円のうち約 440 億円については、保険者に係るもので、個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組のより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は 0.70%となった（前中期目標期間の実績平均 0.81%）。 【令和２年度】 令和２年度末の医業未収金約 475 億円のうち約 454 億円については、保険者に係るもので、個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により法的手段の実施等状況に応じた回収に努めた結果、医業未収金比率は 0.72%と前中期目標期間の実績平均 0.81%を 0.09 ポイント下回った。 【令和３年度】 令和３年度末の医業未収金約 455 億円のうち約 438 億円については、保険者に係るもので、個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により法的手段の実施等状況に応じた回収に努めた結果、医業未収金比率は 0.59%と前中期目標期間の実績平均 0.81%に比較し 0.22 ポイントの改善となった。 【令和４年度】 医業未収金については、請求先が支払機関等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人に分けられるが、個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により法的手段の実施等状況に応じた回収に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は 0.56%と前中期目標期間の実績平均 0.81%に比較し 0.25 ポイントの改善となった。 ※令和４年度末の医業未収金約 511 億円のうち約 494 億円については、支払機関等に係るもので、請求後１～２か月後には支払われるものである。 （参 考）			
--	--	---	--	--	--	--	--

			年度別個人未収金内訳表	(単位：百万円)																																																												
			<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">支払機 関等</th><th colspan="4">個 人 未 収 金</th><th rowspan="2">合計</th><th rowspan="2">医療事業 収入</th></tr><tr><th>一般債権</th><th>貸倒懸念債 権及び破産 更生債権等</th><th>小 計</th><th>医業未収 金比率 (%)</th></tr><tr><td>元年度</td><td>44,027</td><td>1,137</td><td>920</td><td>2,057</td><td>0.70</td><td>46,084</td><td>295,063</td></tr><tr><td>2年度</td><td>45,444</td><td>1,193</td><td>853</td><td>2,046</td><td>0.72</td><td>47,490</td><td>285,075</td></tr><tr><td>3年度</td><td>43,779</td><td>1,033</td><td>685</td><td>1,718</td><td>0.59</td><td>45,490</td><td>293,499</td></tr><tr><td>① 4年度</td><td>49,436</td><td>990</td><td>692</td><td>1,682</td><td>0.56</td><td>51,118</td><td>302,513</td></tr><tr><td colspan="4">②前中期目標期間の実績平均</td><td>0.81</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="4">差 (①－②)</td><td>0.25</td><td colspan="2"></td></tr></table>	区 分				支払機 関等	個 人 未 収 金				合計	医療事業 収入	一般債権	貸倒懸念債 権及び破産 更生債権等	小 計	医業未収 金比率 (%)	元年度	44,027	1,137	920	2,057	0.70	46,084	295,063	2年度	45,444	1,193	853	2,046	0.72	47,490	285,075	3年度	43,779	1,033	685	1,718	0.59	45,490	293,499	① 4年度	49,436	990	692	1,682	0.56	51,118	302,513	②前中期目標期間の実績平均				0.81			差 (①－②)				0.25		
			区 分						支払機 関等	個 人 未 収 金					合計	医療事業 収入																																																
				一般債権				貸倒懸念債 権及び破産 更生債権等		小 計	医業未収 金比率 (%)																																																					
			元年度	44,027				1,137	920	2,057	0.70	46,084	295,063																																																			
			2年度	45,444				1,193	853	2,046	0.72	47,490	285,075																																																			
			3年度	43,779				1,033	685	1,718	0.59	45,490	293,499																																																			
			① 4年度	49,436				990	692	1,682	0.56	51,118	302,513																																																			
			②前中期目標期間の実績平均					0.81																																																								
			差 (①－②)					0.25																																																								
4 保有資産の見直し	4 保有資産の見直し	・保有資産について、有効利用可能性、効果的な処分等といった観点に沿って、その保有する必要性について不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行っているか。	4 保有資産の見直し	保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時検討するとともに、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。																																																												
(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。	(1) 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。		【令和元年度】 保有資産検討会議において、新潟労災病院職員宿舍（東雲宿舍）、新潟労災病院敷地の一部及び愛媛労災病院院長宿舍を処分可能な資産として新たに選定し、測量を実施し、登記・不動産鑑定評価の準備を進めた。																																																													
			【令和2年度】 12月18日開催の保有資産検討会議において、旭労災病院職員宿舍（桜ヶ丘宿舍A、B）、神戸労災病院職員宿舍（山手ヴィラ宿舍）、香川労災病院職員宿舍（院長宿舍、土器宿舍）、九州労災病院職員宿舍（A棟他6棟）及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舍（丸山宿舍）を処分可能な資産として新たに選定し、測量を実施し、登記・不動産鑑定評価の準備を進めた。																																																													
			【令和3年度】 12月17日開催の保有資産検討会議における新たな処分資産は選定されなかったものの、旭労災病院職員宿舍（桜ヶ丘宿舍A、B）については処分に係る厚生労働大臣の認可を受け、神戸労災病院職員宿舍（山手ヴィラ宿舍）、香川労災病院職員宿舍（院長宿舍、土器宿舍）、九州労災病院職員宿舍（A棟他6棟）及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舍（丸山宿舍）については、測量及び登記を実施し、売却に向けた準備を進めた。																																																													
			【令和4年度】 12月16日開催の保有資産検討会議において、新潟労災病院職員宿舍（五智宿舍）、旭労災病院職員宿舍（小幡宿舍）を処分可能な資産として新たに選定し、また、神戸労災病院職員宿舍（山手ヴィラ宿舍）、香川労災病院職員宿舍（院長宿舍、土器宿舍）、九州労災病院職員宿舍（A棟他6棟）及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舍（丸山宿舍）については処分に係る厚生労働大臣の認可を受け、売却に向けた準備を進めた。																																																													

	また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。 （２）特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。	また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年法律第 171 号。以下「機構法」という。）附則第 7 条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。 （２）特許権は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。 また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。	・保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第 48 条）の処分により生じた収入について、労災病院の増改築費用等への有効活用に努めているか。 ・特許権について、開放特許情報データベースへの登録等により、特許収入の拡大を図っているか。 ・特許権について、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図っているか。	【令和元年度】 労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、和歌山労災病院移転後跡地の一部、門司メディカルセンター職員宿舎（片上宿舎、大久保宿舎）、神戸労災病院職員宿舎（藤江宿舎）及び鹿島労災病院敷地（駐車場用地）の売却を実施し、売却により生じた収入を増改築基金に充当した。 【令和２年度】 労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、秋田労災病院職員宿舎（御坂宿舎、小館宿舎）、新潟労災病院敷地の一部及び関西労災病院職員宿舎（第二職員宿舎 a、b、c）の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。 【令和３年度】 労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、新潟労災病院職員宿舎（東雲宿舎）、愛媛労災病院職員宿舎（院長宿舎）及び秋田労災病院駐車場用地の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。 【令和４年度】 労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、旭労災病院職員宿舎（桜ヶ丘宿舎 A、桜ヶ丘宿舎 B）、和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、売却の一般競争入札を行ったが応札者が無く、また随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者が無く売却できなかったため、労災病院の増改築基金への充当は無かった。 ・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して判断を行っている。各年度の出願状況は下記のとおり。 【令和元年度】10 件 【令和２年度】7 件 【令和３年度】3 件 【令和４年度】過年度出願分 1 件認定 ・知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研のホームページにその名称、概要等を報告した。 ・安衛研内の会議において、特許権維持の是非について検討を行った。 【令和元年度】特許権の削減なし 【令和２年度】特許権の削減なし 【令和３年度】特許権を 1 件削除 【令和４年度】特許健全による消滅 3 件			
--	---	--	---	---	--	--	--

	5 予算（人件費の見積もりを含む。） 別紙2のとおり 6 収支計画 別紙3のとおり 7 資金計画 別紙4のとおり 第4 短期借入金の限度額 1 限度額 4632 百 万 円 （運営費交付金年間支出の12分の3を計上） 2 想定される理由 運営費交付金の受入の遅延による資金不足等 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 以下の財産処分を中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。 機構法附則第7条の規定に基づく資産である	・旧労災リハビリテーション愛知作業所について、愛知県と協議のうえ、返還に向けた手続を進めているか。	第4 短期借入金の限度額 【令和元年度】 労働安全衛生融資貸付債権に係る返済資金としての短期借入金は4百万円 【令和2～4年度】 実績なし 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 ○ 機構法附則第7条の規定に基づく資産 【令和元年度】 旧岩手労災病院職員宿舎については、新たに鑑定評価を実施し、国有財産評価基準を参考にした評価替の方法に変更することで最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月9日に売却を完了した。 【令和2～4年度】 対象なし			
--	--	--	--	--	--	--

	旧岩手労災病院職員宿舎については、売却により国庫納付を行う。 また、旧労災リハビリテーション愛知作業所については、建物等を解体し、土地を所有者に返還する。 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 中期目標期間の最終年度までに売却等が完了するよう努める。 秋田労災病院駐車場用地、秋田労災病院職員宿舎、福島労災病院現有地、鹿島労災病院駐車場用地、関西労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカ	○ 上記以外の資産 【令和元年度】 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、原状回復の方法について愛知県との協議及び土地の調査業務を進めた。 【令和2年度】 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、原状回復の方法について令和2年7月10日付けで愛知県と確認書を締結し、実施設計を行う等、返還に向けた手続を進めた。 【令和3年度】 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、令和4年度の解体工事開始に向け、愛知県及び瀬戸市に行政手続に係る届出をする等、土地の返還に向けた手続を進めた。 【令和4年度】 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、土地の所有者である愛知県と原状回復に関する実施設計について合意した旨覚書を締結し（令和4年7月13日付）、返還に向けた解体工事を開始した。 第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画				
	・中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産の処分に当たり、評価額の見直し等を行い、不動産媒介業者を活用するなど、売却等手続を進めているか。	【令和元年度】 ○ 秋田労災病院駐車場用地 - 再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ○ 秋田労災病院職員宿舎 - 御坂宿舎については、再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 - 小館宿舎については、測量・登記・不動産鑑定を実施し、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ○ 福島労災病院現有地 - いわき市との土地交換についての協議及び、交換予定地の敷地調査の準備を行った。 ○ 鹿島労災病院駐車場用地 - 神栖市からの取得要望に対して、協議が整ったため、12月に開催された神栖市議会での可決をもって令和元年12月24日付け土地売買契約を締結し、令和2年1月17日に売却を完了した。				

		ルセンター職員 宿舎		○ 関西労災病院職員宿舎 ・ 測量・登記・不動産鑑定を実施し、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ○ 神戸労災病院職員宿舎 ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月9日に売却を完了した。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 ・ 市道計画用地については、和歌山市からの取得要望に対して、協議が整ったため令和元年7月16日に売却を完了した。 ・ 職員駐車場の一部については、市道計画用地の工事完了後に処分について進めることとした。 ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎 ・ 片上町宿舎については、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月9日に売却を完了した。 ・ 大久保宿舎については、再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和元年8月6日に売却を完了した。 【令和2年度】 ○ 秋田労災病院駐車場用地 ・ 再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 ○ 秋田労災病院職員宿舎 ・ 御坂宿舎については、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和2年6月19日に売却を完了した。 ・ 小館宿舎については、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和2年6月19日に売却を完了した。 ○ 福島労災病院現有地 ・ いわき市との土地交換について、協議を行った。 ○ 関西労災病院職員宿舎 ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和2年12月11日に売却を完了した。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 ・ 職員駐車場工事完了後、売却に向けて分筆・測量・登記・不動産鑑定を実施した。 【令和3年度】 ○ 秋田労災病院駐車場用地 ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、			
--	--	---------------	--	---	--	--	--

		第 7 剰余金の 使 途 本中期目標期 間中に生じた剰 余 金 について は、労災病院に おいては施設・ 設備の整備、そ の他の業務にお いては労働者の 健康の保持増進 に関する業務や 調査及び研究並 びにその成果の 普及の充実に充 当する。 第 8 その他主 務省令で定める 業務運営に関す	・ 労災病院にお ける施設・設備 の整備、その他 の業務について、労働者の健康の保持増進に 関する業務や調 査及び研究並び にその成果の普 及の充実に充当 しているか。	令和 3 年 11 月 30 日に売却を完了した。 ○ 福島労災病院現有地 ・ いわき市との土地交換について、協議を行った。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行った が応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。 【令和 4 年度】 ○ 福島労災病院現有地 ・ いわき市との土地交換について、協議を行った。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 ・ 最低売却価格の見直しを行った上、一般競争入札を行ったが応札者が無かったため、随意 契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がな かった。改めて、最低売却価格の見直しを行い、一般競争入札の公告を行った。 (参考) 過年度に処分が完了した財産 ○ 秋田労災病院駐車場用地 (令和 3 年 11 月) ○ 秋田労災病院職員宿舎 (令和 2 年 6 月) ○ 鹿島労災病院駐車場用地 (令和 2 年 1 月) ○ 関西労災病院職員宿舎 (令和 2 年 12 月) ○ 神戸労災病院職員宿舎 (令和元年 8 月) ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎 (令和元年 8 月) 第 7 剰余金の使途 【令和元年度～4 年度】 充当すべき剰余金は生じていない。 第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
--	--	---	---	--	--	--	--

		る事項 1 人事に関する計画 運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。 ア 施設名 北海道せき損センター、大阪労災病院治療就労両立支援セン	・運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員について、職員数の適正化を図っているか。 ・山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行っているか。 ・北海道せき損センター、安衛研について施設整備費補助金に	1 人事に関する計画 機構職員が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。 2 施設・設備に関する計画 (1) 労災病院に係る計画 〔整備を完了した施設〕 - 令和2年度 旭労災病院（令和2年7月） 〔引き続き整備を進める施設〕 大阪労災病院（令和6年12月完了予定）、山陰労災病院（令和7年7月完了予定） 〔施設整備の検討を行った施設〕 北海道中央労災病院、福島労災病院 (2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設については、施設整備費補助金により施設整備を行った。 ア 施設名 【令和元年度】 - 労働安全衛生総合研究所（令和2年3月完了） - 上記以外の施設については、屋上防水、空調設備等の改修工事を実施			
--	--	---	--	---	--	--	--

	ター、安衛研 <
--	---

		4 積立金の処 分に関する事項 積立金は、厚 生労働大臣の承 認するところ により、将来の資 金決済の生じな い費用に充て る。	・積立金は、将来 の資金決済の生 じない費用に充 てているか。	4 積立金の処分に関する事項 【令和元～4年度】 積立金は、資金決済の生じない費用に充当した。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報						
〔目的積立金等の状況〕						
		令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金		37,656	26,687	20,677	15,726	
目的積立金		—	—	—	—	
積立金		—	—	31,696	58,145	
	うち経営努力認定相当額	—	—	—	—	
その他の積立金等		—	—	—	—	
運営費交付金債務		342	1,497	2,097	1,992	
当期の運営費交付金交付額(a)		10,195	11,232	12,023	11,221	
	うち年度末残高(b)	203	1,451	1,047	359	
当期運営費交付金残存率 (b÷a)		2.0	12.9	8.7	3.2	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー ０４５５－０７、０４５５－０８

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	研修の有益度（計画値）	有益度調査において全研修平均で 85％以上	—	85.0％	85.0％	85.0％	85.0％		
	研修の有益度（実績値）	—	89.5％	90.2％	90.3％	92.0％	92.7％		
	達成度	—	—	106.1％	106.2％	108.2％	109.1％		
	労災看護専門学校生の国家試験合格率（計画値）	全国平均以上の看護師国家試験合格率	—	89.2％	90.4％	91.3％	90.8％		
	労災看護専門学校生の国家試験合格率（実績値）	—	98.9％	98.4％	98.8％	99.0％	99.0％		
	達成度	—	—	110.3％	109.3％	108.4％	109.0％		
	破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（計画値）	弁済計画に基づいた年度回収目標額	—	6	16	—	—		
	破産更生債権を除いた債権の回収額（百万円）（実績値）	—	16	11	30	—	—		
	達成度	—	—	183.3％	187.5％	—	—		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	＜主な定量的指標＞ ・研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効果的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。 ・破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。 ・労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とす	第9 その他業務運営に関する重要事項		＜評価と根拠＞ 評価：B ・人事に関する事項における研修の有益度については、目的に応じた形態（集合あるいは電子（WEB）会議システムを活用した形式）により実施し、心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）、研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備の促進、電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた結	評価 B ＜評価に至った理由＞ 人事に関する事項の研修について、集合形式または電子（WEB）会議システムを活用した形式により実施し、全研修平均の有益度（目標毎年度85%以上）は令和元年度から令和4年度の各年度において目標を達成しており、評価できる。 看護師の養成については、労災看護専門学生の国家試験合格率として、令和元年度から令和4年度の各年度において目標である全国平均を上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献している。 研究員の資質・能力等の向上を図るために行っている海外研究員派遣制度について、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限により、実施を見合わせたものもあったが、令和5年度からは積極的に実施するよ	評価 ＜評価に至った理由＞ ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞

	通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。 1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。 また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。 （2）優秀な研究員の確保・育成 研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。 また、任期の定めのない研究	1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。 また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。 （2）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業	る。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・機構の業務運営に見合った人材の採用に努めているか。 ・適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施しているか。 ・研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者は、任期を付さ	1 人事に関する事項 （1）能動的な人事管理 【令和元～4年度】 病院経営に係る知識や能力分析を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能を強化するため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を設けており、対象となる職員の採用に努めた。 研究員の業績評価として、以下の取組を行った。 ・部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰。 （2）優秀な研究員の確保・育成 ア 研究員の採用 ・新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募を行っている。 ・新規研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用している。 ・採用後は、それまでの研究成果等を評価し、任期を付さない研究員として登用している。 各年度、任期を付さない研究員として下記のとおり登用した。また、次年度に向けて、任期付研究員に係る研究業績評価を実施した結果、優秀な研究員との判断がなされた研究員の雇用を継続した。	果、有益度は92.7%となり、計画値85%のところ109.1%の達成度であった。 ・労災看護専門学校の国家試験合格者について、毎年度全国平均を上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。 ・情報セキュリティ対策の推進について、全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（累計969回、年平均242回）を発出、情報セキュリティインシデント訓練の実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を累計85施設（年平均21施設）に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図	う、引き続き体制整備を行っている。将来の優秀な医師の確保を目的として、病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を病院ホームページに掲載する等、各労災病院の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。また、独立行政法人国立病院機構との相互研修においても新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として電子（WEB）会議システムを活用して実施することで、研修開催の効率化、参加機会の増加に努めた。 障害者雇用の実施について、各施設に「障害者雇用サポートマニュアル」を配布したほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼し、障害者雇用	
--	--	---	--	--	--	--	--

	員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。 研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。	績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。 イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。 ウ 女性や障害者がその能力を発揮できる研究環境の整備に努める。 エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。	ない研究員として登用しているか。 ・上記によらず、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用しているか。 ・育児休業等の各種制度を活用し、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めているか。 ・障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努めているか。 ・研究員について、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置を行っているか。	【令和元年度】2人登用、2人継続 【令和2年度】2人登用、1人継続 【令和3年度】1人登用、4人継続 【令和4年度】4人登用、4人継続 イ 優秀な研究員の確保 任期を付さない研究員を採用する場合は、研究実績・経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。※令和元年度～4年度の採用実績は無い。 ウ 研究環境の整備 - フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、育児・介護休業制度等を活用し、研究と両立ができるような環境整備に努めた。 - 採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子を使用する研究員に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、障害のある研究員がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努めた。 エ 研究業績評価等 研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性等を考慮し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）等の多面的な業績評価に基づき、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループに捉われない柔軟な配置を行った。	った。 ＜課題と対応＞ －	の更なる促進と定着に向けて取り組んだ結果、障害者雇用率は、令和元年度から令和4年度の各年度において法定雇用率（2.6%）を上回っており、評価できる。 情報セキュリティ対策については、情報セキュリティに係る注意喚起文を発出するとともに、訓練の実施、監査及び指導を行っており、令和元年度から令和4年度にかけて重大な情報セキュリティインシデントは未発生である。 以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標の達成が見込まれることから、評定をBとした。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ ＜その他事項＞	
--	--	---	--	---	------------------------------------	---	--

	オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。	・若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。	オ 研究員の海外派遣制度の活用等 ・ 新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資金の獲得方法等を指導した。 ・ 研究員の受入れ・国内外の派遣については、下記のとおり。 【令和元年度】 ・ 研究員の資質・能力の向上等を図るため、在外研究員派遣制度を活用し、1人の職員をフィンランド労働衛生研究所（Finnish Institute of occupational Health）へ派遣した。 ・ 令和2年度に当該制度による派遣を実施する職員を選考するため、12月に在外研究員派遣面接審査を実施した。 【令和2～4年度】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限があり実施を見合わせたものもあったが、来年度の実施に向けて来年度の実施に向けて新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたルールを検討するなど、引き続き体制整備を行っている。			
	カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。	・労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施しているか。	カ 研究職員のスキル向上の取組等 ・ 各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。 ・ 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、職災学会のなかに当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度は誌上開催、令和3、4年度はオンライン開催）。			
	（3）医療従事者の確保	（3）医療従事者の確保	（3）医療従事者の確保			
	ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。	ア 優秀な医師の育成等	ア 優秀な医師の育成等			
	また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師	勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる医師の育成に積	・勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした研修を、電子（WEB）会議システム等を利用して、職員が研修	【令和元年度】 「全国労災病院臨床研修指導医講習会」の実施により、研修医に対する適切な指導体制の確保に努めるとともに、治療と仕事の両立支援を始め、労災疾病研究などの勤労者医療の内容を盛り込んだ研修を実施することで、勤労者医療に関する理解の向上に努め、勤労者医療を実践できる優秀な医師の育成に取り組んだ。 講習会は、令和元年度は1回目を6月、2回目を1月に開催し、他職種との連携強化を目的として医師63人以外に各病院で初期臨床研修医の評価を担当している看護職10人及び薬剤師10人が受講した。開催に当たっては、受講生の理解度をより高めるとともに、より魅力ある講義内容とすべく、講習会の世話人である労災病院医師17人（副院長3人、部長12人、副部長1人、医師1人）が事前の世話人会において、前回のアンケート結果等を踏まえてプログラムを一部変更した。また、前回に引き続きグループワークにチームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れた結果、引き続き高		

	等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。 さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。	極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。	に参加しやすい体制を整えているか。 ・臨床研修指導医講習会に医師以外の職種も参加しているか。 ・多職種との連携及び協働を実践できる初期臨床研修医研修プログラムを策定しているか。	い理解度を達成することができた。 初期臨床研修医研修は、 ①労働者健康安全機構及び労災病院に関する理解を深める。 ②勤労者医療の理解を深める。 ③労災病院の研修医としての一体感を深める。 ことを目的に、開催している。令和元年度は、11月に開催し、研修医75人が受講した。 【令和2年度】 臨床研修指導医講習会については、当面の指導医数が確保出来ているため、新型コロナウイルス感染症の対応を優先し、令和2年度は実施を見送った。 初期臨床研修医研修については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に電子（WEB）会議システムを活用した形式にて令和2年11月に開催し、研修医74人が受講した。 【令和3年度】 「全国労災病院臨床研修指導医講習会」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送っていたが、令和3年度はプログラムに盛り込むべきグループワークを電子（WEB）会議システム上で効果的に実施する方法を検討し、1回目を6月に、2回目を1月に開催し、合わせて医師91名、各病院で初期臨床研修医の評価を担う看護師10名、薬剤師10名が受講した。 研修内容としては、治療と仕事の両立支援を始めとする労災疾病研究などの勤労者医療についてのプログラムを実施することで、勤労者医療に理解を深めた指導医の育成に努めた。また、より魅力あるプログラムとするため、講習会の世話人である労災病院の医師22名と議論し、グループワークに多職種チームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れることで、優秀な指導医の育成に努めた。 「初期臨床研修医研修」については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に電子（WEB）会議システムにて11月に開催し、初期臨床研修医78名が受講した。 【令和4年度】 「全国労災病院臨床研修指導医講習会」については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送っていたが、令和3年度以降はプログラムに盛り込むべきグループワークを電子（WEB）会議システム上で効果的に実施する方法を検討し、1回目を6月に、2回目を1月に開催し、合わせて医師90名、各病院で初期臨床研修医の評価を担う看護師13名、薬剤師9名が受講した。 研修内容としては、治療と仕事の両立支援を始めとする労災疾病研究などの勤労者医療についてのプログラムを実施することで、勤労者医療に理解を深めた指導医の育成に努めた。また、より魅力あるプログラムとするため、講習会の世話人である労災病院の医師23名と議論し、グループワークに多職種チームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れることで、優秀な指導医の育成に努めた。 「初期臨床研修医研修」については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に電子（WEB）会議システムにて11月に開催し、初期臨床研修医84名が受講した。			
--	---	------------------------------------	--	---	--	--	--

			受講者数推移 臨床研修指導医講習会（年２回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>医師</td><td>63 名</td><td rowspan="2">未実施</td><td>91 名</td><td>90 名</td></tr><tr><td>医師以外</td><td>21 名</td><td>20 名</td><td>22 名</td></tr></table> （令和元年度は集合、令和３・４年度はWEB開催） 初期臨床研修医研修（年１回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>初期臨床 研修医</td><td>75 名</td><td>74 名</td><td>78 名</td><td>84 名</td></tr></table> （令和元年度は集合、令和２～４年度はWEB開催） 受講者の理解度推移（アンケート結果より） 臨床研修指導医講習会（年２回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>理解度</td><td>98.7%</td><td>未実施</td><td>94.2%</td><td>88.8%</td></tr></table> （令和元年度は集合、令和３・４年度はWEB開催） 初期臨床研修医研修（年１回開催） <table><tr><td></td><td>令和元年度</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td></tr><tr><td>理解度</td><td>89.0%</td><td>94.4%</td><td>93.0%</td><td>90.2%</td></tr></table> （令和元年度は集合、令和２～４年度はWEB開催） イ 臨床研修医及び専攻医の確保 若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医） ・病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）を確保に努めているか。		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	医師	63 名	未実施	91 名	90 名	医師以外	21 名	20 名	22 名		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	初期臨床 研修医	75 名	74 名	78 名	84 名		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	理解度	98.7%	未実施	94.2%	88.8%		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	理解度	89.0%	94.4%	93.0%	90.2%				
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																															
医師	63 名	未実施	91 名	90 名																																															
医師以外	21 名		20 名	22 名																																															
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																															
初期臨床 研修医	75 名	74 名	78 名	84 名																																															
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																															
理解度	98.7%	未実施	94.2%	88.8%																																															
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度																																															
理解度	89.0%	94.4%	93.0%	90.2%																																															

	の確保に努める。 ウ 医師等の働きやすい環境の整備 医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。 エ 人材交流の推進等 機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に実施する。	・院内保育体制の充実や医師短時間勤務制度の弾力的な運用等により医師等の働きやすい環境の整備に努めているか。 ・医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進めているか。 ・派遣交流制度を活用し、施設間の人事交流を推進しているか。 ・国病機構との研修の相互参加を実施しているか。	また、労災病院で初期臨床研修を修了した医師の中から、引き続き自院で勤務する医師を確保するなど、優秀な医師の確保に努めた。 初期臨床研修修了後、引き続き自院で勤務する医師数（各年度4月1日） <table><tr><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>21人</td><td>16人</td><td>15人</td><td>21人</td></tr></table> 新専門医制度への対応については、各病院において、研修プログラムの作成などを検討した8領域で15施設が基幹施設となるなど、専攻医確保に努め、多くの専攻医を確保することができた。 ウ 医師等の働きやすい環境の整備 女性医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、平成31年4月から育児のための医師短時間勤務制度の適用となる勤務時間をこれまでの1日6時間以上から週20時間以上に緩和することにより、医師が希望する勤務時間での就労が可能となるなど、より柔軟な働き方を選択できる制度に改めた。さらに、現場からの要望等を踏まえ、令和4年度から当該制度の対象を薬剤師に拡大した。加えて、医師の業務負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進するとともに、積極的な活用を行った。 （参考） 医師短時間勤務制度利用者 <table><tr><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>13人</td><td>23人</td><td>29人</td><td>22人</td></tr></table> ※令和4年度については2人の薬剤師が利用 院内保育所 22施設（令和4年度） エ 人材交流の推進等 【令和元年度】 柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。 国立病院機構との研修を相互活用し、必要な研修を双方で開催するなど、研修開催の効率化、参加機会の増加など、効果的に取り組んだ結果、当機構の5研修に国立病院機構から44人が参加、国立病院機構の10研修に当機構から29人が参加した。 【令和2年度】 柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	21人	16人	15人	21人	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	13人	23人	29人	22人			
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																			
21人	16人	15人	21人																			
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
13人	23人	29人	22人																			

			国立病院機構との研修を相互活用し、必要な研修を双方で開催するなど、研修開催の効率化、参加機会の増加など、効果的に取り組んだ結果、当機構の４研修に国立病院機構から76人が参加、国立病院機構の２研修に当機構から８人が参加した。 なお、令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年10月以降に電子（WEB）会議システムを活用した形式にて実施した。 【令和３年度】 柔軟な人事交流のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。令和３年度は派遣交流制度により14人、転任推進制度により33人の人事交流が行われた。 ・ 国立病院機構との相互研修においても新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として電子（WEB）会議システムを活用して実施し、当機構の６研修に国立病院機構から179人が参加、国立病院機構の８研修に当機構から131人参加と大幅に受講者数が増加した。受講者からは移動がなく遠方からでも参加しやすかったとする意見が複数あった。 【令和４年度】 ・ 国立病院機構との相互研修においても新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として電子（WEB）会議システムを活用して実施し、当機構の８研修に国立病院機構から192人が参加、国立病院機構の10研修に当機構から155人が参加し、受講者数が増加した。受講者からは移動がなく遠方からでも参加しやすかったとする意見が複数あった。 研修数、受講者数推移 <table><tr><th rowspan="2">機構名 （派遣元→派遣先）</th><th colspan="2">令和元年度</th><th colspan="2">令和２年度</th><th colspan="2">令和３年度</th><th colspan="2">令和４年度</th></tr><tr><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th><th>研修数</th><th>受講者数</th></tr><tr><td>労安（国→労）</td><td>5</td><td>44</td><td>4</td><td>76</td><td>6</td><td>179</td><td>8</td><td>192</td></tr><tr><td>国病（労→国）</td><td>10</td><td>29</td><td>2</td><td>8</td><td>8</td><td>131</td><td>10</td><td>155</td></tr></table> 柔軟な人事交流のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。 オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成 【令和元～４年度共通】 医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているため、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の計画的な育成に努めた。 その結果、専門・認定看護師の有資格者は徐々に増加傾向にあり、令和４年度時点においては、専門看護師９分野27名、認定看護師Ａ課程19分野及びＢ課程９分野で364人の有資格者を確保した。	機構名 （派遣元→派遣先）	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	労安（国→労）	5	44	4	76	6	179	8	192	国病（労→国）	10	29	2	8	8	131	10	155			
機構名 （派遣元→派遣先）	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度																																		
	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数	研修数	受講者数																																	
労安（国→労）	5	44	4	76	6	179	8	192																																	
国病（労→国）	10	29	2	8	8	131	10	155																																	

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

看護師については、患者・家族に良質で効率的な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を果たすとともに

・より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努めているか。

オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成

【令和元～４年度共通】

医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているため、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の計画的な育成に努めた。

その結果、専門・認定看護師の有資格者は徐々に増加傾向にあり、令和４年度時点においては、専門看護師９分野27名、認定看護師Ａ課程19分野及びＢ課程９分野で364人の有資格者を確保した。

	に、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。 加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。 カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向上を図る。	・治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めているか。 ・研修内容について、アンケート調査等の検証結果を踏まえ、グループワークの積極的活用等より、研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得ているか。 ・多職種との協働等が実践できるための研修内	有資格者数（各年度 4 月 1 日時点） <table><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th></tr><tr><td>専門看護師</td><td>22 人</td><td>23 人</td><td>25 人</td><td>27 人</td></tr><tr><td>認定看護師</td><td>346 人</td><td>368 人</td><td>363 人</td><td>364 人</td></tr></table> 当機構は平成31年 2 月21日付けで「看護師特定行為研修指定研修機関」として指定された。 看護師特定行為研修の指定研修機関となったことから、令和元年度より特定行為研修を開始し、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めた。研修開始初年度は研修実施施設が13施設、実施区分が 8 区分18行為であったが、年々研修実施施設及び実施区分・行為は増加し、令和 4 年度現在は研修実施施設が24施設、実施区分が16区分28行為となっている。 さらに、令和 3 年度より領域別パッケージ研修実施の認定を受け、令和 4 年度現在では「術中麻酔管理領域」について領域別パッケージ研修を実施している。令和 5 年度は「集中治療領域」、「外科系基本領域」の 2 領域についても研修を開始する予定としている。 その結果、当機構での特定行為研修修了者は増加傾向にあり、外部機関での研修修了者を含めると、令和 4 年度末時点において232人の特定行為研修修了者（診療看護師含む。）を確保している。 研修修了延べ人数（各年度） <table><tr><th></th><th>令和元年度</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th></tr><tr><td>当機構主催</td><td>32 人</td><td>49 人</td><td>63 人</td><td>45 人</td></tr><tr><td>外部機関主催</td><td>14 人</td><td>4 人</td><td>6 人</td><td>9 人</td></tr></table> カ 各職種の研修プログラムの検証・充実 【令和元年度】 令和元年度の本部集合研修は、26研修を実施し、1,313人が受講した。 本部主催各種職員研修の実施状況（元年度） （実施研修数：26 研修、参加者数：1,313 人） <table><tr><th>職 種</th><th>実施研修数</th><th>研修名</th></tr><tr><td>医 師</td><td>3 研修</td><td>指導医講習会（年間 2 回）、初期臨床研修医</td></tr><tr><td>事務職</td><td>5 研修</td><td>事務局長、新規採用者、採用後 3 年目他</td></tr><tr><td>看護職</td><td>6 研修</td><td>中堅看護師（3 回実施）、管理者 I、継続教育担当者他</td></tr><tr><td>医療職</td><td>5 研修</td><td>栄養士、中央リハ部長、診療放射線技師、医療職中堅他</td></tr><tr><td>共 通</td><td>7 研修</td><td>新任管理職、安全対策、管理職 2 年目他</td></tr></table> ・ 令和元年度は、アンケート等を基に研修プログラムを見直し、次のとおり実施した。 （ア） 指導医講習会について、医師の働き方改革への対応として、これまでの金、土、日曜日の開催から木、金、土曜日の開催へと変更した。		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	専門看護師	22 人	23 人	25 人	27 人	認定看護師	346 人	368 人	363 人	364 人		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	当機構主催	32 人	49 人	63 人	45 人	外部機関主催	14 人	4 人	6 人	9 人	職 種	実施研修数	研修名	医 師	3 研修	指導医講習会（年間 2 回）、初期臨床研修医	事務職	5 研修	事務局長、新規採用者、採用後 3 年目他	看護職	6 研修	中堅看護師（3 回実施）、管理者 I、継続教育担当者他	医療職	5 研修	栄養士、中央リハ部長、診療放射線技師、医療職中堅他	共 通	7 研修	新任管理職、安全対策、管理職 2 年目他			
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																																																		
専門看護師	22 人	23 人	25 人	27 人																																																		
認定看護師	346 人	368 人	363 人	364 人																																																		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度																																																		
当機構主催	32 人	49 人	63 人	45 人																																																		
外部機関主催	14 人	4 人	6 人	9 人																																																		
職 種	実施研修数	研修名																																																				
医 師	3 研修	指導医講習会（年間 2 回）、初期臨床研修医																																																				
事務職	5 研修	事務局長、新規採用者、採用後 3 年目他																																																				
看護職	6 研修	中堅看護師（3 回実施）、管理者 I、継続教育担当者他																																																				
医療職	5 研修	栄養士、中央リハ部長、診療放射線技師、医療職中堅他																																																				
共 通	7 研修	新任管理職、安全対策、管理職 2 年目他																																																				

		容を充実させることにより、職員の資質向上を図っているか。 ・研修において、勤労者医療の意義等について説明し、勤労者医療についての受講者の理解を深めているか。	(イ) 指導医講習会について、令和２年度から始まる新たな臨床研修プログラムに対応するため、講義内容として「短期間の研修でも使える研修医指導のコツ」を取り入れた。 (ウ) 管理職２年目研修について、働き方改革への対応として、法改正を中心にした講義とグループワーク「時間外上限規制への対応」をそれぞれ実施した。 (エ) 採用後３年目事務研修について、ロールモデルとなる上級事務職員の講義を加えた。 (オ) 事務職員の採用後２年目通信研修について、他の事務職集合研修に組み込むこととして研修の効率化を図った。 (カ) 病院経営の基本的姿勢や考え方について十分な理解を得ることを目的とした外部研修「経営のできる大学病院幹部養成プログラム」に、本部課長以上の者から２人を選抜し派遣した。 令和元年度有益度調査実績 90.2%【達成度 106.1%】 有益度調査 <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>元年度</td></tr><tr><td>89.5%</td><td>90.2%</td></tr></table> ・ 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。 【令和２年度】 ・ 本部主催研修は17研修を実施し、1,166人が受講した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって、当初予定していた９研修は中止とし、17研修について電子（WEB）会議システムを活用した形式によって実施した。 本部主催各種職員研修の実施状況（令和２年度） （実施研修数：17研修、参加者数：1,166人） <table><tr><td>職 種</td><td>実施研修数</td><td>研修名</td></tr><tr><td>医 師</td><td>1 研修</td><td>初期臨床研修医</td></tr><tr><td>事務職</td><td>4 研修</td><td>新規採用者、採用後３年目他</td></tr><tr><td>看護職</td><td>2 研修</td><td>管理者Ⅰ、継続教育担当者他</td></tr><tr><td>医療職</td><td>4 研修</td><td>中央放射線部長、臨床検査技師、理学療法士・作業療法士、医療職中堅他</td></tr><tr><td>共 通</td><td>6 研修</td><td>新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職２年目他</td></tr></table> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法や業務負担等を見直し、次のとおり実施した。 (ア) 予定していた集合研修で中止したものもあったが、電子（WEB）会議システムを活用した形式によって研修を開催した。電子（WEB）会議システムのノウハウを習得することで、従来集合形式で実施していたグループワークについて、電子（WEB）会議システムを活用した研修においても実施できるようにする等、相互にコミュニケーションが取れるような研修内容とし、研修満足度を高めることを図った。	平成 30 年度	元年度	89.5%	90.2%	職 種	実施研修数	研修名	医 師	1 研修	初期臨床研修医	事務職	4 研修	新規採用者、採用後３年目他	看護職	2 研修	管理者Ⅰ、継続教育担当者他	医療職	4 研修	中央放射線部長、臨床検査技師、理学療法士・作業療法士、医療職中堅他	共 通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職２年目他			
平成 30 年度	元年度																											
89.5%	90.2%																											
職 種	実施研修数	研修名																										
医 師	1 研修	初期臨床研修医																										
事務職	4 研修	新規採用者、採用後３年目他																										
看護職	2 研修	管理者Ⅰ、継続教育担当者他																										
医療職	4 研修	中央放射線部長、臨床検査技師、理学療法士・作業療法士、医療職中堅他																										
共 通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職２年目他																										

		(イ) 研修受講後に提出を求めている「実践行動計画書」について、目標達成までの行動期間を6ヶ月から3ヶ月へと短縮し、短期集中的に行動できる形へ変更した。 (ウ) 研修受講後の「アンケート」の提出について、PC端末やスマートフォンから回答することが出来るWEBアンケート形式へと変更し、個人情報の保護に努めるとともに、施設におけるメール送付業務及び本部におけるアンケート集計業務の負担を軽減した。 (エ) 新規採用事務職員研修について、電子（WEB）会議システムを活用した研修だけでは同期職員との繋がりや先輩職員への相談等が困難であるため、「プロフィール及び先輩職員へのお仕事悩み相談」という形で新規採用職員へ冊子を配付し同期の情報等を共有してもらうことで研修内容を補った。 令和2年度有益度調査実績90.3%【達成度106.2%】 有益度調査 <table><tr><td>元年度</td><td>2年度</td></tr><tr><td>90.2%</td><td>90.3%</td></tr></table> ・ 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。 【令和3年度】 ・ 令和3年度の本部主催研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、27 研修全てを電子（WEB）会議システムを活用して実施した。 本部主催研修の実施状況（令和3年度） （実施研修数：27 研修、参加者数：1,794 人） <table><tr><td>職 種</td><td>実施研修数</td><td>研修名</td></tr><tr><td>医 師</td><td>3 研修</td><td>指導医講習会（年間2回）、初期臨床研修医</td></tr><tr><td>事務職</td><td>5 研修</td><td>事務局長、新規採用者、採用後3年目他</td></tr><tr><td>看護職</td><td>7 研修</td><td>管理者Ⅰ、継続教育担当者他</td></tr><tr><td>医療職</td><td>6 研修</td><td>中央検査部長、栄養管理室長、薬剤師、診療放射線技師、言語聴覚士・MSW、医療職中堅他</td></tr><tr><td>共 通</td><td>6 研修</td><td>新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他</td></tr></table> ・ 令和3年度は、電子（WEB）会議システムによる研修に合わせて以下の取組を行った。 (ア) 心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）した。 (イ) 研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備を促進した。 (ウ) 電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するよう	元年度	2年度	90.2%	90.3%	職 種	実施研修数	研修名	医 師	3 研修	指導医講習会（年間2回）、初期臨床研修医	事務職	5 研修	事務局長、新規採用者、採用後3年目他	看護職	7 研修	管理者Ⅰ、継続教育担当者他	医療職	6 研修	中央検査部長、栄養管理室長、薬剤師、診療放射線技師、言語聴覚士・MSW、医療職中堅他	共 通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他			
元年度	2年度																										
90.2%	90.3%																										
職 種	実施研修数	研修名																									
医 師	3 研修	指導医講習会（年間2回）、初期臨床研修医																									
事務職	5 研修	事務局長、新規採用者、採用後3年目他																									
看護職	7 研修	管理者Ⅰ、継続教育担当者他																									
医療職	6 研修	中央検査部長、栄養管理室長、薬剤師、診療放射線技師、言語聴覚士・MSW、医療職中堅他																									
共 通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他																									

			な設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。 令和３年度有益度調査　実績 92.0%【達成度 108.2%】 有益度調査 <table><tr><td>年度</td><td>元年度</td><td>２年度</td><td>３年度</td></tr><tr><td>有益度</td><td>90.2%</td><td>90.3%</td><td>92.0%</td></tr></table> - 今後、受講者同士が実際に会って行うコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを重視したい研修については、目的に応じ集合あるいは電子（WEB）会議室システムによる方式とするか、開催形態を検討している。 - 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。 【令和４年度】 - 令和４年度の本部主催研修は、新型コロナウイルス感染症の影響のもとでも、引き続き電子（WEB）会議システムを活用して 27 研修を開催し、また感染対策に留意して３研修を集合にて開催し、当初計画した主催研修 30 研修全てを実施することができた。 本部主催研修の実施状況（令和４年度） （実施研修数：30 研修、参加者数：1,897 人） <table><tr><td>職　種</td><td>実施研修数</td><td>研修名</td></tr><tr><td>医　師</td><td>３研修</td><td>指導医講習会（年間２回）、初期臨床研修医</td></tr><tr><td>事務職</td><td>６研修</td><td>新規採用者、採用後３年目、中堅事務職員他</td></tr><tr><td>看護職</td><td>８研修</td><td>中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他</td></tr><tr><td>医療職</td><td>７研修</td><td>中央リハ部長、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士・作業療法士、医療職中堅他</td></tr><tr><td>共　通</td><td>６研修</td><td>新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職２年目他</td></tr></table> - 令和４年度も引き続き、電子（WEB）会議システムによる研修に合わせて以下の取組を行った。 （ア）　心身への疲労感の軽減に配慮（途中休憩等）した。 （イ）　研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備を促進した。 （ウ）　電子（WEB）会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにおいては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するような設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。	年度	元年度	２年度	３年度	有益度	90.2%	90.3%	92.0%	職　種	実施研修数	研修名	医　師	３研修	指導医講習会（年間２回）、初期臨床研修医	事務職	６研修	新規採用者、採用後３年目、中堅事務職員他	看護職	８研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他	医療職	７研修	中央リハ部長、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士・作業療法士、医療職中堅他	共　通	６研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職２年目他			
年度	元年度	２年度	３年度																													
有益度	90.2%	90.3%	92.0%																													
職　種	実施研修数	研修名																														
医　師	３研修	指導医講習会（年間２回）、初期臨床研修医																														
事務職	６研修	新規採用者、採用後３年目、中堅事務職員他																														
看護職	８研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他																														
医療職	７研修	中央リハ部長、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士・作業療法士、医療職中堅他																														
共　通	６研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職２年目他																														

			令和4年度有益度調査　実績 92.7%【達成度 109.1%】 有益度調査 <table><tr><td>年度</td><td>元年度</td><td>2年度</td><td>3年度</td><td>4年度</td></tr><tr><td>有益度</td><td>90.2%</td><td>90.3%</td><td>92.0%</td><td>92.7%</td></tr></table> ・ 受講者同士が実際に会って行うコミュニケーション及びコネクションによって連帯感を持つことを重視したい研修については、目的に応じ集合あるいは電子（WEB）会議室システムによる方式とするか開催形態を検討した結果、3研修を集合にて実施した。 ・ 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	有益度	90.2%	90.3%	92.0%	92.7%								
年度	元年度	2年度	3年度	4年度																	
有益度	90.2%	90.3%	92.0%	92.7%																	
イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。	キ 専門性を有する看護師の養成	勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とともに、労働者の健康を取り巻く現状、治療と就労の両立支援に関するカリキュラムを充実することで、勤労者医療の専門的知識・技術を有する優秀な看護師を養成する。 ・ 職業に起因する疾病等の内容含むカリキュラムを充実させ、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行っているか。 ・ 労災病院において臨地実習を	キ 専門性を有する看護師の養成 労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。 労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率 <table><tr><td>区分</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td></tr><tr><td>労災看学</td><td>98.4%</td><td>98.8%</td><td>99.0%</td><td>99.0%</td></tr><tr><td>全国平均※</td><td>89.2%</td><td>90.4%</td><td>91.3%</td><td>90.8%</td></tr></table> ※出典：厚生労働省発表「国家試験合格発表」 【令和元～4年度共通】 看護師国家試験不合格者が生じた場合には以下のフォローアップを行った。その結果、令和元年度から4年度までの試験において延べ7名が合格した。 ・ 各校において国家試験担当教員を配置し、合格するまでサポートを受けられる体制を整えた。 ・ 模擬試験結果の把握や予備校への出席状況の把握を行い、電子（WEB）会議システムや看護学校での面談及び指導を実施した。 ・ 労災病院にて看護助手として就業可能とし、さらなる看護知識の定着を図った。 勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。 （ア）勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。 ・ 勤労者医療概論、メンタルヘルス、両立支援及び災害看護等の特色ある授業の実施。 ・ 基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。 ・ 治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。 （イ）勤労者医療を実践している近接する12の労災病院との連携により、臨地実習を継続的に実施した。また、新型コロナウイルスが流行していた期間においても、労災病院の協力の下、	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	労災看学	98.4%	98.8%	99.0%	99.0%	全国平均※	89.2%	90.4%	91.3%	90.8%			
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																	
労災看学	98.4%	98.8%	99.0%	99.0%																	
全国平均※	89.2%	90.4%	91.3%	90.8%																	

	ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であ	ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。 （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であ	行っているか。 ・労災病院間における医師の派遣を行い、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。 ・産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催しているか。	可能な限り臨地実習を実施した。 〔参考〕令和元年度：延べ約37,400日／令和２年度：延べ約30,900日 令和３年度：延べ約31,000日／令和４年度：延べ約34,800日 また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。 ク 労災病院間における医師の派遣 【令和元～４年度共通】 労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 【労災病院間医師派遣実績】 令和元年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：４人） 中部労災病院→旭労災病院（診療科：麻酔科、派遣医師数：３人） 令和２年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：３人） 令和３年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：３人） 令和４年度：東北労災病院→青森労災病院（診療科：呼吸器内科、派遣医師数：３人） （４）産業保健総合支援センターに従事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。 ①業務の円滑な遂行のため、新任副所長に対して、毎年度当初に研修を実施。 ②職員の能力向上のため、新人事務職員に対して、毎年度当初に研修を実施。 ③産業保健総合支援センターで実際に支援等の業務を担当するスタッフに対し、グループワーク形式等による研修を実施。 ④業務精度の向上に資するため、産業保健総合支援センターに赴いて業務指導を実施。 【令和元年度：10センター、令和２年度：４センター、令和３年度：７センター、令和４年度：５センター】			
--	---	---	---	---	--	--	--

	ることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。 （５）障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。	ることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。 （５）障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。	・障害者の雇用について、法定雇用率を着実に上回っているか。 ・障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用し、当該マニュアルに基づく研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施しているか。	（５）障害者雇用の着実な実施 本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設に対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。 第 4 期中期目標期間中は、法定雇用率（2.6%）を上回る状況を継続している。 円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を各施設に配布したほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。 また、障害者の雇用と定着に向け、定期的に発行している障害者雇用に関する通信を、継続して各施設宛て発信した。 さらに、令和 3 年度からは、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。			
	2 労働安全衛生融資貸付債権の管理	2 労働安全衛生融資貸付債権の管理		2 労働安全衛生融資貸付債権の管理			

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。	労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じ適切な債権管理等を行う。	・労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、適切な債権管理を行うとともに、貸付回収金を国庫納付しているか。	労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定し、その実施状況について評価を行い、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じた場合は弁済計画の見直しを行うとともに、貸付事業所の債権管理状況報告書を年1回提出させ、貸付金回収予定表を四半期ごとに通知した結果、令和2年度をもって破産更生債権を除く全額を回収した。																																																				
3 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議及び労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、法人のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及	3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議並びに労働WG等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要に応じ規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能してい	・内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施しているか。 ・内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組んでいるか。 ・業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在す																																																					
			3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化 【令和元～4年度】 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、理事長及び監事に報告を行った。 （監査実施内訳） <table><tr><th>施設</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr><tr><td>本部</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>労災病院</td><td>11</td><td>6</td><td>7</td><td>13</td></tr><tr><td>アスベストセンター</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr><tr><td>看護専門学校</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>治療就労両立支援センター</td><td>2</td><td>4</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>産業保健総合支援センター</td><td>16</td><td>11</td><td>14</td><td>17</td></tr><tr><td>労働安全衛生総合研究所</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>日本バイオアッセイ研究センター</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>33</td><td>24</td><td>29</td><td>40</td></tr></table> ア 業務の有効性及び効率性 これまで、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等（以下「業務フロー及び評価等」という。）については、コンプライアンス推進委員会及び内部統制委員会に諮り、承認された業務フロー及び評価等に基づき業務を実施している。 また、令和4年度については、日本バイオアッセイ研究センターにおける試験方法に関する手順書からの逸脱行為を踏まえ、当該業務部門に係る業務フロー及び評価等の見直しを行った。 今後とも、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、業務フロー及び評価等の見直し等を行うことにより、内部統制の充実・強化を図ることとしている。	施設	元年度	2年度	3年度	4年度	本部	1	1	1	1	労災病院	11	6	7	13	アスベストセンター				1	看護専門学校	3	2	2	5	治療就労両立支援センター	2	4	2	3	産業保健総合支援センター	16	11	14	17	労働安全衛生総合研究所			2		日本バイオアッセイ研究センター			1		合計	33	24	29	40		
施設	元年度	2年度	3年度	4年度																																																			
本部	1	1	1	1																																																			
労災病院	11	6	7	13																																																			
アスベストセンター				1																																																			
看護専門学校	3	2	2	5																																																			
治療就労両立支援センター	2	4	2	3																																																			
産業保健総合支援センター	16	11	14	17																																																			
労働安全衛生総合研究所			2																																																				
日本バイオアッセイ研究センター			1																																																				
合計	33	24	29	40																																																			

	び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。	るか点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等、更なる充実及び強化を図る。 また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に関して毎年度、施設に関しては原則３年に１度の監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。	るリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等に取り組んでいるか。 ・ 規程について見直し、必要に応じ改正等を行っているか。 ・ 具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて実施した研究等を踏まえ、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に努めているか。 ・ 日本バイオアッセイ研究センターにおける、試験方法に関する手順書からの逸脱事案について、厚生労働省による調査等に全面的に協力しつつ、再発防止の徹底等を図っているか。 ・ 機構が保有す	イ 法令の遵守 規程について所要の見直しを順次実施（給与規程等）し、必要に応じ改正を行っている。また、職員の法令遵守意識の強化を図るべく、外部専門家を交えて検討した内容（機構の業務活動に関するリスクの評価、コンプライアンス研修の内容等）を踏まえ、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合せ）等の機会を捉えてコンプライアンスに係る留意事項等についての徹底を図るほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）においても、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図った。また、各施設に対し、コンプライアンス強化週間等を活用し、ポスター掲示、院内報等を利用した啓蒙活動を依頼した。さらに、令和４年度に策定したコンプライアンスチェックリストに基づいた点検を毎年定期的実施することとした。 ウ 資産の保全 【令和元～４年度】 固定資産の適正な管理について、以下の会議等において周知、徹底した。			
--	--	---	--	---	--	--	--

			る資産について、適正に管理を行うよう会議及び研修会において周知・徹底しているか。 ・独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行っているか。 ・機構の業務実績に対する自己評価を行い、翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進しているか。 ・外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表し、業務運営に反映させているか。	・全災病院事務局長会議（平成31年4月、令和2年11月、令和3年4月、令和4年4月） ・全国労災病院会計・用度課長会議（令和元年9月、令和2年9月、令和3年9月、令和4年9月） ・会計業務打合せ（令和元年10月、令和2年10月、令和3年9月、令和4年9月） エ 財務報告等の信頼性 【令和元年度～4年度】 独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確保した。 （2）業績評価の実施 【令和元年度～令和4年度】 ア 各事業においてBSCを用いて、5つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から年度目標を定めるとともに、前年度BSC年間評価を実施し、目標と実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、PDCAサイクルによる業務改善を図り、当該年度の業務に役立てた。また、当該年度上半期評価においては、計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた更なる業務改善を促した。 イ BSC制度の定着及び職員の理解度向上のため、新任管理職研修等においてBSCの運用方法等についての講義を行った。 ウ 業務運営について受益者等の多様な意見や有識者の専門的な意見を反映させるため、外部有識者（学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人）から構成する業績評価委員会を新型コロナウイルス感染症の流行下においても電子（WEB）会議システムを活用し開催した。また、業績評価委員会における提言・意見については、機構ホームページで公開しており、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」に通じてご意見を求め、今後の当機構の業務運営の参考として活用している。 （3）事業実績の公表等 決算終了後、事業実績を機構ホームページで公開することにより、業務の透明性を高めている。また、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」に通じてご意見を求め、今後の当機構の業務運営の参考として活用している。			
	（2）業績評価の実施 外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。 （3）事業実績の公表等 毎年度、決算終了後速やかに						

	事業実績等をインターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。 4 公正で適切な業務運営に向けた取組 活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。 また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を	をホームページで公開しているか。 ・ホームページ内「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているか。 ・情報の公開を図り、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。 ・研究員が関与する研究について、遵守すべき研究倫理に反する行為等の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持	4 公正で適切な業務運営に向けた取組 - 令和元年度から令和4年度における法人文書開示請求は192件であった。 - 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。 - 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や管理職を対象とした研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹底した。 ○ 研究不正の防止のための取組 研究員が関与する研究について、研究員が高い倫理観を持って研究活動を行うことができるよう令和4年度に研究倫理教育の実施要領を策定し機構内全施設長宛て発出した上、バイオや安衛研をはじめ機構内全施設の研究に携わる職員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング教材（一般財団法人公正研究推進協会が提供するAPRIN eラーニングプログラム）を使用した教育及びWEBによる研修を開始した。			
--	--	--	---	--	--	--

	4 決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。	持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。 5 決算検査報告指摘事項への対応 これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを行うものとする。	って研究活動を行うことができるよう必要な研修を実施しているか。 ・和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について平成 24 年度決算検査報告において指摘された改善に係る手続を進めているか。	5 決算検査報告指摘事項への対応 【令和元年度】 和歌山労災病院移転後跡地については一部重複している市道計画用地を令和元年 7 月 16 日付けで市へ売却が完了した。市道計画用地の売却が完了したため、病院職員用駐車場を整備し残った敷地について、地元行政機関等へ買受意向の打診を行う等売却に向けて準備を行った。 【令和 2 年度】 和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年 7 月 16 日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地の売却に向けて分筆・測量・登記・不動産鑑定を実施した。 【令和 3 年度】 和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年 7 月 16 日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地について、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行うも応札者は無かった。 【令和 4 年度】 和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年 7 月 16 日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地について、最低売却価格の見直しを行った上、一般競争入札を行ったが応札者が無かったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。改めて、最低売却価格の見直しを行い、一般競争入札の公告を行った。 6 情報セキュリティ対策の推進 【令和元～ 4 年度共通】 ア 個人情報保護の周知徹底 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）において、留意すべき事項等について周知、徹底した。 令和元年度から令和 4 年度にかけて、職員能力開発課主催の電子（WEB）会議システムを活用した形式の研修において、情報セキュリティ対策に係る講義を累計 68 回（年平均 17 回）実施した。			
	5 情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じ	6 情報セキュリティ対策の推進 機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、対策を講じ	・個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意すべき事項等について周知、徹				

	ること。 また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。	る。 また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。	底しているか。 ・機構において所有する個人情報について、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行い、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。 ・対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策を改善しているか。 ・国の監査に準じたマネジメント監査等を実施しているか。	イ 情報セキュリティ対策の推進 全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和元年度から令和4年度累計：969回（年平均242回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。 毎年度12月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。 また、毎年度2回（実施時期は9月及び2月頃）に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。 さらに、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないように、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。			
				ウ 情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策の改善 令和元年度から令和4年度にかけて、「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」（平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示）に基づき、第三者監査（訪問監査及びペネトレーション（疑似侵入）テスト）を累計85回（年平均21回）に実施した。 これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。上記の取組により、令和元年度から令和4年度にかけて、重大な情報セキュリティインシデントの発生はなかった。			

	加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。 さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。
6 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	7 既往の閣議決定等の着実な実施 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。

特になし